
平成30年 第2回定例会

上富良野町議会会議録

開会 平成30年6月19日

閉会 平成30年6月20日

上富良野町議会

目 次

第 1 号 (6月19日)

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○表彰状の伝達	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 会期の決定について	3
○日程第 3 行政報告	3
○日程第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告について	5
○日程第 5 報告第 2号 委員会所管事務調査報告について	5
○日程第 6 報告第 3号 平成29年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告 について	6
○日程第 7 報告第 4号 平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計繰越明 許費繰越計算書の報告について	7
○日程第 8 報告第 5号 平成29年度上富良野町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰 越計算書の報告について	7
○日程第 9 報告第 6号 法人の経営状況の報告について	8
○日程第10 総務産建常任委員会付託	9
請願第1号 JR北海道路線存続に関する請願	
請願第2号 北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書提出を求める 請願	
○日程第11 町の一般行政について質問	10
6番 金子 益三君	10
1 商工業者持続化補助金の拡充政策について	
2 医療・介護・福祉の包括的拠点について	
13番 村上 和子君	16
1 上富良野町立病院の泌尿器科(隔週水曜日)が廃止となったが、 病病連携の強化を図り、再診療、診療科目の充実を	
2 障害や病気のある人に配慮の必要性を知らせる「ヘルプマーク」 普及と活用で優しい町づくりを	
3 働き方改革の中でも、中学校部活動のあり方の見直しをしては	
12番 中瀬 実君	21
1 情報通信技術導入のため町と農家と連携して農業ICT推進協 議会を立ち上げる考えは	
2 移住定住について	
9番 荒生 博一君	28
1 十勝岳ジオパーク構想の取り組みについて	
2 生活灯の維持・管理について	
11番 米沢 義英君	34
1 介護マークの普及について	
2 町立病院の運営について	

	3	地域医療圏構想について	
	4	ラベンダーハイツの運営について	
○散 会 宣 告		4 2

目 次

第 2 号 (6月20日)

○議 事 日 程	4 5
○出 席 議 員	4 5
○欠 席 議 員	4 5
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	4 5
○議会事務局出席職員	4 6
○開 議 宣 告	4 7
○諸 般 の 報 告	4 7
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	4 7
○日程第 2 議案第 1 号 平成30年度上富良野町一般会計補正予算 (第1号)	4 7
○日程第 3 議案第 2 号 平成30年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)	5 0
○日程第 4 議案第 3 号 平成30年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)	5 2
○日程第 5 議案第 4 号 平成30年度上富良野町介護保険特別会計補正予算 (第1号)	5 2
○日程第 6 議案第 5 号 平成30年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算 (第2号)	5 3
○日程第 7 議案第 6 号 平成30年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第1号)	5 4
○日程第 8 議案第 7 号 平成30年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)	5 4
○日程第 9 議案第 8 号 平成30年度上富良野町病院事業会計補正予算 (第1号)	5 5
○日程第10 議案第 9 号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	5 6
○日程第11 議案第10号 上富良野町保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例	5 7
○日程第12 議案第11号 上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例	6 0
○日程第13 議案第12号 上富良野町放課後児童健全育成事業の設備運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	6 0
○日程第14 議案第13号 財産の取得について	6 1
○日程第15 議案第14号 第6次上富良野町総合計画基本構想を定めることについて	6 2
○追加日程第4 発議案第7号 第6次上富良野町総合計画基本計画調査特別委員会設置に関する決議について	6 6
○日程第16 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について	6 7
○日程第17 発議案第1号 議員派遣について	6 8
○日程第18 発議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見について	6 8
○日程第19 発議案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見について	6 9
○追加日程第1 発議案第4号 J R北海道路線存続に向けた意見について	7 1
○追加日程第2 発議案第5号 J R北海道路線存続に向けた意見について	7 1
○追加日程第3 発議案第6号 北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見について	7 2
○日程第20 閉会中の継続調査申し出について	7 2
○閉 会 宣 告	7 3

第 2 回 定 例 会 付 議 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成30年度上富良野町一般会計補正予算（第1号）	6月20日	原 案 可 決
2	平成30年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	6月20日	原 案 可 決
3	平成30年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	6月20日	原 案 可 決
4	平成30年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）	6月20日	原 案 可 決
5	平成30年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）	6月20日	原 案 可 決
6	平成30年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	6月20日	原 案 可 決
7	平成30年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	6月20日	原 案 可 決
8	平成30年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）	6月20日	原 案 可 決
9	上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	6月20日	原 案 可 決
10	上富良野町保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例	6月20日	厚生文教常任委員会 付 託
11	上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例	6月20日	原 案 可 決
12	上富良野町放課後児童健全育成事業の設備運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	6月20日	原 案 可 決
13	財産の取得について	6月20日	原 案 可 決
14	第6次上富良野町総合計画基本構想を定めることについて	6月20日	原 案 可 決
	[総務産建常任委員会付託]		
	請願第1号 JR北海道路線存続に関する請願	6月19日	採 択
	請願第2号 北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書提出を求める請願	6月19日	採 択

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	行政報告	6月19日	
	町の一般行政について質問	6月19日	
	報 告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告について	6月19日	報 告
2	委員会所管事務調査報告について	6月19日	報 告
3	平成29年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6月19日	報 告
4	平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6月19日	報 告
5	平成29年度上富良野町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6月19日	報 告
6	法人の経営状況の報告について	6月19日	報 告
	諮 問		
1	人権擁護委員候補者の推薦について	6月20日	適 任
	発 議		
1	議員派遣について	6月20日	原 案 可 決
2	地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見について	6月20日	原 案 可 決
3	地方財政の充実・強化を求める意見について	6月20日	原 案 可 決
4	J R北海道路線存続に関する意見について	6月20日	原 案 可 決
5	J R北海道路線存続に関する意見について	6月20日	原 案 可 決
6	北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見について	6月20日	原 案 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
7	第6次上富良野町総合計画基本計画調査特別委員会設置に関する決議 について	6月20日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申し出について		

平成30年第2回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成30年6月19日（火曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 会期の決定について 6月19日～20日 2日間
第 3 行政報告 町長 向山 富夫 君
第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告について
代表監査委員 米田 末範 君
第 5 報告第 2号 委員会所管事務調査報告について
第 6 報告第 3号 平成29年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第 7 報告第 4号 平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第 8 報告第 5号 平成29年度上富良野町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第 9 報告第 6号 法人の経営状況の報告について
第10 総務産建常任委員会付託
請願第1号 JR北海道路線存続に関する請願
請願第2号 北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書提出を求める請願
第11 町の一般行政について質問

○出席議員（14名）

1番	中澤 良隆 君	2番	岡本 康裕 君
3番	佐川 典子 君	4番	長谷川 徳行 君
5番	今村 辰義 君	6番	金子 益三 君
7番	北條 隆男 君	8番	竹山 正一 君
9番	荒生 博一 君	10番	高松 克年 君
11番	米沢 義英 君	12番	中瀬 実 君
13番	村上 和子 君	14番	西村 昭教 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向山 富夫 君	副 町 長	石田 昭彦 君
教 育 長	服部 久和 君	代表監査委員	米田 末範 君
農業委員会会長	青地 修 君	会 計 管 理 者	林 敬永 君
総 務 課 長	宮下 正美 君	企画商工観光課長	辻 剛 君
町民生活課長	北越 克彦 君	保健福祉課長	鈴木 真弓 君
農業振興課長	狩野 寿志 君	建設水道課長	佐藤 清 君
農業委員会事務局長	大谷 隆樹 君	教育振興課長	及川 光一 君
ラベンダーハイツ所長	北川 和宏 君	町立病院事務長	北川 徳幸 君

○議会事務局出席職員

局 長	深山 悟 君	次 長	岩崎 昌治 君
主 事	大井 千晶 君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成30年第2回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎表彰状の伝達

○議長(西村昭教君) 報告いたします。

平成30年6月12日、北海道町村議会議長会会長より、長谷川徳行議員、村上和子議員、岩崎治男前議員、小野忠前議員、中村有秀前議員の5名に対し、15年以上、町議会議員としての長きにわたり、議会制度の向上と地方自治の振興、発展に寄与された功績により、表彰状が届いておりますので、ただいまより当議場において伝達をさせていただきます。

事務局長。

○事務局長(深山 悟君) 演壇の前におきまして、伝達をいただきたいと思っております。

西村議長、長谷川議員、村上議員におかれましては、演壇前をお願いいたします。

最初に、長谷川議員へ伝達をさせていただきます。

○議長(西村昭教君) 表彰状。

上富良野町議会、長谷川徳行殿。

あなたは、議会議員として、15年以上にわたり、地方自治の振興、発展に寄与、貢献され、その功績はまことに顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

平成30年6月12日。

北海道町村議会議長会会長、西村昭教。(拍手)

○事務局長(深山 悟君) 次に、村上議員をお願いいたします。

○議長(西村昭教君) 表彰状。

上富良野町議会、村上和子殿。

あなたは、議会議員として、15年以上にわたり、地方自治の振興、発展に寄与、貢献され、その功績はまことに顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

平成30年6月12日。

北海道町村議会議長会会長、西村昭教。(拍手)

○事務局長(深山 悟君) 以上で、表彰、伝達を終わります。

○議長(西村昭教君) 議事を再開いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいただきます。

事務局長。

○事務局長(深山 悟君) 御報告申し上げます。

本定例会は、6月15日に告示され、同日、議案等の配付を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

また、本定例会の運営について、議会運営委員長から、5月25日及び6月14日に議会運営委員会を開き、会期及び日程等の審議並びに本定例会までに受理しました4件の陳情、要望、請願の取り扱いの結果報告がありました。

総務産建常任委員長から、総務産建常任委員会に付託されました請願第1号から請願第2号までの請願について、審査報告書の提出がありました。

監査委員から、監査・例月現金出納検査結果報告書の提出、町長から、法人の経営状況の報告の提出がありました。

本定例会に提出の案件は、町長から提出の議案14件及び報告案件3件、議長からの報告案件2件、委員会からの報告案件1件、議員からの発議案件3件であります。諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、あす、20日に配付の予定であります。

町長から、本定例会までの主要な事項について行政報告の発言の申し出があり、その資料として、行政報告とともに、平成30年度建設工事発注状況を配付しましたので、参考に願います。

町の一般行政については、金子益三議員外4名の議員から一般質問の通告があり、その要旨は本日配付したところであります。先例により、質問の順序は通告を受理した順であります。

本定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向のとおりであります。

最後に、本定例会の説明員につきましては、町長以下、関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定に

より、議長において、

3番 佐川典子君

4番 長谷川徳行君

を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（西村昭教君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの2日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月20日までの2日間と決しました。

◎日程第3 行政報告

○議長（西村昭教君） 日程第3 行政報告を行います。

本定例会までの主な行政執行経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） おはようございます。

まず、行政報告をさせていただく前に、先ほど議長から、長年の議員活動に対しまして表彰されましたお二方、長谷川議員、村上議員に、長年の御労苦に対しまして心から敬意を表する次第でございます。おめでとうございます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第2回定例町議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

まず、昨日18日、午前7時58分ごろ、大阪府北部を震源とする震度6弱の地震が発生し、小学生を含む4の方が亡くなられ、300人を超える負傷者が出るなど、大変大きな被害が出ており、お亡くなりになられました方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われました方々にお見舞いを申し上げる次第であります。改めて安全対策の重要性を認識するとともに、早期の収束を願うものであります。

それでは、去る3月定例町議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、本年度4月からの執行体制についてですが、職員数については、昨年度中の定年退職者など10名の欠員に対して、看護師4名、作業療法士1名、臨床検査技師1名、薬剤師1名、一般事務職8名の採用を行い、社会福祉協議会に1名を派

遣したことから、昨年度当初から4名増の187名による執行体制とし、さらに再任用職員として2名の採用を行ったところであります。

今後とも町民の皆様との協働のまちづくりを進めるため、必要な組織体制の見直しを加えながら、業務の円滑な推進と体制の強化を図り、一層信頼される組織となるよう取り組んでまいります。

次に、人事評価制度についてであります。本年度より全職員を対象に制度をスタートし、5月までに各課の組織目標及び全職員の業務目標を設定したところであります。組織力の向上につながるような制度の構築に向けて、円滑な運用に努めてまいります。

次に、国の栄典関係についてであります。長年にわたり地方自治の伸展に尽力し、上富良野町長、上富良野町議会議員を務められ、2月14日にお亡くなりになられた故尾岸孝雄氏が、同日発令による特旨叙位において、正六位に叙されました。5月9日に御遺族に対して伝達申し上げたところであり、改めて故人の御功績に心から敬意を表するものであります。

次に、自衛隊関係についてであります。昨年11月、上富良野駐屯地内に発足された太鼓同好会の活動を支援するべく、5月18日に、富良野地方自衛隊協力を初め各諸団体により、上富良野駐屯地太鼓同好会を応援する会が設立され、今後の活動の一助になることが期待されるところであります。

基地対策関係については、6月11日と15日に、上富良野基地対策協議会によります防衛施設周辺整備対策要望を、道内各関係機関に要望を行ってまいりました。

記念行事関係では、5月26日の北部方面後方支援隊創隊記念行事、6月3日の上富良野駐屯地創立記念行事、6月17日の第2師団及び旭川駐屯地創立記念行事へ参加したところであります。

次に、第6次総合計画の策定状況についてですが、基本構想案につきましては、昨年12月5日に設置しました総合計画審議会において3回の審議を経て、5月16日に答申をいただいたところであり、答申内容を十分に尊重させていただいた上で、基本構想の最終案をまとめましたので、本定例会に上程をさせていただいたところであります。

次に、上富良野町内の郵便局との包括的連携に関する協定についてですが、住民サービスの向上、地域の安心・安全の確保と活性化を目的に、高齢者などの見守り、道路損傷やごみの不法投棄に係る情報提供等を主な連携事項として、4月23日に本協定を締結したところであります。本協定を通じまして、子供から高齢者まで、誰もが安心して快適

に暮らせるまちづくりの一助となるよう努めてまいります。

次に、「泥流地帯」の映画制作に係る制作会社との覚書の締結についてであります。5月10日に、東京に本社を置きますイメージフィールド株式会社と、作品の完成及び公開は制作会社の責任においてその実現に努めることや、まちは原作の舞台であることを踏まえ、積極的な協力、支援に努めることなどを基本とした覚書を締結したところであります。

また、「泥流地帯」映画化を進める会におきましては、映画化セミナーや泥流地帯フットパスの開催など、機運醸成活動も盛んに展開されてきており、多くの町民の皆様とともに、映画化の実現に向け、環境を整えてまいります。

次に、企業版ふるさと納税の寄附状況についてであります。昨年11月に地域再生計画の認定を受けて以来、本年2月に1件、5月に1件、合わせて二つの事業者から合計で170万円の御寄附をいただいたところであります。

今後、さらに民間企業の皆様に、本町の地方創生に向けた取り組みを積極的にアピールし、御理解と御協力いただく中から、地域再生計画に位置づけられた事業の円滑な推進に努めてまいります。

次に、町税等の徴収状況についてであります。例年どおり、夜間納税相談窓口の開設や滞納者に対する督促、差し押さえ等を行い、徴収に努めてまいりました。

これらにより、平成29年度の収納率は、滞納繰越分を含め、町税で昨年と同じ99.6%、国保税で98.8%と、高い水準を確保したところであり、滞納繰越金は、前年対比で、町税33万9,000円、国保税160万8,000円減少し、町税で399万8,000円、国保税で364万4,000円となっております。

今後も納期内納税の啓発と収納率の維持に努めてまいります。

次に、介護保険施設の整備についてであります。極東警備保障株式会社が計画をしておりました認知症対応型共同生活介護施設、上富良野グループホームおおぞらの建設について、3月19日付で、緑町公営住宅取り壊し跡地の有効活用方針に基づき、当該用地の賃貸借契約を同社と締結し、その後、本年10月のオープンに向けて工事が進められているところであります。今後、高齢者の福祉の充実に大いに貢献されることを期待しているところであります。

次に、農作物の生育状況についてであります。この冬の大雪の影響を心配しておりましたが、気温

の上昇とともに融雪が例年より進んだことから、耕起作業や播種作業が順調に推移し、作物の生育についても平年並みから平年よりやや早目に推移しているところであります。

今後の生育状況を注視しつつ、農業関係機関相互の連絡をより密にし、農業者の皆さんとともに豊穡の秋を迎えられるよう努めてまいります。

次に、建設産業安全大会についてであります。建設工場の繁忙期を迎えるに当たって、4月27日に建設業協会と商工会工業部会の共催により、建設事業従事者約110名が集い、開催されました。大会では、交通事故や労働災害の防止を参加者全員で確認し、無事故を誓ったところであります。

次に、道路整備及び治水砂防関係についてであります。4月24日に、北海道道路促進協会、北海道治水砂防海岸事業促進同盟及び北海道防災協会の通常総会に、また、5月10日、24日には全国治水砂防協会の理事会と通常総会にそれぞれ出席し、道路、砂防両事業の拡充及び促進に向けた活動の推進を確認したところであります。

次に、町立病院の診療体制の変更についてであります。泌尿器科については、平成17年10月より、富良野協会病院との病病連携により、隔週水曜日の午後に診療を行っておりましたが、本年4月より、協会病院の医師体制の変更に伴い、泌尿器科医師の派遣が困難になったことから、5月9日をもって休診とさせていただきます。

また、夜間診療につきましては、これまで隔週の木曜日に行っておりましたが、長期投薬による対応が進み、受診される方も固定化していることなどから、6月より第2木曜日の月1回の診療とさせていただきます。

次に、上富良野高校の入学状況についてであります。今春の新入学生数は、地元の中学卒業生19名を含む29名となり、全校生徒数は85名となったところであります。

今後においても、地域の皆様の御理解と御協力をいただき、魅力ある学校づくりへの支援と地元高校の存続に努めてまいります。

最後に、建設工場の発注状況についてであります。本年度、入札執行した建設工事は、6月14日現在、件数で20件、事業費総額で4億6,529万6,400円となっております。

また、本年度、発注予定の建設工事は45件で、その情報については4月1日付で公表したところであります。

また、今年度入札執行分から、国の公共工事適正化指針に沿い、入札における予定価格の事後公表を行うことといたしました。

なお、お手元に平成30年度建設工事発注状況を配付いたしましたので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号

○議長（西村昭教君） 日程第4 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君） 監査及び例月現金出納検査結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと存じます。

初めに、定期監査の結果について御報告を申し上げます。

1ページをお開きください。

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を御報告いたします。

定期監査の概要ですが、町立病院貯蔵品検査について、平成30年4月26日に病院の棚卸しを監査の対象として、平成29年度末に係る貯蔵品調書等関係諸帳簿を検閲するとともに、貯蔵品の実地検査を行いました。

監査の結果、棚卸しはおおむね適正に執行されていると認められました。

次に、2ページをお開きください。

車両検査について、平成30年6月4日及び5日に、公用車両の整備及び管理状況を監査の対象として、公用車両77台の車両の実地検査を行いました。

監査の結果、公用車両の整備及び管理の状況はおおむね良好であると認められました。

次に、3ページから15ページの例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を御報告いたします。

平成29年度2月分から4月分及び平成30年度4月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、平成29年度分を16ページに、平成30年度分を17ページに添付してございますので、参考としていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がないようですので、これをもって監査・例月現金出納検査結果の報告を終わります。

◎日程第5 報告第2号

○議長（西村昭教君） 日程第5 報告第2号委員会所管事務調査報告について、報告を求めます。

厚生文教常任委員長、荒生博一君。

○厚生文教常任委員長（荒生博一君） ただいま上程いただきました、報告第2号委員会所管事務調査報告について、1ページをお開きください。

厚生文教常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された事件（会議規則第75条の規定）について、申し出た調査を終えたので、同規則第77条の規定により報告する。

平成30年6月19日。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

厚生文教常任委員長、荒生博一。

記。

調査事件名。

1、先進市町村行政調査について。

調査及び研修の経過。

本委員会は、平成29年第3回定例会において閉会中の継続調査として申し出した「地域包括支援センターについて」を、平成30年2月から3回にわたり委員会を開催し、調査の日程、調査先の選定などを協議し、また、事前研修による現状把握を行った。

平成30年4月16日から19日までの間、福島県三春町及び茨城県利根町を視察し、調査を行った。

なお、1ページから4ページまでの本文につきましては、既に御高覧いただいたものとし、今回の調査先であります福島県三春町、茨城県利根町の概要と、それぞれの地域包括支援センターの先進事例の取り組みについて、まとめを朗読し、御報告とさせていただきます。

1ページの三春町の概要の説明をさせていただきます。

1、地域包括支援センターの運営について。

(1) 福島県三春町の概要。

三春町は、福島県のほぼ中央部、阿武隈山系の西裾に位置し、郡山市の北東に隣接している。まちのほとんどが標高300メートルから500メートルの丘陵地で、ゆるやかな山並みが続いている。

人口は約1万8,000人で、65歳以上の高齢者人口は約4,500人、高齢化率は30%、要介護認定率は17.9%となっており、上富良野町の13.3%より高い数字となっている。

また、1号被保険者の第6期介護保険料は月額5,092円で、第7期の介護保険料は5,762円となっている。

2ページ中段をごらんください。

福島県三春町の取り組みとしては、高齢者社会参加ポイント制度を設け、ボランティアや健康づくり活動を通して生きがいをつくるとともに、介護予防によって健康寿命を延ばすことを目指し、平成29年4月より、さまざまな活動に参加することで地元商工会の商品券と交換できるポイント制度を実施していた。この制度は、要介護認定者の方には対象にならないが、4,700名の高齢者を対象に実施し、現在、1,000名の登録者となっている。高齢者の方々の外出するきっかけとなるよう行っており、国からの補助金を活用し、昨年度、交付申請実績は140万円となっていた。

(2) 茨城県利根町の概要の御説明をいたします。

利根町は、茨城県内陸、最南端に位置し、東西8.3キロメートル、南北5.2キロメートルの小さなまちで、都心から40キロメートルという立地から、ベッドタウンとして2万500人を超える人口があった。最近では約1万6,300人まで減少し、平成29年には茨城県南地域で唯一の過疎地域に認定された町である。

65歳以上の高齢者人口は約6,800人、高齢化率は41.54%、要介護認定率は、上富良野町の13.3%より、後期高齢者の割合が少ないことなどの理由から、11.5%と低い数字となっている。

また、1号被保険者の第6期介護保険料は月額4,650円で、第7期の介護保険料は据え置かれ、4,650円となっている。

茨城県利根町の取り組みの特徴としては、一般介護予防として、新たに生活支援ボランティアポイント制度事業に取り組んでいた。ごみ出し、掃除、菓の受け取り、買い物などに対する生活援助、ペットの世話、電球の交換、話し相手などの生活全般に対する援助ポイントを付与し、ボランティア意識の高揚に取り組んでいた。

2、まとめ。

地域包括支援センターは、介護保険法の改正に伴い、平成18年4月から市町村に設置が義務づけられた。

上富良野町においては、保険者であるまちが直接管理監督をして運営を行ってきている。

厚生労働省は、団塊の世代が75歳以上となる2025年問題をめどに、住まい、医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を目指し、その中核可能として地域包括支援センターを位置づけている。

現在、地域包括支援センターの設置は、市町村直営が約3割、7割が社会福祉法人や社会福祉協議会や医療法人などに委託されている。最近では委託比重がふえ、その割合もますます増加傾向にある。

今回視察した三春町は社会福祉協議会に委託し、一方、利根町は上富良野町と同じまち直営での運営を行っていた。

三春町、利根町の特色としては、両町とも積極的に住民やNPO、民間がかかわり、生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加に重点を置き、活動を行っていた。

その中でも、高齢者の健康づくりや介護予防意識を高めるために、ポイント制度事業に取り組み、効果を高めていたことは、私たちにとって参考にすべき点であった。

両町のポイント制度を参考に、我がまちにおいても、超高齢化社会に向けて導入を検討すべきと考えます。

また、上富良野町においても、地域包括支援センターの役割は今後においてますます重要になってくるものと想定される。特に2025年問題まであと7年に迫っている。相談件数の大幅な増加や相談内容の複雑、多岐化、新たな社会現象などの対応に、現状の職員体制で十分な対応が可能なのか、業務内容や相談内容などを精査することにより、将来を見据えた地域包括支援センターの充実、整備が急がれる。

以上、厚生文教常任委員会、先進市町村行政調査の御報告とさせていただきます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって委員会所管事務調査報告について、報告を終わります。

◎日程第6 報告第3号

○議長（西村昭教君） 日程第6 報告第3号平成

29年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました、報告第3号平成29年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、その概要を御説明申し上げます。

それでは、裏面の繰越明許費繰越計算書をごらん願います。

まず、1行目の一般廃棄物ごみ袋作成につきましては、昨年度当初におきまして、見込みを超える販売量の増加があり、本年度当初の在庫不足が懸念されることから、前倒して発注契約を行うとともに、その納期が年度を超えることとなることから、3月定例会において追加の補正及び繰越明許費の議決をいただいたところであります。

平成29年度の決算期を迎え、限度額を設定した568万5,000円を平成30年度会計へ繰り越したものであります。

なお、当該ごみ袋については、4月19日に納品されております。

次に、2行目の島津第2地区道営農業水利施設保全合理化事業、3行目の経営体育成基盤整備事業及び4行目の上富良野地区道営農村地域防災減災事業については、国の補正予算に伴い、3月定例会において所要の補正及び繰越明許費の議決をいただいたところであります。

平成29年度の決算期を迎え、限度額を設定した当該3事業の総額1億5,710万8,000円を平成30年度会計へ繰り越したものであります。

以上、4事業で合計1億6,279万3,000円を、地方自治法第213条第1項の規定により平成30年度会計に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、その内容を報告するものであります。

なお、事業ごとの財源内訳で、国庫支出金など未収入特定財源についてですが、事業完了時期に応じで受け入れ手続を行ってまいります。

以上をもちまして、報告第3号平成29年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明といたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第7 報告第4号

○議長（西村昭教君） 日程第7 報告第4号平成

29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（北川和宏君） ただいま上程いただきました、報告第4号平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、概要を申し上げて説明にかえさせていただきますので、御承願います。

それでは、裏面の繰越明許費繰越計算書をごらんください。

ナースコール機器一式整備事業について、本年3月の第1回上富良野町議会定例会において、発注時期及び納期等の理由により、事業完了が平成30年度に入ること、繰越明許費の議決をいただいたところ、

平成29年度会計の決算期を迎え、契約金額の599万4,000円を平成30年度会計へ繰り越したものであります。

については、地方自治法第213条第1項の規定により平成30年度会計へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、その内容を報告するものであります。

以上で、報告第4号平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告といたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第8 報告第5号

○議長（西村昭教君） 日程第8 報告第5号平成29年度上富良野町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤清君） ただいま上程いただきました、報告第5号平成29年度上富良野町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明させていただきます。

上富良野町公共下水道事業は、現在稼働中の3系列の処理設備のうち、今回、第2期長寿命化計画において、建物の屋上防水及び火災報知器設備等の更新工事と、供用開始から22年を迎える2系列の機械及び電気設備の更新と、あわせて日の出及び丘町ポンプ場の電気計装設備の改修更新を平成29年度及び30年度の2カ年で施工するものでありまして、日本下水道事業団に設計積算及び施工管理業務

を委託し、技術的援助をいただいているもので、昨年5月23日に協定を結び、6月21日の議会で議決をいただき、本年3月議会において、設計内容の見直しにより、繰越明許費補正2,360万円を行ったところであり、今回、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告を行うものであります。

以下、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

報告第5号平成29年度上富良野町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条第1項の規定により、平成29年度上富良野町公共下水道事業特別会計歳出予算の経費を別紙繰越計算書のとおり繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

1ページをお開きください。

平成29年度上富良野町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。

1款下水道事業費、2項事業費、事業名、根幹的施設建設工事委託、金額2,360万円、翌年度繰越額2,360万円。

以上、報告といたします。御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第9 報告第6号

○議長（西村昭教君） 日程第9 報告第6号法人の経営状況の報告について、報告を求めます。

企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（辻剛君） ただいま上程いただきました、報告第6号法人の経営状況報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、提出させていただいた株式会社上富良野振興公社の経営状況に関する書類に沿って、その概要を御説明申し上げます。

それでは、経営状況に関する書類をごらんください。

1ページをお開きください。

まず初めに、平成29年度の事業報告書ですが、ここには、株主総会、取締役会、監査役会の開催状況及び審議項目等について記載をしております。

2ページから3ページには、部門別報告書として、振興公社が指定管理者としてまちから受託し、

管理運営している4施設について、それぞれの実績概要を部門別報告書として記載しております。

最初に、吹上温泉保養センター白銀荘についてですが、入館者数は7万6,285人で、前年度対比0.9%の増、利用収益では、6,485万8,000円で、0.5%減の実績となりました。9月の台風や12月の暴風雨、3月の暴風雪など、繁忙期を含め、6日にも及ぶ休業が売り上げ減の主な要因でございます。

次に、日の出公園オートキャンプ場ですが、総入場者数は2万64人で、前年度対比5.4%の増、有料入場者数では、1万5,420人で、3.6%の増となり、利用収益では、1,961万2,000円で、4.7%増の実績となりました。外国人利用者が依然として伸びていることとあわせ、国内利用者も前年度対比8.4%と、堅調な伸びを見せており、このことが利用収益増の主な要因であります。

3ページになります。

次に、町営スキー場ですが、リフト券の総売上枚数は2,195枚で、前年度対比12.4%の増となり、利用収益では、118万1,000円で、4.5%増の実績となりました。シーズン当初の降雪が順調で、過去3年間の平均より5日早く営業を開始することができました。また、大きな転倒、衝突事故等もなく、無事、シーズンを終えております。

最後に、日の出公園についてですが、公園の使用料収入による利用収益は24万8,000円で、前年度対比12.6%減の実績となったところです。

次に、5ページをお開きください。

平成29年度の決算報告書であります。最初に貸借対照表について申し上げます。

資産の部の流動資産は2,523万2,550円で、現金・預金の2,391万1,626円、商品の131万8,724円が主なものとなっております。固定資産は103万8,882円で、有形固定資産100万8,882円と出資金3万円であり、資産の部の合計は2,627万1,432円となっております。

次に、負債の部ですが、流動負債は564万6,135円で、その内訳は、未払い金、預かり金等があります。

資産の部から負債の部を差し引いた純資産の部ですが、株主資本2,062万5,297円で、その内訳は、上富良野町、ふらの農業協同組合、旭川信用金庫、上富良野町商工会の出資による資本金1,000万円と、利益剰余金1,062万5,297円となっております。

次に、6ページをごらんください。

損益計算書について申し上げます。

最初に、営業収益となります売上高についてであります。利用収益と販売収益を合わせた売上高合計は8,589万8,495円となっております。

次に、営業費用であります売上原価につきましては、期首商品棚卸高と当期商品仕入高を合わせた1,137万1,677円から期末商品棚卸高131万8,724円を差し引いた1,005万2,953円となります。

このことから、売上総利益金額は、売上高から売上原価を差し引いた7,584万5,542円となっており、さらに販売費及び一般管理費合計1億459万8,583円を差し引いた営業損失額は2,875万3,041円となっております。

営業外収益としては、まちからの管理委託料に当たる受託収入の3,106万8,267円を初め受取利息、受取配当金、雑収入を合わせ3,122万3,230円となっております。

また、営業外費用としては、まちに対し180万円の寄附を行っております。

以上のことから、営業損失金額2,875万3,041円に営業外収益3,122万3,230円を加え、営業外費用180万円を差し引いた経常利益金額は67万189円となっており、さらに法人税等の19万5,700円を差し引きまして、当期純利益金額は47万4,489円となったところであります。

次の7ページから15ページには、ただいま説明いたしました参考資料として、販売費及び一般管理費の内訳書及び各施設の損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳書、株主資本等変動計算書のほか、各施設の月別利用集計表を掲載しております。

次に、20ページをごらんください。

平成30年度の事業計画及び予算についてですが、引き続き北海道の観光客数は増加基調にあり、外国人の来道者数も過去最高を記録し、北海道全体はもとより、富良野圏域においても観光入り込みの増が期待されるところであります。

特に懸案でありましたオートキャンプ場駐車場の増設につきましては、本年事業により、20台以上の駐車スペースが確保されることとなり、繁忙期の混雑解消、快適な利用環境を提供できるものとして期待をしているところであります。

振興公社としましても、インバウンド対応の充実に努めるとともに、国内のお客様についても、ホームページ等を通じた情報発信とあわせ、近隣の観光施設やエージェント等への営業に努めていくこととしております。

各施設とも、従業員一同、利用者に満足いただけるよう努めていくことで、適正な売り上げを見込む

とともに、費用の支出は必要最小限にとどめ、安定した経営に努めていくことを基本方針として取り組んでまいることとしております。

21ページから32ページには、平成30年度の事業計画及び予算の基本方針に基づく各施設ごとの入り込み見込みと、販売費及び一般管理費の内訳書、予定損益計算書について、公社全体と各施設ごとにお示ししています。

まず、白銀荘についてですが、計画入館者数を、宿泊客で8,980人、回数券利用者を含めた日帰り客で6万7,500人の計7万6,480人とし、売上高は6,625万5,000円を見込んでおります。

次に、オートキャンプ場ですが、計画有料入場者数を1万4,360人とし、売上高は1,770万3,000円を見込んでおります。

次に、町営スキー場ですが、利用券売り上げ総枚数を1,952枚とし、売上高は110万円を見込んでおります。

また、日の出公園につきましては、公園使用料として10万円の売り上げを見込んだところであります。

なお、各施設とも、売上総利益から販売費及び一般管理費の合計を差し引いた営業損失につきましては、まちからの管理委託料等において賄う予定としているところであります。

最後に、33ページには振興公社の株式名簿、役員名簿を掲載させていただいております。

以上で、株式会社上富良野振興公社の経営状況の報告といたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって法人の経営状況の報告を終わります。

◎日程第10 総務産建常任委員会付託

○議長（西村昭教君） 日程第10 総務産建常任委員会に付託審査の請願第1号JR北海道路線存続に関する請願、請願第2号北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書提出を求める請願を一括して議題といたします。

本県に関し、総務産建常任委員会の報告を求めます。

総務産建常任委員長、岡本康裕君。

○総務産建常任委員長（岡本康裕君） 日程第10 総務産建常任委員会付託、請願第1号JR北海道路線存続に関する請願、請願第2号北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書提出を求める請願に

ついて、朗読をもって報告いたします。

平成30年6月19日。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

総務産建常任委員長、岡本康裕。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

請願第1号。

平成30年5月25日付託。

件名、JR北海道路線存続に関する請願。

審査結果、採択すべきもの。

委員会の意見、願意妥当。

措置、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、財務大臣、国土交通大臣、北海道知事へ意見書を送付すべき。また、報告を求めるべき。

請願第2号。

平成30年5月25日付託。

件名、北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書提出を求める請願。

審査結果、採択すべきもの。

委員会の意見、願意妥当。

措置、北海道知事へ意見書を送付すべき。また、報告を求めるべき。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（西村昭教君） これをもって、総務産建常任委員会の報告を終わります。

これから、請願第1号JR北海道路線存続に関する請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する総務産建常任委員長の報告は採択であります。

この請願は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

したがって、請願第1号JR北海道路線存続に関する請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第2号北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する総務産建常任委員長の報告は採択であります。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

したがって、請願第2号北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書提出を求める請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

◎日程第11 町の一般行政について質問

○議長（西村昭教君） 日程第11 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、6番金子益三君。

○6番（金子益三君） おはようございます。

先ほど町長の行政報告に先立ち、ありましたように、昨日、7時58分に大阪の北部を震源として見舞われました近畿地方の地震でお亡くなりになりました4名の方に心から哀悼のまことを捧げるとともに、被害に遭われた全ての皆様にお見舞いを申し上げるところでございます。

また、長年の議会の功績にわたりまして、先ほど同僚議員並びに先輩議員が表彰を受けたことに対しましても、心から私たちもお祝いを申し上げるところでございます。

さて、私は、さきに通告をしてあります2点の項目につきまして、町長に所信をお伺いいたします。

1点目でございますが、商工業者に対する持続化補助金の拡充政策について質問をいたします。

現在、まちで行っている商工業者への支援策の一環として、商工業者持続化補助金の拡充を行ってはいかがでしょうか。

今現在といたしましては、商工会会員に対して、50万円を上限として2分の1の助成を行っております。

この政策につきましては、国が行っている小規模事業者持続化補助金へのまち独自の追加の取り組みとして、非常に私自身も高く評価をしているところでございます。

現状といたしましても、多くの商工業者の利用があり、商店街の活性化の一助を担っていることも事実である一方、近隣町村においても、我が上富良野町が先んじた取り組みでありまして、利用者の声を聞きますと、改装の際に利用して非常に便利であった、また、このような助成があるなら、この機会にお店の店舗改装に取り組みたいなど、大変好評価があったようでございます。

そこで、現在行っている政策の拡充を図ることが、さらなる上富良野の商工業の発展につながると考えます。

近隣の町村で行っている一例を挙げてみますと、事業者への助成金は200万円を上限として、さら

に3分の2の助成となっている地区も出てまいりました。このような幅広い助成の枠が我がまちにもありますと、商工業者といたしましても、大きく店舗の改修や、また、新たな新規開拓への道が広がり、結果といたしまして、我がまちの商店街の活性化が行われると考えます。

今の政策が悪いわけではございませんが、現在の政策ですと、軽微な改装や新規メニューの開発の一部というところで終わってしまっているようでございます。助成枠を広げることにより、新しい設備投資や、また、新たな分野への取り組みへとつながることが期待され、そのことにより、結果として商工会への加入のメリットも大きく感じ、商工会という組織の強化へと波及効果が出てくると考えます。

そこで、現在の持続化補助金の上限及び補助率を上げ、さらに、利用条件等の要綱も広げることが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。

2点目でございます。2点目は、医療・介護・福祉の包括的拠点について、町長にお伺いいたします。

上富良野町の福祉の現状は、健康づくりの取り組みや、特定健診の受診率向上、特定指導の徹底に加え、町民がみずからの健康への関心の高さなど、他の自治体に比べても誇れるところが非常に多い状況でございます。

公の病院であります町立病院も、町民のかかりつけ医として、住民の健康と生命を守り、療養型病床群から小規模老健への転換により、医療と介護の両立も図ることが可能となっております。

また、平成16年から開設されました保健福祉総合センターの建設により、保健師と職員との連携も密になり、情報の共有が強くなっていることも大変素晴らしい点だと考えます。

一方で、現在、特別養護老人ホーム、ラベンダーハイツの経営状況が大変厳しい状況にあり、また、現在、その改善に向けて、改革が取り組まれているところでございます。

また、町立病院におきましても、平成37年までにスプリンクラーの設置義務などの問題も抱えている現状があります。

そこで、町長にお伺いいたしますが、ぜひ早い時期に、医療・介護・福祉を包括的に行える拠点施設の整備が必要と考えます。我がまちの医療従事者や介護従事者の確保の充実のためにも、そして、ワンストップで住民が安心して医療から介護まで受けることができ、また、医師やスタッフが患者や入居者へのケアが迅速に行えることができるように、いわゆる垂直型の医療、介護の連携が可能な施設整備が望まれております。病院、老健、訪問看護、訪問

介護、特別養護老人ホームを一体化し、そこに保健師や地域包括支援センターなどを強く結びつけることで、今以上に地域で暮らしていく安心が強まると考えます。

上富良野町内の医療の現状、また、介護の状況をかながみたときに、一刻も早い決断が求められるところに来ている状況と考えます。先ほどの委員会報告でもありましたが、団塊の世代が後期高齢者を迎える2025年問題への秒読みが迫っております。少子高齢化が進む中において、もう既に猶予がない問題ととらえておりますが、ぜひ町長の考えをお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番金子議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの商工業者持続化補助金の拡充政策についての御質問にお答えいたします。

商工業者持続化補助事業につきましては、商業振興計画の開始にあわせ、平成28年度より、本計画に基づく事業として、町内で経済活動を行う事業者の持続的経営を支援する施策として、商工会が主導的な役割を担い、事業を行っているところであります。

平成28年度においては15事業者、平成29年度は6事業者が活用され、顧客サービス向上や店舗改装、設備等の充実による新たな商品開発など、個店の魅力づくりとあわせ、経営の安定、向上に取り組まれております。

本年度も既に6事業者から応募があり、事業活動へ積極的に活用されておりますことから、地域経済活動がさらに活発になることを期待しているところであります。

補助の拡充をしてはとの御質問であります。この事業につきましては、より多くの事業者の皆様を活用していただくことを期待し、国の小規模事業者持続化補助の制度に準じて、さらに使いやすい事業として制度設計を行った経緯にあり、助成事業の規模としては特段大きなものではありませんが、多くの事業者の経営意欲にお応えできる有効な支援策の一つになっているものと認識していることから、多数の申請が寄せられた場合におきましては、補正予算対応させていただくなど、事業者の支援に努めているところであります。

このような中、まちといたしましては、既に新たな商業振興計画の策定に着手しており、作業を進める中におきまして、商工会や事業者の皆さんから事業拡大の意向等が示されるような状況となったときは、拡大について検討が必要と思われると思いますが、現時点におきましては、現行制度の継続を基本として、

今後の推移を見てまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の医療・介護・福祉の包括的拠点に関する御質問にお答えさせていただきます。

現在、まちにおきましては、保健福祉課が所管する地域包括支援センター、北海道総合在宅ケア事業団が運営する訪問看護ステーション、社会福祉協議会が訪問介護、施設介護につきましてはラベンダーハイツや町立病院の小規模老人保健施設等が、互いに施設間、業務間の連携を図りながら、それぞれの施設において、まちの医療、介護、保健福祉を担っていただいているところであります。

高齢化が進む中で、それぞれの分野において多くの課題が存在している実態もあり、第6次総合計画期間中において、これらの課題解決に向けて一定の方向性を示す必要があると考えているところでありますが、議員の御発言にもあります、町立病院のスプリンクラー整備につきましても、平成37年6月までの設置が必要であることから、施設が老朽化していることも考慮いたしますと、町立病院の施設整備の方向性をどう示すべきか、さらに十分な検討が必要と認識しているところであります。

御質問の医療・介護・保健福祉を包括的に行える拠点施設の整備についてであります。医療と介護、保健福祉機能が集約され、一体的な機能を持つことを想定する場合、多くのメリットが期待できることは理解できるところでありますが、既存の関連施設の設置状況や財政的な要素を含めた住民負担を考慮いたしますと、慎重に検討すべきものと考えております。

現在、これらの課題の整理に向け、第6次総合計画期間中におきまして、取り組むべき施策、事業の判断につなげるため、本年度に入り、医療、介護、保健福祉を初め企画、財政、建築を担当する課長及び主幹を構成員とする関係各課の協議の場を設け、1回目の協議を行ったところであります。これらを通じ、地域医療の状況や今後の介護需要などの見通しを立てながら、医師、看護師など医療関係者のマンパワーを機能的に発揮できる施設配置を初め施設介護との連携等について、多角的に研究、検討を行い、本年度末を目途に検討結果を出せるよう、作業を進めるよう指示をいたしましたところであります。

議員から、一刻も早い決断をとの御発言もいただきましたが、ただいま申し上げましたように、必要な段階を踏みながら、第6次総合計画の早い時期に方向性が示せるよう、意を持って取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

6番金子益三君。

○6番（金子益三君） 1点目の持続化のことで質問いたしますが、まさに上富良野町商業振興計画、平成28年の3月に策定されたものの中で、現状の課題を打破する施策展開の中で、いわゆる消費者ニーズの対応ということで、個店の魅力づくりというところで、本当にまさに目玉事業としてこの取り組みがあったということ、本当にすばらしいものだなというふうに考えております。

そもそも、いわゆる小規模事業者に対する法律というものは、平成11年の中小企業基本法の改正以降に行われておりますが、実はこの部分については、創業ですとか、それから経営革新、新たにいわゆる成長分野の期待が見込まれるところの企業を対象に施策が行われておりまして、こういう地方にあります本当に小規模の事業者の減少というものに逆に拍車がかかったということがありまして、平成20年に、いわゆる中小企業よりもさらに小さい、ちょっと言葉が適切でないかもしれませんが、零細企業の、中小企業に対応するべく、小規模企業振興基本法と、あわせて小規模事業者支援促進法というものが生まれたことによって、地方で頑張っている小規模事業者にも光を当てる政策ができたことで、国が行いますいわゆる伴走型と言われる小規模事業者に対する支援の重点化として、廃業することなく、どんどん直接的な支援をするということが、いわゆる5年前から始まって、道内、今152商工会あるのですが、全ての商工会が手挙げしたわけではないのですが、現在、128の商工会がこれのいわゆる採択を受けて、国の補助金をもらっているという中で、まちとしては、そこでこぼれた部分をさらにケアをしていただけということで、この施策について、恐らく私の知る範囲でいうと、多分、上川管内でも初ですし、道内においてもかなり初期の段階で、まち独自の政策が行われたというふうに聞いております。

ぜひこの政策、私はまさに今、疲弊している商店街、また、商工業に対する非常に大きなプラスの要因だというふうに考えておりますし、先ほど町長の答弁にもありましたように、かなりこの3年間の中で多くの業者が手挙げをしております。本当に足りなくなった場合は補正を組んでいただいで追加をしていただいているということも本当にすばらしいことだと思うのですが、補正を組んで枠をふやすということも非常に必要なのですが、一方で、実情を聞いてみますと、できれば、本来であれば、例えばなのですけれども、今までお座りをしていたところを、椅子であったりとか、掘りごたつのほうに直した方が、全席を本当はやりたかったのだけれども、

どうしても今の手持ちのお金であったり、また、今後の上富良野町を中心とした経済状況を考えていったときに、手出しのお金をこれ以上ちょっと出すのは不安だったりとか、また、もうちょっと本当はいい機械を入れたかった、いい設備投資をしたかったのだけれども、ちょっとやっぱり足りなかったのだというような声があって、もっと本当はより顧客に対するサービスというものができる可能性だった、期待ロスが生じているという声もあったというのが、全てを網羅している助成ということにはならないと思うのですが、そのようなことがありました。

第2期の商業振興計画の策定においても検討されているという御答弁もありましたので、そういったことで、時限立法でも私は構わないと思うのですが、やはりカンフル剤のような形で、一たん疲弊して、今、本当に少しずつでもやる気のある業者が頑張っておりますので、その辺の後押しをするというところが、お考えがあるか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番金子議員の、中小事業者に対します支援制度についての御質問にお答えをさせていただきます。

ただいま制度化をしておりますまち独自の支援制度、小規模事業者に対する事業につきましては、先ほど御説明させていただきましたように、国の持続化補助事業のすき間と申しましょうか、少し目が向けられていないところを補完するような形の性格のものでございますが、おかげさまで順調に御利用いただいている状況でございます。

しかしながら、今、議員から、将来に対する考え等についての御質問もいただきましたけれども、まず私といたしましては、この事業を通じて、それぞれ個店の皆さん方、あるいは新規の事業者の皆さん方、まず足腰を強くしていただくというようなことがまず根っこにあるべきだというふうに考えております。そういったまず第一歩を踏み出すことによって、自信を深められたり、あるいは新たな分野への思いを深められたりする方々が今後出てくる状況が生まれることでありますと、それらについて、さらに応援をすること、これはまちの活性化を考える上では非常に重要なことでございます。

冒頭のお答えで申し上げましたが、そういった機運が事業者の中から、あるいは組織を通じて声が、あるいは思いが伝わってくるような状況になりますと、当然、さらに拡充も含めまして検討することは必要であろうというふうに考えておりますので、先ほどの質問と繰り返しになりますが、次期の商業振

興計画の中に、ぜひそういったことを商工会等を通じて思いを共有できればいいなというふうに考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） 北海道の商工会の、商工会議所とはちょっと違うのですけれども、いわゆる町村にある商工会の構成率といいますか、構成比というのは、実は他の都府県と非常に大きく異なっているのは、実は本州のほうというのは製造業が非常に多いのです。ですから、製造業のいわゆる工業者であったりするところのウエートが大きいということは、新たな分野の取り組みであったり、経営改革、経営革新を持っていくということについては、実は取り組みやすく、これは国の補助金、助成金とか、さまざまな施策の部分が非常に受けやすい素地があるのです。ところが北海道は、実はいわゆる販売する、また、サービス業等々の会員の比率というのが非常に高くなっておりまして、いわゆる新分野への取り組みというのがなかなか幅が狭いものがあるので、このような直接的な支援が受けられるということは、いまだかつてない非常にありがたい状況にありますし、いわゆる後継者不足の解除する一助にもなります。

いろいろな部分からヒアリングを私も直接聞いたところによりますと、本来、国のいわゆる持続化補助金に準じて、まちのほうにも御依頼を申し上げたところであるが、本来であればもう少し、実は枠出しも幅出しもしてほしいところも現状であったと。ただ、今までにこういったものが国もなく、それから、もちろん各自治体でもなかったもので、非常に手探りの中でやってみた結果、採択されて、非常にありがたいというところではあるが、本来であればもう少し幅を広げたいというのが生の声のようでございますので、その辺をぜひ町長もくみ取っていただきたいなというふうに思いますが、この辺、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員の御質問にありますように、当初、こういった特に商工業者の中小事業者の支援制度というものにつきましては、全国バージョンでまずつくられるものですから、そういった業態の違いというのが、特に地方と大都市周辺の実業者の事業形態が全く違うということで、なかなか隔々まで効果が及ばなかったという反省から、この持続化補助事業というものが増えてきたものと理解しております。

そういうことを踏まえて考えますと、やはり私どものような地方の皆さん方が活用しやすいような制

度を設けるといことは大変重要でありますし、さらに、まちといたしましては、現在取り組んでおりますこの持続化補助等を通じて、一番私といたしまして課題であろうというふうに思っておりますのは、新規の新商品の開発とか起業というのはなかなかハードルが高いものがありますが、まずは担い手、後継者等が定着していただけるような、そういう商売の姿というものを何とかここから生み出したいというふうに考えておまして、そういったものが実を結んで、先ほど御質問にありますような、さらにステップアップを図りたいというようなものに対しては十分応えていくべきだと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） 本日に他の地域に先んじて、また、国の政策に追従するような形で、国がやっている事業承継であったり、そういう後継者不足の担い手をさらに後ろからまちとして後押しできる、本当にすばらしい取り組みだと思っておりますので、ぜひこの部分に関しては、今後、商工会と連携を深めた上で、現状の声を拾っていきながら、さらなるいいものにしていただきたいというふうに考えております。

続いて、2点目の医療・介護・福祉の包括的拠点についてお伺いいたします。

町長の御答弁、非常に私も同じ思いというか、まさに財政の両面からバランスというものを見ていかなければいけないということは、私も常々思っております、理解するところでございます。

そんな中で、国立社会保障・人口問題研究所がこの4月に新たな報告書を出しまして、もちろん6次総合計画の中にも盛り込まれておりますが、いわゆる高齢者の状況といましようか、人口自体が、2030年までの間には、かなり上富良野町も減少していくことが社人研の中では予測されておまして、残念ながらその中において、いわゆる高齢者の数というものは、2025年以降も、2030年までもふえていく傾向にあります。さらに内容を見ますと、いわゆる75歳以上の方の増加というか、比率がふえていくことによって、これは何がやっぱり恐ろしいというか、困るかという、やはりそこから先、介護の重度化が始まっていく、また、今までは非常に健康で日々を過ごされていた方というの、ある日突然本当に進んでいくというのがあります。これらは、今、医療と介護というのは絶対切っても切れない状況にあります。

御答弁の中にありました、いろいろな施設の運営状況、それから、施設の老朽化、さまざまな抱えている問題等々もありますが、やはりこれをある程度

打破するには、集約化というものが一つの解決策の糸口になるものではないかというふうに考えますが、この点、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番金子議員の、医療・介護・福祉等の事業に対します御質問にお答えさせていただきますが、将来の、本町のみならず、全国的に高齢者比率が高まっていくことは、2025年はピークを迎えるということをごさいます、それからそういう高水準が持続していくわけですから、一般的に言われております老老介護、そういったことが現実として起きてくることはほぼ確実であろうというふうに思っております。

そういう中で、上富良野の町民の皆さん方、高齢者も含めた皆さん方が安心して暮らしていただけるような環境整備をどのようにするかということが本当に重要な課題であることは共有していただいていると思います。

そういう中で、そういった医療、介護、そういう施設を総合的に設置できるような状況によるメリットというのは、これは言わずもがな、非常に高いということは私も十分理解しております。

とりわけ今、今後もですが、医療従事者、医師も含めまして、看護師、あるいは介護士も含めまして、マンパワーが非常に不足しているという実態にございます。これは恐らく簡単に解消できるものではないと。特に地域は大変だ、地方は大変だという状況にあります。

そういったことを考えると、やはりそういう関連のものが集約化されることは理想形であろうということは、議員と考えは一緒でございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） 本当にそうなのですね。いろいろなところでやっぱり人口減というのが非常にさまざまな問題に、医療、特にこれから少子化が、下支えをしていく人たちが少なくなっていくというのは本当に大きな問題になっております。

2014年の社人研の出した数字と、また、30年に出した数字では、ぐっとまた、いわゆる2030年の人口も1,000人近く上富良野町は減っているという推移もあるように、我々が想像している以上のスピードでもしかしたら進むかもしれない。管内においては、東神楽ですとか東川がころうじて90%から100%台ぐらいでいこうという予想はありますが、北海道自体が、いわゆる2015年をベースとしたときには、85%という指数になるぐらい減っていく中において、今、町長がおっしゃった医療資源、また、介護資源という言い方は

ちょっと失礼ですが、スタッフ、マンパワーの部分を確保するという部分に関しては、やはり点在をしている中でやると、もちろん医師の方も、病院の患者を見つつ、施設の入居者の状況も見る、このいわゆる時間的なロスであったり、いわゆる別なパワーを使うというところが、より近いところにあり、また、理想で言えば、同一建物にあるのが本当はもっと望ましいことだと思うのですが、やはりそういうことをすることによって、人も働きやすくなる、集まりやすくなる、そして、連携を図ることによって、町民も安心ができる。ワンストップで、私は今、ちょっと病気を持っているけれども、町立病院にかかりながら、やがては施設に入るのか、また、元気なうちは訪看で、在宅、居宅としていくのか、そういったものが一つの場所でしっかりとケアができるというのが、まさに町長が目指している安心・安全のまちづくりの第一歩であると思うのです。

ちょうど本当に、ちょうどという言い方は変ですが、それでも、まさに火災の消防法の中において、スプリンクラーの設置が義務づけられて、スプリンクラーを外づけするにおいても、非常に莫大なお金がかかるという中において、町長も御英断をされなくてはいけない時期がまさに来ていると思いますが、御答弁の中に、6次総合計画の中の早い段階に方向を示したいというお気持ちでありましたが、ぜひ、これは町民の願いといいたまいますか、恐らくこのまちに終のすみかとして住まわれている方の総意だと私も考えております。その中において、ぜひ町長の早い御英断を求めますが、この点、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番金子議員の、医療・福祉行政についての御質問にお答えさせていただきます。

議員からお話いただきましたように、将来のまちの人口の姿等を想定いたしますと、やはり安心して暮らしていただけるような、そういう環境整備というのは待たれている、また、そういう姿がもしかたなものであれば整えていくことは、絶対にそれはどなたも望むことであろうということは私も理解できるところでございます。

しかしながら、自治体として考えますと、保健福祉分野ワンサイドで考えるわけにいかないという実態もございまして。さらに申し上げますと、やはりそういったまち全体の将来の姿をどういう姿を描くか、さらに加えて、住民それぞれが将来、御負担をどの程度までお願いできるかというような折り合いをどこでつけるかということが非常に難しい判断になるかと思っております。

そういう意味におきまして、冷静に現状、あるいは将来の見通しを分析することが、やはり正しい判断に近づくのではないかとことをもちまして、この春から、課長職、主幹職を中心といたしました検討プロジェクトを立ち上げておりますので、そこでしっかりと見通しを含めまして検討結果をまとめたもの等を参考に、あるいは機会を通じて町民の皆さん方、あるいは議会の皆さん方の御意見を多角的にちょうだいいたしまして、最終的に6次総の早い段階でその方向を示していけるように決断をしたいと考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） 今まさに町長の御答弁にありましたように、本当に一方の財政から見たときに、一方の部分からだけでは見られない。もちろん産業もありますし、そういった部分は非常に私も理解します。

ものすごく大きな立派な旭川医大だったりとか、旭川市立総合病院みたいな、そんなものではなく、いわゆる集約化を図るといことがやはり一番の目的だと私は思います。点在する今の上富良野のそれぞれの規模というもの、先ほど申したとおり、当然、日本全国、人口が減っていきますから、これ以上立派な、地下2階、地上20階建ての病院を建てるとかいうことは私も申しておりませんので、上富良野の人口規模、また、これから予測されるであろう、いわゆる圏域の規模に応じた施設というもので私は十分だと思いますが、目的としては、集約化することがやはり一番大事であり、できることならば、町長が日ごろおっしゃっているように、全ての部分を公設公営化というところで進めていきながら連携を図るといこともいいとは思いますが、一方で、いろいろなやり方で、他の自治体を見てみますと、ある一定の部分に関しては公設民営化であったり、民設民営化しているものがあるところ、隣接したところに備わっているというような状況も先進地では何度か見たこともありますし、そのような中で、目的としては、いわゆるワンストップ化できるということを中心としてこのような医療・福祉・介護の拠点というものをまちの中心部に持ってくるのが望ましいというふうに考えますが、その点はいかがでしょう。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

機能を集約するということは、全く私も望むところでございます。また、議員、御発言にありますように、やはりいずれにいたしましても、どういう選択肢であろうと、究極は、やっぱり身の丈にあった

ものであるべきだということは変わらないところでございまして、これから精力的に少し検討を重ねまして、繰り返しますけれども、皆さん、さまざまな方々から御意見を賜りながら、将来の姿を示していきたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、6番金子益三君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

再開を10時50分といたします。

午前10時34分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどの金子益三君の次に、13番村上和子君の一般質問を許します。

○13番（村上和子君） まず、このたびの大阪北部地震に見舞われました大阪府12市1町の皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

私は、さきに通告してあります3項目について、町長、教育長に質問させていただきます。

まず、1項目めは、上富良野町立病院の泌尿器科（隔週水曜日）が廃止となったが、病病連携の強化を図り、再診療、診療科目の充実を。

富良野協会病院は、保健医療資源の適正な配置、サービスの提供を整えるための地域センター病院に指定されており、富良野圏域（第2次医療圏）の地域医療を支える病院である。他の医療機関と機能分担を図り、地域に必要な診療体制を確保するとともに、地域の医療機関への医師等の派遣及び技術援助の役割を担い、地域の連携を保ち、患者様に安心して受診してもらう病院である。

現在の上富良野町立病院の診療体制の経緯については、昭和55年3月に開院され、救急告示病院に認定、平成13年に産婦人科診療廃止、平成17年10月に泌尿器科開設（隔週の水曜日）、平成20年1月、循環器内科開設（隔週の金曜日）、平成20年7月、眼科開設（隔週の金曜日）、平成26年8月、眼科廃止、平成29年4月、血液・腫瘍内科、肝臓内科、救急科を開設、平成30年5月9日、泌尿器科廃止で現在に至っている。手術については、富良野市、旭川市の医療機関で行っているが、今回の泌尿器科廃止については、協会病院側の組織の編成体制のためであり、病病連携のあり方をいま一度話し合い、町民の医療のプライマリーケアを提供することが求められていると考えるが、医師の派遣等による再診療科目の充実を図ってはどうか。

か。

2項目めは、障害や病気のある人に配慮の必要性を知らせるヘルプマーク普及と活用でやさしいまちづくりを。

外見からはわからない障害や病気ある人が周囲に配慮の必要性を知らせるヘルプマークが、道内でも札幌市を皮切りに順次導入されている。縦約9センチ、横約5センチ、赤字に白の十字とハートマークが描かれている。対象は、難病や義肢、人工関節、妊娠初期の人などで、障害者手帳は不要で、東京都が2012年に考案したものであるが、上富良野町もヘルプマークを見かけたらやさしい配慮ができるよう、普及と活用を深めてはどうか、町長にお伺いいたします。

3項目めが、働き方改革の中でも、中学校部活動のあり方の見直しをしては。

教職員の働き方を改善するには、部活動改革は不可欠と考える。

1点目は、教員の負担を減らすためにも、教職員にかかわる部活動指導員を導入してはどうか。

今、国全体で働き方改革が進められており、上富良野中学校では、放課後、部活動として、卓球、テニス、サッカー、バスケット、野球、陸上、文化部として美術、書道、吹奏学部があり、指導時間は放課後4時から6時半までの間である。最近では、子供たちの教育環境が急速に変わり、上川管内の中学校には、部活動で教員以外の競技経験者を指導者として学校に配置するなどしているが、上富良野町としては、これらの教員にかかわる部活動指導員制度の導入に取り組む考えはないのか、お伺いしたい。

2点目は、部活動の参加回数など、見直しが必要では。

大会や練習を含めた土、日、祝日の活動日数は年40日以内にする。生徒や教員の負担を減らすためにも、休養日は週2日以上にする。休めなかった場合は代休を設けるなど、部活動への負担に配慮する思い切った取り組みが必要ではないでしょうか。教育長にお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 最初に、町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員の3項目についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの上富良野町立病院の泌尿器科に関する御質問にお答えいたします。

上富良野町立病院につきましては、昭和33年8月、町立国民健康保険直営病院として、一般病床69床、結核病床4床の73床で開設して以来、議員御発言にありましたような診療科目の変遷をたどり、現在は内科、外科を初め7科体制で運営を行っ

たり2日以上、平日は少なくとも1日、土、日の1日以上以上の休養日が目標とされておりますので、スポーツ庁のガイドラインに示された日数となるよう、学校や保護者などと協議を進めてまいりたいと考えております。

ただいま御答弁いたしました部活動指導にかかわる負担の軽減策以外の取り組みも含めて、関係者と十分な検討、協議を進め、諸対策を講じ、教員が授業や授業準備などに集中し、健康で生き生きとやりがいを持って勤務しながら、学校教育の質を高められる環境づくりに努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

13番村上和子君。

○13番（村上和子君） 1項目めの、町立病院の再診療、診療科目の充実のところでございますが、協会病院の医師体制が新たになったということにより、医師の派遣が難しくなったということがございますけれども、今まであった泌尿器科という診療科目が、隔週とはいえ、ありまして、治療を受けていた人が、突然5月9日をもって廃止になったわけですから、患者さんにしてみれば、どうすればいいのかという声がいっぱいありまして、200名以上の患者さんがおられます。そんな中で、これから先、どうすればいいのということで、継続治療、協会病院まで行くのが大変な人もいらっしゃるんですけど、5月9日をもって、はい、やめましたと、こういうことには私はならないのではないかと、このように考えるのです。一人一人説明させてもらったということがございますけれども、説明を受けました患者さんも大変不安を感じておりまして、富良野協会病院まで行くのが大変だということを申ししておりまして、患者さんが減って、やっぱり派遣医師で対応するまでもないということであればあれですけども、あくまでも協会病院の組織の医療体制が変わったことによる廃止であり、これは町長、富良野協会病院の体制充足を一日も早く整えるように、何回も話し合いというのでしょうか、そういう話し合いの場をつくっていただきまして、今、かかっているわけですから、患者さんが、今後の患者さんのまた大変さ、負担がちょっとまた、ここでなくなりましたら、協会病院まで通うということも大変でございますし、そういった大変さを考えると、ぜひ町長、強く協会病院の体制の充足、これについて強く要望してもらいたいと思うのですけれども、その点についていかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員の、泌尿器科の休診にかかわります御質問にお答えさせていた

できます。

泌尿器科に受診しておられました患者の皆さん方、おおむね200名近い方が実はかかっておられました。しかしながら、協会病院の新たな医師体制につきましては、早い段階から既に考え方が示されておりまして、町立病院といたしましても、担当されておりました先生も、早い段階から上富良野でかかっておられた患者様に対しましては丁寧な説明と御理解をいただいております。そういったことで、引き続き協会病院のほうで受診、診療を受けられる方につきましては、多少御不便もあろうかと思いますが、多くの方が白田先生のもとで投薬等で引き続きいていただけるような状況でございまして、丁寧な説明をさせていただく中で、スムーズに休診についての移行はできたというふうに考えております。

一方、新たな医師の派遣につきましては、協会病院が2次医療機関としての機能を満たす部分につきましては、これは圏域といたしまして、しっかりと医師確保等について、北海道、国等へ要望申し上げるといことは、それは現在も行っておりますが、そういったことは引き続き取り組んでまいるところでございますが、社会事業協会富良野病院としての医師体制の確保につきましては、協会病院独自のものとございまして、そこに私どものまちの事情を参酌していただけるようにということ強く申し上げるといことは、これは少し範囲を超えていることかなというふうに思います。ただ、協会病院ということのこだわりを捨てて、例えば私ども、非常にお力添えしていただいております旭医の三内、あるいは一外のほう等を通じて、もし可能であれば、泌尿器科の先生を派遣していただく、あるいは出張していただくような体制がお願いできないかということは今後も申し上げていくつもりでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） 町長も泌尿器科が開設されていることが望ましいと考えていらっしゃるという御答弁いただいておりますので、第2次医療圏で協会病院はそういう立場にあるということも知っておりますけれども、何かまたさらに常勤の医師が2名おやめになったということもちょっと聞き及んでおりまして、これから白田先生で診ていただける方も何人かいらっしゃるということでございますが、状況が変わりまして、小玉先生がお亡くなりになられまして、またちょっと今までと診療体制が、院長の肩にまたかなり負担がかかってくるものかなと、このように考えるところでございます。やっぱり一日も早く、いろいろ努力をしてくださるといこと

をいただいたのですけれども、旭川医大のほうに今度目を向けていただいて、少し派遣の報酬が高くなるかもしれませんけれども、こういったことも考えていただくということは、住民にとって、上富良野町も健康づくりのまちの宣言をしましてから3年目を迎えております。常々町長は地域の医療、安心・安全を、町民を守っていくということをおっしゃっておられますし、そういったことで、違う方法の派遣の診療の再診になるようなことを確保する上でも、これにつきましてどのようにお考えになるか、ちょっとまたお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

町立病院の診療体制につきましては、泌尿器科のみならず、極力町民の皆さん方に身近なところで診療を受けていただけるような体制をつくっていくことがまず基本であろうというふうに考えております。

しかしながら、先刻、金子議員にもお答えさせていただきましたように、非常に今、地方で医師確保というのが非常に大きな課題でございまして、多くの自治体が大変苦慮している実態にございます。協会病院も全く同じような状況でございまして、そういう中から、上富良野についてだけ対応していただきたいということは、これはまた非常にハードルがあるところでございます。

先ほど申し上げましたように、今後につきましては、泌尿器科のみならず、現在の診療科目を維持していくということも非常に大きな課題でございまして、これらを含めまして、非常に御協力いただいております医大等を通じまして、何とか維持していただけるような、これからも要望を重ねてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） 町民の安心・安全を守るためにも、診療科目を減らすということはちょっと考えられませんが、やっぱり今まであった泌尿器科、再診療に向け、今、いろいろと頑張っていただけということを御答弁いただきましたので、ぜひ早目によりしくお願いしたいと思います。

それでは、2項目めのヘルプマークの普及と活用の件でございますが、きょう持ってまいりました、このヘルプマーク、これでございます。これ、12月ですか、町内の公共施設、12月の広報で載っております。私、ちょっと読みまして、きょう、広報も持ってまいりました。これに、「配布します、

まちでは援助や配慮が必要な方に、ヘルプマーク・ヘルプカード配布を行っております」このような文言でございまして、ちょっと私、これはちょっと工夫が足りない。余り知られている人もおりませんが、6カ所の公共施設にパンフレットを配置してあるということでございますけれども、まだまだ知らない人が多く、こういう文言ですと、ちょっとほしい人にあげますよというような、配布しますという、こういう書き方でございますので、もうちょっと工夫をして、こういった方にやさしい心遣いができるような文言といいたいでしょうか、そして今回、民生委員さんにもお願いをして、何か活用の説明と普及に努めてもらうということでございますけれども、民生委員さんもやるということがいっぱいありますので、もっと保健福祉課としましても、このヘルプマークの普及と活用に、こういった人の立場を考えて手を差し伸べてあげるというような、そういうようなやさしい取り組みをしてほしいと、私はこのように思うのですけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員の、ヘルプマークについての御質問にお答えさせていただきます。

ヘルプマークの普及、あるいは啓発等についてのお知らせの仕方についての一工夫が必要ではないかということについては、極力そういった思いが伝わるように、これからも改善を重ねてまいりたいというふうに考えております。

ヘルプマークにつきましては、全く偶然に、けさの北海道新聞にも記事が大きく出ておりました。まさしく普及途上というようなことで、実際、啓発運動に深くかかわっておられる方のコメントも出ておりましたが、なかなかまだ浸透が図られていないという実態らしいです。

まちといたしましても、やはりこういったものを十分に活用させていただくようなことをこれからさらに取り組んで、広く、まずこれは町民の皆さん方に広く知っていただかないことには始まりませんので、そういったことに積極的に取り組みを、民生委員、児童委員の皆さん方もお見えですが、そういった方々のお力等もお借りしながら、広く啓発してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） これから町民に広くとおっしゃっていただいたのですが、このマークが北海道の保健福祉課となつていまして、これはやっぱり上富良野町保健福祉課に直すと、それから、項

目、こういう支援がほしいとかというのを書いてやることになっておりまして、もうちょっと、職員の方も比較的早くにぱっと取り組んでくださるのですけれども、情報の啓蒙の仕方がもっと工夫がほしいですね。このマークを見つけたら席を譲ってあげるとか、思いやりある行動をお願いしますとか、そういったなかなか町民に広がっていきませんし、何年か前には乳がん撲滅のピンクリボンもやりましたよね、皆さん。それもちょっと啓蒙の仕方というのでしょうか、そういったことで町民に広がり、町民を呼び込むような、こういった人にやさしい心遣いができるまちづくり、上富良野にしたいと思うのですけれども、もう一度町長、御答弁いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

このヘルプマークの普及等につきましては、広く障害等をお持ちの方が、周りの方がやさしくサポートしていただけるような、そういう仕組みのツールの一つだというふうには私は理解をしております。究極は、そういうようなマークを掲げておられなくても、上富良野の町民の皆さん方が、ハンデを持って暮らしておられる方に、やはりやさしく、温かく目を向けていただけるような、そういう土壌をつくるのがまずあるべき姿だというふうに考えております。そういった意味で、ヘルプマークもその一つのツールとしては大いに活用できるものでございますので、そういった広く町民の皆さん方に目を向けていただけるような、関心を持っていただけるような取り組みをしていきたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） 次は教育長にお尋ねしたいと思います。

3項目めの、働き方改革、中学の部活の見直しについてですけれども、教育長の答弁いただいた中で、1週間当たり勤務時間、60時間を超える教員をゼロにすると、こういうふうなことを聞かせていただきまして、道のアクションプラン、四つを目標に取り組んでいかれるということで、積極的な御答弁いただきましてどうもありがとうございます。

それで、この中の四つの目標の中で、私は部活が一番取り組みやすいかなということで質問させていただいたわけなのです。それで、今、うちでは複数の顧問を設置しているのだと、こういうことで、ほかの町村では指導の経験がある方が指導者にということになっていきますけれども、うちは複数置いているので、交代も可能だと。比較的そういう複数配置

ですから、そういう面はちょっと評価したいと思います。

それで、保護者の方とか教育委員会、検討で協議を進めて、必要に応じて対応を図るという御答弁をいただきまして、力強く感じておるところでございます。これはどれぐらいの説明を考えておられるのか、その時期的なもの、スピード感を持ってやっていただきたいと思うのですけれども、ちょっとその点、お聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 13番村上議員の、時期的、いつまでに行うか、最終リミットのお話にお答えをしたいと思います。

先ほども北海道アクションプラン自体が3年間の、30年、31年、32年の、32年までに60時間を超える職員をゼロにしたいという目標を出しております。その間に、なるべく早い時期に、外部指導員につきましては、競技種目によって地元で指導できる人がいるかいないか、また、それを協力いただけるかいただけないかという問題もありますし、なおかつ、ふさわしい人材なのか、いわゆる中学校のクラブ活動というのは、学校教育の中で行っているものであります。したがって、人がいないから単に外部指導に出すという考えより、勝てる、勝てないに関係なく、クラブ活動を一生懸命先生とともにやるということが教育的意義が高いものだというふうに考えています。

ただ、60時間を超える部分の現実があるとすれば、それは改善しなければなりませんので、いろいろな方法を考える中で対応していきたいなど。できる限り話を早く進めて、協議する中で、目標年次より前に対応できるようにしたいなというふうに思いますし、また、お金の絡みもこれには、外部指導に出すと、ボランティアでやってくれる場合もあるかもしれませんが、そうでない場合も出てきますので、財政的な部分も問題となると。

それともう一つ、うちのまちで外部指導していただいている例がもう既にあるということも御承知おきをいただければなと思っております。女子バレー部については、スポーツ少年団の中で、外部指導、自衛官の方が指導していただいて、現実に活動しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） よろしくお願ひしたいと思います。できるだけ早く、よろしくお願ひしたいと思います。

2点目の、部活動の参加活動の見直しでございますが、ここは週平均1日以上休養を設けているとい

うことでしたが、私が言いたいのは、先生ばかりでなくて、やっぱり生徒も休養が必要でないかなと、このように考えるわけでございます。中体連とか、どうしても参加しなければいけないものについては、やっぱり参加しなければいけないと思うのですけれども、この大会は参加はどうだろうか、ちょっと難しいとは思いますが、これは今回、ちょっと見送ろうかとか、この大会はどうかというような、そういう選択も、大変難しいとは思いますが、学校側では決められないと考えますので、教育委員会で、今後の働き方改革を考えた場合、全ての大会をこなしていくというのありかもしれませんけれども、そういった回数の、大会参加の選別といったらおかしいですけれども、そういったことも考えていかなければいけないかと思うのですけれども、この大会参加回数の見直しについて、ちょっと教育長、お尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 13番村上議員の、大会参加回数に対する御質問にお答えをしたいと思いません。

基本的に、先ほど週に2回、お休み、休養日にしましょうということでお話をさせていただきました。1回は平日、そしてもう1回のほうは、土、日、祝日にもう1回休んでいただこうということで、52週に、週に2回ですから、年間104回の最低休養日は設けたいというふうに考えております。

大会の参加については、学校クラブ競技ごとに、年間計画を立てて実施、参加をしているところです。それぞれのクラブで、保護者、子供たちのやる気だとか、そういう部分で、どれに出るかというのは、個々決定が、子供たち、先生方、協議の上で実施しております。基本的に104日の休養日の中で、残りの日数がありますけれども、大会に出ていく分については、制限をかけるつもりはなく、それぞれ選ぶのは自由だというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

13番村上和子君。

○13番（村上和子君） 今お聞きしまして、大体わかりましたけれども、やっぱり学校側といいますよりは、教育委員会、リーダーシップをとっていただいて、教員の今後の活動、働き方改革を考えた場合に、よその市町村ではこういう大会参加の回数などもいろいろと考えてやっている例もございます。それはよそはよそと、こういうことになるかもしれませんが、それからは教育委員会の強いリーダーシップをと思って、この大

会参加回数の見直しというのはちょっと難しいでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 13番村上議員の、大会参加に対する御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

基本的には、先生方の勤務時間というか、勤務条件が改善されて、働き方改革が進むことが一番だと思っています。その中で、アプローチの仕方はたくさん、先ほども申し上げたとおり、四つのアクションがございます。クラブ活動に限らず、それらの対応ができ、結果的に60時間を超える勤務実態がなくなるということが目標だというふうに考えております。

今、御質問いただいた、大会の参加の回数については、それを踏まえながら選択をしていくということで、教育委員会もリーダーシップを振るう中で対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、13番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、12番中瀬実君の質問を許します。

○12番（中瀬実君） 私は、さきに通告をしてあります2項目について、町長の見解を求めたいと思えます。

情報通信技術導入のため、まちと農家が連携して農業ICT推進協議会を立ち上げる考えは。

昨今のICT、AIの技術の進歩は目を見張るものがあります。今後、人手不足等から、GPSを利用した自動走行システムや、ドローンを効率よく普及させるべく、推進協議会を立ち上げる必要があると思われま。高額な機械となるため、補助事業が必要と考えられるが、事業規模、ニーズを把握するために、前向きに検討する考えはあるか、お考えを伺います。

2番目、移住・定住について。

人口減少に歯どめがかからない状況が続く中、町長は、執行方針の中で、定住・移住促進協議会と連携、協力して、上富良野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を掲げ、地方創生につながるよう検討を加え、取り組むとあるが、具体的に、1、移住と定住、どちらに主体を置いて進めるつもりか。

2項目め、定住・移住促進計画は、今年度、最終年度となるが、現計画の総括、移住・定住のニーズの分析はどのようにするつもりか。

3項目めは、移住・定住の最も重要である要件、仕事の確保についての対策、これらについて町長の見解をお伺いします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の2項目についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目目の、農業ICT推進協議会の立ち上げに関する御質問にお答えいたします。

農業分野での人手不足への対応や、生産性や品質の向上を図るために、ICT技術やビッグデータを駆使したAIの活用、ロボット技術によるスマート農業への取り組みが、ここ数年で急速に進展されている状況にあります。

国においても、スマート農業の実現に向けた取り組みを積極的に進めており、担い手不足、高齢化の進行等により、新時代の農業を築く大きな柱となるものと期待されております。

議員御質問の、ICT等を活用した新技術導入に対するまちの対応につきましては、新技術に関心を持つ生産者の方々やグループ、あるいはJAの生産部会等が主体となり、研究等に取り組まれることが実現性が高いものと考えており、本町においても、既に本年3月に、東中地区におきまして、東中地域ICT農業実証研究会が設立され、農業ICT関連技術の課題等について、調査、研究が行われているところであります。

まちといたしましても、これらの研究、検討等が進む中で、事業化に向けた動きとなるときには、行政としての役割を十分に発揮し、必要な協力、支援を行うべきものと考えており、引き続き国の動向などの情報収集に努め、農業者、農業関係団体との情報共有をすすめる中で、連携を図ってまいりたいと考えておりますことから、現時点において、まちが中心となったICT推進協議会の立ち上げにつきましては想定しておりませんが、農業関係者と団体などで立ち上がるような状況におきましては、参加させていただくこともあるものと思っておりますので、御理解賜りたいと存じます。

次に、2項目目の移住・定住に関する3点の御質問にお答えいたします。

少子高齢化、人口減少への対応、また、大都市への人口の過度な集中の是正を目的に、国においては、まち・ひと・しごと創生法を定め、地方においては、それに基づいて、まち・ひと・しごと総合戦略を策定し、地域の活力を取り戻す取り組みを進めているところであります。

本町におきましても、平成31年度までを計画期間とする上富良野町まち・ひと・しごと総合戦略を平成28年3月に策定し、人口減少と地域経済縮小の克服に向け、四つの基本目標を定め、各種施策を実施しているところであります。

まず1点目の、移住と定住、どちらを主体に進め

るかという御質問であります。私といたしましては、まず上富良野で生まれ育った方々が、いつまでもこのまちに住んでいてよかった、あるいはこのまちに住み続けたいと思っていただけるような環境づくりが重要と認識しており、そのためのさまざまな環境整備に取り組んでいるところであります。行政全般にわたるこれらの取り組みにより、世代を通じて多くの町民がこのまちに根づき、定着することが、ひいては移住者もふえていくことにつながってくるものと考えており、定住・移住は密接につながっているものと理解しているところであります。

次に、2点目の定住・移住促進計画の総括についてであります。相談窓口のワンストップ化や、空き家・空き地情報バンクの整備、大都市圏での移住フェアやお試し暮らし住宅の運営など、この間、行ってまいりました定住・移住促進計画に基づく諸事業、あるいは、これらを通じて得られました移住希望者の雇用や住環境に関するニーズ、上富良野に対する認識、イメージ等を総合的に整理し、それらを検証する中から、成果につながったもの、あるいは成果につながらなかったものを整理し、さらなる事業の拡充につながるよう、総括したいと考えております。

3点目の、仕事の場の確保についてであります。富良野の知名度が高いことなどから、移住に対してのイメージ的なニーズは相当数あるものと感じておりますが、実際、移住を検討されている方からの電話や電子メール、移住フェアなどでの相談では、やはり働く場や収入に関する問い合わせが多い実態にあります。雇用の場の確保、拡大につきましては、一朝一夕には対応できませんが、既存企業の規模拡大や大企業との連携による求人情報の提供を初め、新規開業や新規就農に対する支援制度の紹介等を、関係機関と連携しながら取り組み、移住促進につながるよう努力してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） 今、町長から答弁をいただきましたけれども、スマート農業の取り組み等につきましては、国、道も積極的にとり進めているのは町長の答弁どおりでありますし、これからの新時代の農業のあり方として、まちも積極的に取り組むべき課題だと思っておりますけれども、今の答弁からいきますと、今のところまちとしては積極的に関与する考えはないという考えを示されましたけれども、私、2年半ほど前に、スマート農業の関係で質問させていただきました。2年半たった時点で、非常に進歩、すごい進歩しております。当時、町長

は、まだまだ普及するには早い、だからもう少し研究、検討をしたいという答弁でありました。2年半、研究、それから検討をされたと思います。その結果が、今答弁された答えなのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の、ICT技術導入に関する御質問にお答えさせていただきますが、お答えさせていただきましたのは、議員、御質問にありますような、まちが主体性を持った推進協議会というようなもの立ち上げをとというような御質問でございましたので、まちが旗振りの中心となって協議会を立ち上げるということとは、必ずしもあるべき姿でないというふうな理解を申し上げているところでございまして、ICT技術の導入等についての関心を、生産者、あるいは農業団体の皆さん方と共有するというは、これはずっと変わりのないところでございまして、やはりそういった技術の普及、導入の、実際、事業化を図る段階につきましては、行政はしっかりとかわる必要はございますが、やはりそういった研究、検討の段階におきましては、やはり実際、そういった取り組みをされている方が中心となって進めることが、私はあるべき姿だということを申し上げたところでございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） 推進協議会の関係について、町長、当然、私の聞き方が間違っていたのかもしれないけれども、非常に今、自動操舵の関係については急速に普及中であります。今月号のホクレンのアグリポートの関係で出ているのですが、道内の自動操舵の関係の累計出荷台数というのは、ガイドランスで7,000台、これは28年度ですけれども、自動操舵の関係は約3,000台、単純に農家戸数約3万7,000戸で割り返すと、普及率は、ガイドランスで19%、自動操舵関係で8%ということで、利用者がどんどんふえているということです。このふえていることで、当然のことながら、農業をやっておられる若い人たちにとっては、もうそろそろ自分たちのまち、自分たちの経営でも、自動操舵の関係の機器を取り入れるべきだなというふうに考えている人が結構おります。当然、今回の議会懇談会の中でもそういった意見が出ております。

ところが、その導入をするに当たっては、非常にいろいろ事業等を行うにしても、非常に手探り状態というか、よくわからない。どういうふうにしたら導入できるのかといったようなことが非常に困っているのだという意見を聞きました。ですから、私が

申し上げたいのは、基本的にはまちが先頭に立って、こういった形の機器を入れるのに当たっては、皆さん、若い人たちも含めて、農業者が、何とかまちが中心に声かけをしていただいて、そしてその中で農業者、若い人たちが、どういうふうな形で、どういうふうに導入すればいいという、そういう道筋をつけていただきたいという意味でのまちの関与をお願いしたいという質問であります。町長、どうですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

ICT技術を活用したスマート農業の進展につきましては、私も実感しているところでございます。ガイドランスシステム、あるいは自動操舵システム、そういったものが既に実用化されている状況も理解をしております。

しかしながら、私なりの理解で申し上げますと、現在、そういった技術、あるいは普及に関します情報提供、そういったことは、メーカーにおいて非常に積極的に行われているように理解をしております。そういう中に、生産者団体、あるいは農協、あるいは生産者グループの方々も積極的に関わっている実態も、上富良野町でも既にあります。申し上げましたように、東中地域におきましては、既に研究会を立ち上げるなど、農業者の皆さん方が、どこに聞いたらいいのかな、あるいはどこに相談すればいいのかなというような状況について、対応できるような環境が既に当町にはあるというふうに私は理解をしております。

既に、中瀬議員も私も同じ農業者の出身として、今までさまざまな新技術、あるいは新たな営農体系等について取り組んできましたが、まちが旗を振ってくれてよかったというように感じるような部分は、私としては非常に少なかったのかなというようなことを考えますと、やはり生産者団体、あるいは農業団体等が主体的に取り組む姿のほうが自立していくのではないかとというふうに考えていることを御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） 町長が申されたことに対しては、私を感じた、受け取り方が間違っていたら済みませんが、若い人たち、農業者たちが、こういうことで機器を入れるに当たっては、研究とか、そういったことをするのに、そういうサークルをつくったりして、軌道に乗ったとか、そういうふうな機運が高まれば、まちとしては応援するよというふうな答弁だったと思いますけれども、私は、それよ

りももうちょっと一歩前に出て、やっぱり何とかそういったものを入れるために、まちも積極的に、最初から、こういうものを導入するときには相談にもきちっとのるのだよ、まちも確実に最初から関与するのだよというふうに言ってくれたほうが、農業者にとっても、ある程度情報提供の関係についても、非常に安心感を持ってそういう協議会みたいなものをつくれるのではないかなというふうに思っておりますけれども、そこら辺のところ、もう一度確認したいのですが。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の、ICT技術導入に関する御質問にお答えさせていただきます。

議員が今、御発言ありましたように、私といたしまして、行政がそういった動きに連動して協力をしていく、あるいは情報共有していくということは、積極的にかかわっていくということに対しては何のためらいもございません。むしろそうすべきであらうというふうに考えております。

ただ、御質問いただきましたように、推進する協議会をまちがという部分についてのみ、少し距離を置いているところがございます。考え方については、積極的にかかわるということについては、何の異存もないところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） 先ほどの答弁の中に、本年3月に東中地区において東中地域ICT農業実証研究会が発足したということでありまして、情報的に余り詳しくは得ておりませんが、何か今、基盤整備事業が行われている中で、そういった基盤整備を行った、区画整理を行った水田の中での、こういったICT関係の、自動操舵の関係だと思っておりますけれども、そういったものを取り入れて、実証研究をするというような話でありますけれども、たまたま今回、東中地域でそういったことで研究会が立ち上がったということは、まちのこれからの、ほかの地域の方々のいわゆるこういう自動ICT関係の機械を入れるのに対しては、非常にいいのではないかなと思っておりますけれども、これと並行しながら、やはり水田場の方々と我々畑作地帯の方の使い道というのはまた変わってくると思っておりますので、並行しながら、こういった機器を取り入れるために、こういう、名前はどのようなふうに言ったらいいのでしょうか、研究会と言ったらいいのでしょうか、導入期成会と言ったらいいのでしょうか、そういったものが必要になってくると思っておりますけれども、こういうふうな機運が高まったときに、すぐ対

処してもらわなければ、時間がずれると機運がちょっと衰えてしまうので、即、まちはすぐは関与できないとは言っておりますけれども、担当課に関してはきちっと対応できるような体制をとってもらえるような状況ができるのかどうかを確認させていただきたい。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

既に御案内だと思いますが、まちは、そういった東中地区の動きとは別に、もう既に来年の導入を目指して、まさしくまちが主体的に自動操舵システムを備えた田植機等の導入は来年に向けて準備を進めております。そういったことで、まちはまちとして、行政として取り組むべき課題については、既に走っておりますので、生産者団体や農業者団体の皆さん方、あるいは生産者グループの皆さん方と歩調はしっかりとあっているというふうに考えておりますので、積極的にかかわるということについては、既に動いているということも御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） 自動操舵の関係については、基本的には、今、東中地域でそういった実証研究がされるということですので、それらのいろいろな状況を聞きながら、いろいろな農業者の方々もそれに対して今後取り組んでいくべきではないかと思っておりますけれども、自動操舵とはまた別に、今、急速に注目を集めている部分については、ドローンというのがあります。ドローンは、これもまた二、三年前とは全く進化が違ってきているのと、価格が非常に安くなってきております。人手不足ということに関しては、ドローンというのは非常に効率的でありますし、ただ、一つだけ、散布するときの農業の限定がされているという部分がちょっとネックになっておりますけれども、基本的には、使い方、それからコストの面についても、非常に導入がしやすい状況になってきております。

これは先ほどと関連して、同じようなことになってくるのですが、今までの事業の導入、補助事業の関係につきましては、いろいろと経営の中でのポイント制だとか、いろいろなことを精査されて、そして残念ながらもうちょっとということで機械が導入できなかったということもあります。

今回、このドローンについては、何とか今まで既存の営農集団とか、いろいろな組合とか、そういったものが各地区にあるところもあります。そういったところを実験事業みたいな形での導入はできないのか、そこら辺のところ、町長、どうでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど例として御紹介させていただきました東中地区におきますICT等の研究活動につきましては、既にドローンも検討対象に含まれておりまして、かなり皆さん方、熱心に研究をされている実態にございますので、私ども行政といたしましても、時代におくれないように、情報収集に努めるとともに、農業関係者の皆さん方と情報共有をさらに進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） 導入をするときに、いろいろな規制がかかります、当然のことですけれども。そういった中で、いわゆる本来の補助事業、本来の機械の導入のあり方については、基本的に共同利用が原則になっているのだと思っております。共同利用ということになりますと、今まででもいろいろな機械が入っておりますけれども、なかなか機種によっては、共同ができるようでできないものがある。

だけど、今言いましたドローン関係につきましては、これは一番共同利用がしやすい部分だと私は思っております。悪天候で圃場に入れない、そういったときに活躍してくれるのがドローンでありますし、昔は無人のヘリコプターが主流でありましたけれども、無人のヘリコプターは価格が非常に高い、一千四、五百万円する。それにオペレーターの要請をすると1,500万円ぐらいになるというような話を聞いておりますけれども、今、ドローンで、我々農家の人が使えるような状況のドローンは300万円しません。ことしの2月に旭川の道の駅で、今のICT関係のドローンの関係、それをやっておりましたけれども、その関連の会社が言っておりましたけれども、二、三年前から見たら非常に安くなった。安くなって悪くなったのではなくて、安くなってよくなっているのだということでありました。これは本当に今の段階で導入しても全然問題がないと。そして、問題がないのと、それから、今、いわゆるドローンというのは、国の関係で規制がかかっておりますけれども、ここ一、二年のうちに、ドローンの飛行に関しての規制がゆるくなるということを知っております。そういった中で、補助員とかにつきましても、たくさんの方がいなくてもできるような状態になっているのだということも聞いております。ですから、こういった機器を皆さんが導入したいと思っただけに、どこかで実験的にそれをやる考えはないのかなということでののお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

個々の最新技術の導入等につきましては、それら1点1点をもって、行政の役割として、それを主導していくというようなことは想定はしておりません。ただ、先ほどから繰り返しておりますように、そういった新しい技術導入に向けてのお手伝い、あるいは情報提供等については、まさしく行政が果たすべきものだと考えておりますので、時代に乗りおくれないように、私ども、関心を持って注視してまいりたいと考えております。個々の機種等の導入等につきましては、またその状況、状況によって対応していくことが必要と考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） こういった機器を入れるために、まち、町長は、検討、研究をされているということですので、余り研究、検討ばかりしていると、そういうことに対処するのがおくれでは困りますので、検討も研究もほどほどで、ある程度決断をしていただいたほうがいいかなと思っておりますので、もし今後について、私ども農業者の中でそういったものを研究したり検討したいということがあったときには助言をしていただくような形をとっていただければと思っております。

○議長（西村昭教君） 中瀬議員、時間がきましたので、これからの質問、答弁については、昼食休憩として、午後から再開いたします。

再開は1時といたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西村昭教君） 午前中に引き続き、会議を再開いたします。

午前中、中瀬実君の質問を続行いたします。

12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） 昼休み休憩が入りましたので、非常にまとまりができないかもしれませんが、定住・移住の関係ですけれども、住んでみたい、これからも住みたいというテーマのもとに、上富良野町の施策を実施しているわけですけれども、移住に対する仕掛けが、どうも側から見ていて、不足しているのではないかなという気がしておりますけれども、どうなのでしょう、ちょっとその辺のところ、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の、定住・移住に関する御質問にお答えさせていただきますが、冒頭の御答弁でも申し上げましたように、これから次のステップに向けまして総括を予定もしておりますが、そこでも述べさせていただきましたように、さまざまな取り組みをさせていただいております。定住・移住につきまして、それぞれ各自自治体の特徴を出そうということで、苦勞をしながら取り組んでおりますが、あれもこれもというようなことで、余りまず手を広げ、まとを絞りにきれないのものがかかと思えますし、まずはまちがこれまで取り組んできたメニューを総括することがまず大事だというふうに考えておりますが、それらの中から、今、中瀬議員から御質問ありましたようなメリハリが必要というような方向が見出せれば、そういったこともこれから考慮してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） 移住と定住と、どちらに主体を置いて進めるつもりかということの質問要旨でありましたけれども、そのことに対しては、いわゆるまちとしては、今までやってきた施策を十分にやっていけば、定住者もふえるし移住者もふえるというような答弁でありましたけれども、それは本当に可能なのでしょうか、町長、お伺いします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきますが、私といたしましては、まず上富良野に住んでおられる方が町外に出られることなく、親子代々にわたってこのまちに住み続けられるような、そういうまちになることが、やがては上富良野に対する目を多くの方が向けていただいて、移住につながるというような、そういうイメージを持っているところでございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） 今、町長が言われたようなことで、本当に移住者がふえるような状況になれば全然問題はないと思えますけれども、たまたま私も、昨年、総務産建常任委員会で道外研修をさせていただいております。同僚議員も前回質問しておりますけれども、いわゆる移住者がふえるという条件のところは、それなりのやはり努力はしております。前回、昨年の11月に行ったときの研修先でも、決して上富良野町から見て立地条件がいいとか、環境がいいとかというような状況ではないにもかかわらず、移住者がふえております。それは何なのかなということで、いろいろ分析というか、帰ってきてから皆さんとも話をしておりますけれども、結果的には、そののまちに住んでもらうというよう

な積極的なアプローチがすごく強い。結果的には、上富良野町も移住フェアとか、そういったところにも当然のことながら行って、移住者を募集しておりますけれども、その島根県の二つのまちも、移住してもらえるような状況をつくるために、少しでも興味がわいた方には、積極的というか、もうスッポンのような形で、食いついたら離さない、何としてでも我がまちに来てもらいたい、そういう姿勢が見受けられたのです。ですから、私どものまちもそれに近いような形の動きをすべきでないのかなという気もしますけれども、どうでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の、定住・移住に関する御質問にお答えさせていただきます。

移住者を呼び込むための手法といたしまして、さまざまなPR、あるいはまちのそういう誘導策を用いて移住者を確保しようという考えについては、私も十分理解をするところでございます。

しかしながら、私の考えといたしましては、やはり移住者を確保することに主眼を置いてしまうことは、ずっとそのまちで根づいていただいて、まちを支えてくれておられる皆さん方に対して、まず今までの私の実感で申し上げますと、せっかく学校を終えられて、このまちの将来の担い手になるべく人材が町外に出ていくというような状況をまず防ぐことが、私の考えの優先度は高いものというふうな考えを常に持っております。そういった環境整備をまずしっかりと、定住をしていただけるような環境を整えることが、移住者を求めることより、私は優先するというふうに考えておまして、定住・移住ということで、あえて定義させていただいているところでございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） 定住・移住について質問項目を上げさせていただいたときに、移住と定住、どちらに主体を置くのかということでの話をさせていただいたつもりでおります。今、町長からの答弁を聞きますと、両方うまくいけば一番いいのだと思えますけれども、定住者がきちっとこのまちに住んでくれるということになれば、それは移住につながるということでの答弁ですから、どちらかといえれば移住より定住に力を入れていくというような解釈を私は受けましたけれども、どうなのでしょう。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） そのような解釈で私の述べていることに対する理解としていただいてよろしいかと思えます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番(中瀬実君) 全てのことが両方うまくいくということは非常に難しいことだと思っています。両方うまくいけば、移住も定住も両方もいけば、それは一番いいことなのでしょうけれども、まずいろいろな、どこのまちも人口減少問題を抱えている中で、私どものまちにたくさんの方が移住してくるということに対しては、非常に難しいことだと思っています。そのことに大きなお金をかけるのが本当にいいのかどうか、それから、今までやってきたまちの政策をきちっと実行するのがいいのかということになったときの判断が、今の町長の判断だと思いますけれども、基本的には、そういった政策は、全く片方は切り離すということではなくて、それは継続はしていくのだけれども、移住にもある程度は政策的には取り組んでいかなければならないということは間違いないと思いますけれども、先ほども申し上げましたけれども、研修先の邑南町、飯南町につきましては、本当にここら辺のまちと比べたら条件的に非常にいいところでも何でもありません。そういったところでさえ、そうやって人を集めることができたのは、やはり前に町長と話したことがありますけれども、上富良野町は過疎債が使えないけれども、そういった二つのまちは過疎債を使いながら、いろいろな施設とかいろいろなところにお金を使いながらやっているという部分の利点もあるわけですが、上富良野町はそういうものがないだけに、移住者を受け入れるための方策がなかなか手詰まり状態だということだと思いますけれども、今現在のスタッフの中で、移住者に対するところのケア、対応というのはどの辺まで対応できる状態になっているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長(西村昭教君) 町長、答弁。

○町長(向山富夫君) 12番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、当町に対しまして、移住に関心を示されております方に対する対応というのは、私といたしましては、非常に丁寧に現在対応できているというふうに思っております。対応するマンパワーが不足しているというふうにも感じておりませんし、結構対応させていただいた先方も、非常に好感度を持っていただいているというお話も伺っております。現在の対応で何か御不自由や御不便をおかけしている状況にはないかというふうに理解をしているところでございます。

○議長(西村昭教君) 12番中瀬実君。

○12番(中瀬実君) 移住に関係して、毎年移住フェアというのですか、本州のほうに上富良野町も参加をして行っておりますけれども、この辺のとこ

ろが、毎年、多分同じような場所に行っていると思いますし、例えば、そのときに行くスタッフも大体同じような顔ぶれというか、そういう人が行っていると思いますけれども、もうちょっと人選というか、もうちょっと考えというか、今まで上富良野町に来て、住んでいただいて、移住されている方々の、そういった人たちの意向とか、そういった人たちがたまに行くとか、そういった方法は考えてはいないのでしょうか、もし行くときに。

○議長(西村昭教君) 町長、答弁。

○町長(向山富夫君) 12番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきますが、移住・定住フェアへの参加につきましては、私どもの事務局職員は、ときどきの事務局が対応させていただいておりますが、一緒に定住・移住推進協議会のメンバーにつきましては、都度、新たな方に極力行っていただくような対応をしているところでございます。また、そこから得られる情報、あるいは、私どもが提供する情報についても、その都度、その状況、あるいは開催地に合うような情報提供や準備をしながら対応しているところでございます。

○議長(西村昭教君) 12番中瀬実君。

○12番(中瀬実君) いろいろとこれからも頑張ってくださいと思いますけれども、同じことを繰り返して申しわけありませんけれども、この上富良野町は、環境的にも地理的にも、それからいろいろな条件を見ても、決してほかのまちと比べて劣るとは思っておりません。それをいかに今後、このまちに興味を持ってもらえるかということを発信できるかできないかということに尽きるのだと思います。違うのは、やっぱり上富良野町に住んでもらいたいという、その思い、情熱、その情熱があるかないか、それがいわゆる今後、移住、来る人の胸に突き刺さるかどうか、そこら辺にかかっているのだと思います。対応は確かにしてくれていると思います。ただ、その対応の仕方も、いわゆる社交的な、いわゆるマニュアル的に対応しているのではなく、やっぱり心に響くような、上富良野町に本当に来てほしいのだなというような感じの対応を心掛けていただきたいと思いますが、その辺のところ、今後もちきちっとやっていただけでしょうか、町長に確認をしたいと思います。

○議長(西村昭教君) 町長、答弁。

○町長(向山富夫君) 12番中瀬議員の、定住・移住に関する御質問にお答えさせていただきます。

議員からただいま御発言ありましたように、やはりこの上富良野、特に富良野圏域というのは、移住に関心を持っておられる方には非常に魅力的な地域

だということは、これは紛れもない事実だというふうに思います。そういう中で、実際、移住に結びつけるような働きかけ、アプローチをどのようにするかということがさらに強く求められていると、それも感じているところでございます。

一方で、ぜひ御理解いただきたいと思いますが、やはりここに既に住んでおられる方が、特に認識の違いは多少あるかと思いますが、やはりどちらかといいますと、移住者について見させていただきますと、やはりまちの根っこを支える将来の生産階層につながるような方というところは非常に薄いのかなど。確かに人口確保という意味においては大いに貢献をしていただいておりますが、やはり長く上富良野がしっかりと活力を維持するためのことを私としてはやはり優先すべきだということが根っこにあるものですから、移住者を求めることに対しましては、取り組みは一生懸命してまいります、やはり多少の温度差がある中でまちづくりをするということは避けられないのかなということで、御理解をいただきたいと思いますが、いずれにいたしましても、移住促進を図ることも非常に大きな政策課題でございますので、これからも精一杯取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） 最後のほうの関係でちょっとお伺いしたいのは、仕事の関係ですけれども、いわゆる移住者などは特に、仕事があればここに住むということは不可能になってきますし、仕事はどこのまちも、こういう小さなまちというのは、当然のことながら雇用がないということで、苦慮しているわけですけれども、現実的に今住んでいる方も、子供たちがここにいて就職できないということもありますから、もしこのまちに就職先があれば、当然のことながらほかのまちに行って仕事をしなくてもいいわけですから、それが一番のこのまちの課題だと思っておりますけれども、それが無理だとすれば、その中で、今できること、今対応できること、このまちで仕事は、こういう仕事であれば何とか紹介できるのかな、こういう仕事についてはどうなのかなということを一覧アップして、これから、例えば自衛官の方でも退職される方もいますでしょうし、そういった方々が上富良野町の中で仕事を探せるような、そういう仕組みづくりというのは、今後、考えておられるのでしょうか、そこら辺のころ、お願いします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

非常に重要な課題でございます。仕事があるということ、非常に定住・移住を大きく左右するだけの部分でございますが、仕事の確保につきましては、現在、仕事そのものの求人は非常に多い状態でございます。しかしながら、ミスマッチと申しましうか、なかなか自分の思いと働き先が合わないという実態も相当深刻でございまして、さらにきめ細やかな仕事に対する情報提供を既にさせていただいておりますが、そういったことはさらにきめ細かにする必要があるというふうに考えております。

それと、一方で、特に移住者を意識した場合に、非常に最近の移住者の傾向としては、上富良野に、あるいは富良野地方に移住をされて、ここの特徴を生かして、新たに起業する、商売を始めるという意向を持って来られる方が非常に最近ふえております。ですから、そういう方々の背中を押してあげられるような仕組みづくり、これは私、非常にこれから考えていく必要があるのかなど。そして、まちがそういった情報をどんどん提供できるような仕組みも積極的にする必要があるのでないかと、そんなふうにご覧いただいておりますので、今後、総括をした中で、さらに精度を高めていきたいと考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、12番中瀬実君の一般質問を終了いたします。

次に、9番荒生博一君の質問を許します。

○9番（荒生博一君） 私は、さきに通告しております2項目8点について、町長の所信をお伺いいたします。

まず1項目め、十勝岳ジオパーク構想の取り組みについて。

十勝岳ジオパーク構想は、昨年度、日本ジオパークネットワークへの加盟認定申請を行ったが、認定を見送られた。まちのホームページで公開されている審査員の報告では、防災や教育などの取り組みは進んでいるが、協議会や事務局の運営体制、ツアーやガイドなどの実績の不足、地域の盛り上りの不足などが指摘された。平成30年度は認定申請を行っていないが、今後の取り組みについて、町長にお考えをお伺いいたします。

まず1点目、体制強化について。

協議会や事務局の体制強化について、今後、美瑛町とどのように検討を進めていくのか。

2点目、ジオツーリズムの実践について。

ジオパークストーリーの構築とツアーの実践、ガイドの養成を指摘されたが、今年度はどのようなことを実践していくのか。

3点目、専門員の雇用について。

地域おこし協力隊員として採用した2名の残りの任期があと1年となった。活動の推進に必要な不可欠な専門員の今後の雇用についての考えは。

4点目、拠点施設と解説板について。

報告書では、美瑛町の美宙が拠点施設として位置づけられているが、上富良野町内に拠点施設を整備する考えはあるのか。

5点目、日本ジオパークネットワークへの加盟認定申請について、次の加盟認定申請時期をいつごろと考えているのか、確認させていただきます。

続きまして、2項目め、生活灯の維持管理についてお伺いいたします。

平成23年度より3カ年計画で、環境対策促進事業として、地球温暖化対策実施計画及び地域省エネ、新エネルギーに基づく住宅改修等及び生活灯LED化の補助を実施した。まちでは3年間で818基の省エネ型生活灯の新設、改修の工事費の9割補助を行い、町民及び町内会に対し、電気料負担軽減に寄与した。これはとてもすばらしい実績と評価いたします。

しかしながら、技術的な要因で、当時対応できなかった大型の街灯を使用している本通商店街などは、LED化施策として取り残されている現状がある。

生活灯には第1種生活灯と第2種生活灯があるが、今回は商業の振興に寄与し、交通安全、防犯等、公共性が高く、まち並み景観に配慮された第1種生活灯についての現状をお伺いいたします。

1点目、現在、第1種生活灯は何灯あり、維持管理はどのように行われているのか。

2点目、生活灯のLED化の促進について、今後の取り組みをどのように行っていくのか。

3点目、生活灯のLED化は、初期の投資はかかるが、長寿命、省エネと、CO₂削減に貢献するとともに、将来的には生活灯電気料の町補助金と町内会負担が大幅に削減される。現在、LED化未着手の生活灯に関して、新たな助成の考えがおりなのか、確認させていただきます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の2項目についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの十勝岳ジオパーク構想の取り組みに関する5点の御質問にお答えいたします。

十勝岳ジオパーク推進協議会においては、本年4月17日に定例総会を開催し、本年度の活動計画を決定したところであります。この中で、昨年度の認定見送りに当たり、指摘された事項について、改めて丁寧に検証を行い、申請内容に見合う活動への再

構築を進め、再申請を目指して取り組んでいくことが確認されましたことから、この方針に基づき、現在、諸活動を展開しているところであります。

まず、1点目の御質問にあります協議会や事務局の体制強化についてであります。本年度中には次年度以降の体制について決定する必要があり、来年度予算の編成時期を目途に、望ましい体制のあり方について、協議会を中心に、美瑛町とともに具体的な協議を進めてまいります。

次に、2点目のジオツーリズムの実践についてであります。本年度の事業計画におきましても、ジオツーリズムの推進を掲げており、サポーター養成講座及びガイド養成講座を開催し、サポーター及びガイドの養成を通じ、ジオツーリズムの基盤を充実してまいります。

現在のところ、サポーターに認定された方は5名、サポーター養成講座を受講中の方が30余名おられ、これらの方々が地域発信のジオツアーをつくり上げてくれるものと、大いに期待をしているところであり、さらに、この秋には、ジオツーリズムを経済的な活動にもつなげるよう、モニターツアーの開催を予定しているところであります。

次に、3点目のジオパーク専門員の雇用についてであります。現在配置しております専門員2名につきましても、地域おこし協力隊として採用しており、本年度末をもってその任期が満了を迎えることとなります。ジオパークの取り組みを継続するには、専門員の配置は必須条件と考えておりますことから、引き続き専門員を雇用できるよう対応を図りたいと考えております。また、任用、雇用形態に当たっては、推進協議会としての考え方もあわせ検討を行い、条件、待遇を示した上でとり進めたいと考えているところであり、私といたしましては、専門員の必要性を強く感じていることを御理解賜りたいと存じます。

次に、4点目のジオパークの拠点施設の整備についてであります。町内においては、郷土館、開拓記念館、凌雲閣別館上富山荘、上富良野駅案内所の4カ所を、学習施設、観光情報発信施設として位置づけしており、既に郷土館、上富山荘においては、十勝岳ジオパーク構想に関する常設展示を実施し、他の箇所においても順次整備を図る予定となっております。

一方、拠点となる施設整備につきましても、第6次総合計画に位置づけを予定している複合型拠点施設の中にその機能を持たせることができると考えているところであります。

また、解説板につきましても、白銀荘と凌雲閣の登山口に設置をしておりますが、本年度におきまし

ても、草分地区にあります爆発記念公園記念碑及び北町1丁目の道道吹上上富良野線沿いにあります地層標本の2カ所に設置する予定となっております。

最後に、5点目の再申請の時期についてですが、まず、昨年、日本ジオパーク委員会から指摘された事項をクリアした上で、できるだけ早い時期に申請を行いたいと考えており、来年度の申請を目指して積極的に取り組むよう進めてまいります。再申請に向けましては、指摘事項をクリアするのみでなく、一層の内容の深化や充実が求められるため、取り組みの進捗状況や改善成果を総合的に評価した上で判断するべきであると考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの生活灯の維持管理に関する3点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の第1種生活灯についてですが、道道吹上上富良野線、道道上富良野旭中線及び町内商店街に104灯設置されております。設置につきましては、道路管理者が設置しているところであります。

また、灯部の維持管理につきましては、上部電灯は道路照明として道路管理者である北海道または町が、下部の歩道側を照らす部分は生活灯として、それぞれ町内会が維持管理を行っているところであります。

生活灯の維持管理に対するまちの補助制度につきましては、電気料金について、第1種生活灯が7割、第2種生活灯は5割の助成を行っているところであります。また、新設、修理、改修または移設に係る費用につきましては5割の助成を行っているところでありますが、これは主に第2種生活灯を念頭に置いた制度となっております。なお、ランプが切れた場合の交換につきましては、いずれも町内会等の維持管理組織において対応いただいているところであります。

次に、2点目のLED化の促進と、3点目の新たな助成について、一括してお答えさせていただきます。

平成23年度から25年度まで、環境対策促進事業として、地球温暖化対策実行計画、地域省エネルギー及び新エネルギービジョンに基づき、契約ワット数が100ワット以下の水銀灯に対して、新設及び改修費用の9割の助成を実施し、LED化を進めてきたところでありますが、第1種生活灯については、多くが100ワット以上の電灯であり、104灯のうち、LED化となったのは100ワット以下の水銀灯7灯のみとなっております。

近年、100ワット以上のLED街路灯の技術開発が進み、デザインを変えることなく、水銀灯及び

ナトリウム灯と交換できるLEDランプが発売されましたことから、LED灯への変更が容易となってきた状況にあります。

このようなことから、まちといたしましては、100ワットを超える第1種生活灯のLED化につきましては、商店街のまち並みとしての美観、景観をつくるデザイン灯としての機能も持ち合わせておりますことから、明かりの色も統一することが望ましいものと考えられ、LED化につきましては、現状の維持管理コストと、LEDへの取りかえ経費や維持管理コスト等の比較検討を行うとともに、町内会等の意向も伺いながら、今後の対応について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） まず1項目め、十勝岳ジオパーク構想の取り組みについての1点目、体制強化について再質問させていただきます。

現在、美瑛町では、もともと総務課にあったジオパーク推進情報戦略室というのが、この4月から、経済文化振興課の中にその協議会そのものが入り込み、現在、独立したものでなくなっているということをお聞きしております。

そのような中、当町では、現在もジオパーク推進室長の佐藤室長を初め2人の専門員を抱え、しっかりと活動推進に努めている現状にある中、どうも美瑛町とのこのような体制のあり方についても温度差が、現状、起こっているというのを感じてやみません。本当にこの体制強化については、今回のJGNの審査結果の中において、一番重要視される大事な一つの、要はまとまりがないという判断を下されたということにおいては、まず一体感がある活動を両町で行っているというためのアピールとしても、協議会事務局の一本化というのが必ず必要不可欠であると思いますが、4月に行われた定例総会以後、2カ月経過していますが、その協議会自体の一本化のイメージ、もしくはそれに進むような計画というものの進捗状況を確認させてください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の、ジオパークに関します御質問にお答えさせていただきますが、4月の総会以降、または4月以降の美瑛町のジオパークの事務局を担う部分の位置づけについては、議員から御発言のあったとおりでございます。それをどのようにとらえるかというのは、これはなかなか難しい判断でございますが、上富良野町のスタンスといたしましては、やはりしっかりと地域の方々に見える形で事務局というのは持つべきである

うということで、上富良野は従来の形を継承しているところでございます。

現在、具体的に指摘をいただきましたことに対応する事務局体制をどう構築していくかということについて、事務局レベルで具体的に検討を進めている状況ではないと思います。非常にそれぞれのまちの思惑が直接ぶつかるという表現はよくないですけども、直接絡み合う部分がありますので、恐らく私どものレベルでの協議になろうかと思いますが、私といたしましては、一つは協議会という組織論議、一つは上富良野町と美瑛町という自治体同士の協議と申しましょうか思いのすり合わせ、それらをやっぱり行っていかなければならないというふうを考えておまして、今、事務局として、こういうふうに構築したいという考えまでには協議は進んでいない実態でございます。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） それでは、ただいまの御答弁のとおり、この協議会の体制のあり方については、多分、もう事務方レベルとかということではなく、美瑛町の町長と向山町長で、しっかりと今後のあり方について協議をし、昨年の御答弁では、来年の認定申請を目指されたいということでしたので、もう来年までは本当に猶予がありません。早期にこの問題を解決すべく、美瑛町長と協議会のあり方について検討いただき、一本化を図っていただければと思います。

続きまして、2点目のジオツーリズムの実践についてですが、町長の御答弁では、この秋、ジオツーリズムの経済的な活動にもつながるよう、モニターツアーの開催を予定していると。この経済的な活動を持つモニターツアーの具体的なイメージというのを確認させてください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

ジオツーリズムの経済的なことにつながるということでございますが、本来、ジオパーク構想というのは、地域の活性化につながるということが非常に大きな柱でございます。こういったジオツーリズム活動が地域の活性化に資するようなことにつないでいかなければなりません。そういった意味で、ことしのモニターツアーが、それがきっかけとなって、なりわいとしてジオツアーが発展していくような、そういうきっかけづくりをモニターツアーでぜひ足掛かりをつけたいということで、具体的な中身についてはまだ詰まっておらないようですが、そういう思いを持って取り組もうとしているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） それでは、この秋ということで、まだ開催が先ですので、例えば美瑛町と上富良野町、両町のジオサイトを見て、それに伴う観光、バス、それからガイド、また、参加人員等々は、多分、道内対象者になるのか、道外からという考えもおありかと思いますが、具体的な計画、案ができました時点で、総務産建常任委員会のほうにでも絵を示していただければ、情報は共有させていただけるものと考えておりますので、わかった時点でこちらのほうにお示しいただければと思います。

続きまして、3点目のジオパーク専門員の雇用について確認をさせていただきます。

今年度末で任期を満了する2名の今後の雇用についてということで、先ほど町長の御答弁では、専門員の重要性、必要性ということで、今後も協議会で採用を行うのか、また、雇用のあり方について、細部を検討していきたいということで御答弁をいただきましたが、今の任意団体、ジオパーク推進協議会ということでの任用というのは、当然、任意団体ですので、確定申告のときに浜田町長の名前というわけにはいかないですから、無理だとして、今後、協議をしていく中で、例えば民間に、要は協議会という設置を両町で委託をして、そこで専門員を雇用するという考えも、必要性に応じて考えられると思うのですが、また、それと同時に、上富良野町ではやはり2人の専門員を町職員として、さらに認定申請を目指す期間、もちろん認定がなされた後もしっかりと専門員としての役割を果たしていただくなどなど、考えようは多々あるのですが、現在、2町で協議されている2人の専門員の雇用に関して、最新の情報というのがありましたらお聞かせください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の、ジオパークに関します御質問にお答えさせていただきます。

ただいま専門員の考え方につきましては、私は事務局体制と非常に密接にかかわりがあるというふうに理解をしているところでございます。私といたしましては、前段申し上げましたように、やはり専門員の配置されていない協議会というのはまずあり得ないというぐらいに重要視しております。ただ、どういう形で専門員を配置するかということにつきましては、協議会の組織の中の専門員ということにはならないと思います。当然、事務局の中での位置づけということが望ましいものというふうに思っておりますが、先ほど申し上げました事務局の仕組みをどうするかということと関連してまいります。これは、果たしてそうなるかは別として、予断を持って

申し上げるのはよろしくないかもしれませんが、例えば方法として、上富良野町の職員と美瑛町の職員が出向という形で事務局を形成して、その中に専門員が配置されるということは形としては想定できるのかなど。そういうような位置づけで専門員というものを配置をしたいというのが私の思いでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） では、2人の専門員も、3年経過し、この認定申請においては必要不可欠な人員でありますので、今後の処遇に関しても、ぜひ協議会として検討を行い、2人が次の申請に向けてしっかりと体制が整うような御配慮をいただければと思います。

続きまして、4点目のジオパーク拠点施設の整備に関しての質問ですが、御答弁で、6次総の位置づけを予定している複合型拠点施設の中にその機能を持たせるということでの御答弁でしたが、どのようなものをイメージされているのか、確認させていただきます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

どのような性格を持ったものかという点で申し上げますと、私といたしましては、やはりそれぞれ美瑛町、上富良野町、両町にまたがっておりますことから、それぞれの地域に応じて、それぞれの情報を、もちろん共通する部分はありますが、それぞれの地域にふさわしい情報発信の拠点というものはやはり構えなければなりません。現在は事務局も含めまして役場の中に置いておりますが、情報発信をする場所としては4カ所がそういう役割を担っておりますけれども、やはり永続的に情報発信なり、あるいは上富良野が担うべき事務局的な仕事も恐らくあるでしょうから、そういった拠点、なるべくそういう拠点としてふさわしいのが複合的な機能を持ったところで情報発信をする、あるいは事務局的な仕事もする、ことによっては専門員の活躍する場所であってもよろしいですし、あるいは、先ほど話題に出ましたジオツーリズム等の企画業務を行うような民間が担うような機能もそこにあわせ持つことも可能でしょうし、そういったことをイメージしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） 今の御答弁ですと、要は包括的な機能を有するものを拠点施設内にイメージされているということの理解でよろしいですね。

それでは、5点目の再申請の時期についてです。現在、両町と2町で協議を進めていく中で、指摘さ

れた課題解決が着実になされていると思っておりますが、昨年の御答弁の来年の申請ということに、現段階で間に合いそうですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の、ジオパークに関します御質問にお答えさせていただきます。

私としては、来年の申請に向けて進めるということに一つも変化はございません。

昨年、認定見送りのときに指摘されました指摘事項については、私としてはそんなに高いハードルだと思っておりません。今、議論させていただきました事務局の体制だとか、あるいは、一方では、例えばジオツーリズムだとかジオツアーや何かについては、計画、あるいはそういう予定、そういう思いということを書いた申請になっておりまして、JGNのほうでは、形としてまだ足跡がないということが非常に不安だということも指摘されておりますので、この1年を通じてそういうことの足跡をつけて、さらに事務局体制がしっかりと思いつくような体制が構築できれば、再申請そのもののハードルは高いものでないと。要するにしっかりと素地を築けるかどうかだというふうに思っておりますので、再申請は来年にしたいという思いは持ち続けているところでございます。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） この3年間、専門員、また、かわりのある町長も初め室長その他でしっかりとした普及活動、それから啓蒙活動が根つき、うれしいことに、お話を聞きますと、ことし、上小のPTAの方から出前講座の要請があったということで、その中身自体もまだわからなかった3年前よりも、確実に、少しずつですが、進捗しているという経過は報告を受けていますので、認定が全てではないと思います。この3年間で行ってきた活動内容、それから、こういった普及活動に関しては、決して無駄なものはないということで私も確信しておりますので、来年の申請に向けて最大限努力していただく中で、もし間に合わないようなことがあれば、またさらに再来年ということで、このジオパーク活動の推進に向けてしっかりと一つ一つ、美瑛町と足並みをそろえて活動を行っていただければと思います。

次に、2項目めのLEDに関してですけれども、こちらの私の質問にも書かせていただきましたが、平成23年から3年間、すばらしい施策を講じ、生活灯、100ワット以下のものがほぼ九十数%ということでLED化されたということはすばらしい実績と評価します。

しかしながら、時代は流れ、5年経過した中で、

やっとな技術的なレベルで、近年、こういった100ワット、現在の本通等のワット数は190から200ワット近いものだと想定しておりますが、もともとの灯具で、要はグローブの部分、それから、LEDそのものの交換で、大体五、六万円ぐらいでできるということはヒアリングをしております。取り残された104基の中で7基、100ワット以内ということで工事をやられたということで、現在、再来年ですか、道道吹上上富良野線、これが駅の線路からセブンイレブンまでの間、拡幅工事がなされ、また、それに伴い、同時に街灯等も整備させる、もちろん整備されるというイメージで考えております。現在、町長の持ち合わせている道との協議においては、旧国道と言われる、いわゆる291の本通商店街も含めて、道路を照らす側は道の管轄で、いわゆる生活灯と言われる歩道側は町内会負担ということで、それも理解している中で、電気料の補助というのは、第1種で70%、それから、第2種で50%ということで、手厚い補助を講じているのもわかります。そんな中で、残された大きな100ワット以上の街路灯、そろそろやはり再来年の道の拡幅整備もあわせて、この一、二年で検討してみただけでないかというお願いですが、その御答弁をお願いします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の、第1種生活灯に関する整備についての御質問にお答えさせていただきます。

街路灯がまち並みの美しさ、あるいは景観をつくる非常に大きな役割を持っている実態でございます。そういう中で、当然、LED化が容易にできるような状況になりました。そういう状況を踏まえて、さらにナトリウム灯、あるいは水銀灯の寿命が余り長くないという状況がございますので、今後、それぞれ管理をされております北海道の部分、あるいはまちの部分、あるいは地先の町内会の皆さん方、それぞれの思いをまず共有させて、私としては、LED化をしていくことについては何のためらいも持っておりません。どういう状況づくりをして、どういう制度設計をして変えていくかということに、むしろこれからはシフトしていくべきかなというタイミングをはかっておりますけれども、いずれにいたしましても、やはり美観とか景観を考えますと、ちぐはぐな交換というのは余りよろしくないのではないかなということで、これからそれぞれ町内会の皆さん方、あるいは管理しております北海道も参加していただいて、意向や、あるいは考え方を伺った中で、LED化を目指すことはほぼ目指していかなければなりませんので、どうやって目指すか

について具体的に検討させていただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） ポジティブな御答弁、ありがとうございます。

現在、町内会負担と言われる街路灯の水銀灯ですとかナトリウム灯の球切れの交換、これも大きなもので1基2万円から3万円かかるということも聞いています。そんな中、受益者がどんどんどんどん減ってきており、例を上げますと、私の住んでいる錦町南町内会は、昔は50軒以上、町内会加入者でしたが、今はもう30です。私の住んでいるアパートも8軒入れるのですが、残念ながら町内会加入者は私だけです。周りの生活灯は、23年から3年間の計画で施しを行っていただき、子供たちも安心して夜間歩くことができるぐらい、私の住まいの周辺も環境は整っています。今後におかれましては、やはり本通は、英語で言うとメインストリートです。路線バス、ラベンダー号も通ります。また、行き交う富良野からの交通、それから、美瑛からの交通もあります。そんな中、街灯というのはまちの力を示すというものの目安にもなると考えております。今後、町民が安心・安全に生活できるよう、明かりということでは防犯の面でもいろいろな面でも必要な策と考えておりますので、その中でも極力受益者に負担がなきよう、公平に、23年から3年間の施策同様、9割までとは申し上げませんが、それに近いような施しが行なわれるよう、最後、町長の御答弁、確認をさせていただきます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の、街路灯についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、議員から御発言ございましたように、特にメインストリートのようなところに設置しております街路灯、街灯につきましては、町民の皆さん方のみならず、ほかからおいでの方皆さん方にまず第一印象を強く与える、非常に重要なツールでございます。そういったことを考えますと、やはり防犯上ももちろん大事なことは申し上げるまでもございませんが、そういったことを総合的に考えると、やはりしっかりと美観も備えたものであるべきだというふうに考えております。

一方、通常の維持管理につきまして、それぞれ地元の町内会の皆さん方が戸数が減る中で御苦労されている実態もよくわかります。そういったことをしっかりと検証させていただき、また、先ほど申し上げましたように、それぞれの地元の御意向も伺いながら、どのような形でLED化、さらには負担軽減化を図っていくべきかということについて、しっ

かりと検討させていただきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、9番荒生博一君の一般質問を終了いたします。

次に、11番米沢義英君の質問を許します。

○11番（米沢義英君） 私は、さきに通告してありました点について、町長に質問いたします。

まず、第1点目は、介護マークの普及についてであります。

国及び北海道においては、認知症の方などの介護者が介護中であることを周囲に理解してもらうための介護マークの普及を推進しているという状況があります。平成29年度においては、道内で35市町村が介護マークの普及を推進している状況であります。

上富良野町では介護マークの普及と推進がまだ十分周知されていないという状況であると思っておりますが、今後の対応について伺いたいと思います。

次に、町立病院の運営について伺いたいと思います。

平成28年4月に消防法施行令が改正されました。病院にはスプリンクラーの設置が義務づけられるという状況であります。現在、スプリンクラー未設置の病院については、平成37年6月30日までの経過措置が設けられました。以前にもこの問題点について質問しましたところ、町長は、6次総合計画の中で取り組みたいというような答弁であり、必ずしも明確な答弁は得られませんでした。まちとして、今後、スプリンクラーの設置を目指すのか、あるいは病院建設を、改築を目指すのか、明確な答弁を求めます。

次に、地域医療構想について伺いたいと思います。

今、国は社会保障費の削減を目指し、医療、介護の一体的な見直しによる医療改革を自治体に求めています。医療機関の機能別で見れば、高度急性期、急性期回復期、慢性期などの病床のあり方を明確にせよと、病床の削減を迫っているというのが実情であります。富良野圏域においては、全体として23床多いとされております。

現在、町立病院においては、救急医療の受け入れ、介護型の老人保健施設、一般診療など、地域住民の重要な医療機関としての役割を担っているという状況があります。今後、医師確保など、医療全体の充実が求められることはあっても、病床等の削減など、医療の後退はあり得ないと思っておりますが、次の点について町長の見解を求めます。

1番目には、住民の高齢化に伴い、医療と介護の連携を図ることが重要になってきていると考えます。まちでは町立病院を取り巻く状況のまとめを策

定し、町立病院の今後の方向性もこの中に一定程度示されていると思っております。町長は、この各項目にどのような認識をお持ちなのか、また、同時に今後の方向性を、町立病院のあり方そのものをどうするのか、この点を早急に示すべきだと思っておりますが、答弁を求めます。

2番目には、町民の健康を守る立場から、当然、医師の確保が当然必要であります。また同時に、機械的な医療の再編成をやめるよう、国に求めるべきだというふうに考えています。当然、町立病院において、一般病棟等がなくなれば、入院が必要な人たちの医療難民を出すことも考えられますから、そういった点では、きちっと実情にあった医療のあり方、これを国、道に、機械的に中止、削減ではなくて、まちとしては町の実態を訴えるべきだと思っておりますが、この点について見解を求めます。

次に、ラベンダーハイツの運営について伺いたいと思います。

介護施設の運営には、当然、介護職員が絶対欠かせません。現在、ラベンダーハイツにおいては、介護職員の確保ができないという状況にあります。一般の職員で交代で支援を行うという状況にあります。当然、入所者へのサービスの提供に支障が出てきているという状況も一部で聞かれます。今後、入所者や介護者が安心して、不安のないような介護サービスが受けられるような体制づくりというのは当然必要だと思いますが、その考え方等について伺いたいと思います。

一つ目には、介護職員が確保できない現状の把握及び職員が確保できない中での入所者への介護サービス提供にどのような支障が出てきているのか、実情について伺いたいと思います。

二つ目には、介護職員が離職する背景には多くの要因があると思っておりますが、その中には、当然、共通しているのは、給与の改善が不十分という状況があり、また同時に、正職員への採用なども当然必要だというふうに考えておりますが、こういった改善が当然必要だと思います。また、同時に、施設長などの給与をまちで持つなどの抜本的な対策が必要かというふうに思いますが、今後の対応等について伺います。

三つ目には、介護報酬等の引き下げなどの社会的要因で赤字経営になっている要因もあると思っておりますが、こういうものも含めて、今後の改善計画、どのようにされるのか伺いたいと思います。

4番目には、一般職員の派遣のめどはいつまでなのか、当然、業務に支障があってはならないというふうに考えておりますので、いろいろと聞きましたら、それなりに職員の方は頑張っておりまして派遣に

ておりますが、しかし、実態はかなり厳しい実態もこちらのほうに聞こえてきますので、こういうものも含めて抜本的な改善が必要だと思いますが、町長の明確な答弁を求めます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の4項目についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目目の介護マークの普及に関する御質問にお答えいたします。

議員御質問の介護マークは、静岡県において、地域で高齢者を支えるため、介護する方が介護中に表示することで、周囲から偏見や誤解を招くことがないように、先進的な取り組みとしてスタートしたものであります。全国的に普及を図るために、平成23年12月に要望書が提出されたことから、厚生労働省がその普及に向けて、全国の市町村に対して通知がなされたところであります。

北海道における介護マークの普及状況につきましては、平成29年4月には35市町が取り組んでおり、平成30年度においては新たに11市町村が取り組みを検討しているところであります。

本町におきましても、これまで介護にかかわる関係機関と情報や認識は共有しているところでありますが、現在、その必要性について、情報交換する中で特に意見が出されなかったことから、具体的な取り組みには至っていないところであります。

しかしながら、介護マークは介護を必要とする方と介護をする方が周囲に理解をしていただくための表示マークとなることから、広く町民の皆様へ御理解いただけるよう、広報誌、まちのホームページへの掲載のほか、民生児童委員協議会を初め関係団体、機関の御協力を得て、普及啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の町立病院の運営に関する御質問にお答えいたします。

町立病院につきましては、昭和55年3月に現病院が開院し、約38年が経過したところであります。

議員御発言のように、平成25年に福岡市の有床診療所の火災で多くの死傷者が発生したことにより、平成28年に消防法施行令等が改正され、避難のために患者の介護が必要な有床診療所、病院については、原則として、延べ床面積にかかわらずスプリンクラー設備等の設置が義務づけられ、その設置期限につきましては、現在の建物や新築中のものは平成37年6月30日までの経過措置が設けられたところであります。

御質問のスプリンクラー設置の方法につきまして

は、前段、金子議員の御質問にもお答えさせていただきましたように、第6次総合計画期間中での事業として位置づけ、具体的施策、事業としての方向づけをするため、現在、庁内において設置しております「医療と保健福祉・介護担当課長・主幹会議」において、町立病院を含めた医療、保健福祉施設等の整備のあり方について検討しているところであり、その結果等を踏まえ、どのようにスプリンクラー設置への対応を図るべきかについて判断をさせていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目目の地域医療圏構想に関する御質問にお答えいたします。

国が進めている地域医療構想は、2025年に団塊の世代が全て75歳以上となる中、医療や介護が必要な状態になっても、でき得る限り住みなれた地域で安心して生活が継続できるよう、切れ目のない医療及び介護の提供体制を構築するため、改正医療法により地域医療構想が示され、平成27年3月に地域医療構想策定ガイドラインが策定されました。

北海道は、国から示されましたガイドラインに基づき、同年7月に医療法に基づく第2次医療圏と、介護保険法に基づく高齢者保健福祉圏域を同じ区域とする北海道地域医療構想策定方針を定めたことから、富良野地域におきまして、平成27年9月に富良野圏域地域医療構想調整会議が設置され、平成28年12月には富良野区域地域医療構想が策定されたところであります。

富良野区域地域医療構想による富良野圏域の2025年を目標とする病床数は、厚生労働省令で規定する割合により推計し、487床とされたところでありますが、平成30年5月現在、圏域の医療機関において、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4種の機能別に病床数を分けて推計いたしましたところ、491床となることから、今後、引き続き富良野圏域全体で協議されていくものと認識しているところであります。

このような状況を踏まえ、1点目にあります町立病院の今後の方向性についてであります。町立病院の現状につきましては、本年3月の厚生文教常任委員会において、町立病院の運営についてを示させていただき、御説明させていただいたところであります。

その中でお示した6項目を主要な課題としてとらえており、今後、その内容、実態を十分に検証、検討を行うとともに、住民の皆様の声もお聞きしながら、課題解決に向けて努力をしまいたいと考えております。

特に町民の皆様が安心・安全に暮らしていただく

ためには、医療の充実は極めて重要なことでありますので、示させていただきました課題は全てに関連が深く、庁内に設置いたしました「医療と保健福祉、介護等担当課長・主幹会議」におきましても、総合的見地から検証を行い、将来の指針を示してまいりたいと考えております。

次に、2点目の医師の確保及び医療再編に係る国、道への要望についてであります。特に医師の確保につきましては極めて大きな課題でありますので、今後においても地域一体で取り組んでいくことが重要であると考えております。

また、地域医療のあり方につきましても、地域の実態を反映した医療体制づくりが必要であると考えているところであり、住民の安心・安全を最優先に、富良野圏域の医療体制のあり方について議論を進める中で、本町の医療体制につきましてもしっかりと位置づけがされるよう取り組んでまいりたいと考えております。これらを実現するため、必要に応じ、国、道等への要望等も行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目目のラベンダーハイツの運営に関する4点の御質問にお答えいたします。

ラベンダーハイツの介護職員の確保につきましては、近年、全国的にも介護士不足が大きな社会問題となっている中、ラベンダーハイツにおきましても、昨年度、複数名の介護職員の離職があり、それに対応した人材を確保することができませんでした。しかし、これによる入所者に対するサービスの低下を招くことはあってはならず、さらに新たな入所者を受け入れるための対応も急がなければならず、介護職員の人材確保や体制強化に向け、職員一体となり取り組んでいるところであります。

まず、1点目の入所者への介護サービス提供についての御質問ですが、現在、サービス提供に対し、入所者に対する介護職員の適正配置に留意する中で、介護職員の日中勤務者を調整するなどの勤務体制で対応しておりますが、入所者の見守りや寄り添いなどに支障を来すことがないように、毎日午後、2名の一般職員による支援を行っているところであり、入所者に対するサービス提供面において支障が生じているものとは認識していないところであります。

次に、2点目及び3点目の今後の改善策などについてであります。介護職員の離職についてはさまざまな要因があると思われれますが、近年、富良野圏域において新たな介護事業所等が開設され、さまざまな採用形態がとられ、その中で、正規職員としての採用なども応募に結びつく一つの要素となっていることも考えられるところであります。

このような状況に対し、まちといたしまして、介護職員の処遇改善を図るため、賃金の改善等を行い、新たな人材確保に向け、取り組んでいるところでありますが、他の状況も見きわめ、引き続き職員の身分、給与、職場環境などについて、必要な対応を検討し、人材確保が図れるよう取り組んでまいります。

一方、施設の経営改善につきましては、これまでの介護報酬の引き下げ、あるいは施設の老朽化に伴う維持管理費負担などの要因も重なり、経営に苦慮しているところでありますが、今後におきましては、ラベンダーハイツの経営を総体的に検証し、安定経営が図られるよう、新たな方策を講じてまいりたいと考えております。

次に、4点目の一般職員の派遣についてですが、これにつきましては、全課にわたり計画的に対応しているところであり、業務への支障が生じないようにとり進めているところでありますが、一日も早く介護職員の確保を図り、一般職員による派遣の解消に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） まず、介護マークについてお伺いいたします。

介護マークについては、今、答弁されたように、非常に多くの方から、今後、利用される傾向が出てくるかというふうに思います。とりわけ公共のトイレの利用、あるいはスーパー、デパート等において下着を買うなど、いろいろなことが介護者には求められてきます、男女問わず。そういったときに、やはりこういうマークがあれば、介護中だという形で、偏見の目で見られなくて済むというのが全国的にやはり広がっているという状況にあります。これは押しつけではなく、あくまでも、当然、本人が望む、望まないというのがありますから、この点、当然、関係する機関とも協議しながら、ぜひ進めていただきたいというふうに思いますが、この点、確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の、介護マークについての御質問にお答えさせていただきます。

私も非常に介護マークというものについて、そうだよなと、本当にこういったものが広く周囲の皆さん、当事者はもちろんのことですけれども、周りの皆さん方が認識することによって、本当にどちらかという偏見がなくなったり、小さくなって買い物するような、そういうようなことは解消されますの

で、これは積極的に町民にアピールできるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 次に、町立病院の今後の運営についてお伺いいたします。

この間、金子議員の答弁でも共通しているところではありますが、いわゆる医療と保健福祉、介護担当者、主幹会議が開かれていると。そういう意見をもとに、町立病院及び医療、保健福祉等の整備のあり方について検討されるということは言うております。しかし、これをもとに検討するということがあって、みずから何をしたいのかということは明確に答弁されていないわけでありまして。今、こういうことを考えたときに、町長自身が、これを待たずとしても、やはり町立病院は、当然、新たな方向での動きをきちっと段階を踏んで積み上げて、将来のあるべき姿をやはりきちっと示す段階にもう入っています。そうしますと、検討委員会等、あるいはいろいろな委員会等が開かれて、用地の話から含めて、もう既に日程に上らなければならない、非常に大事な、重要な案件だというふうに思いますが、この点、町長は、主幹会議を待たずとしても、きちっとみずからの意思としてどうあるべきなのかというところの意見をお持ちなのかどうなのか、この点、明確に述べていただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の、町立病院に關します御質問にお答えさせていただきます。

何度もこれまでもお答えさせていただいておりますが、ぜひ御理解いただきたいのは、私といたしましては、町立病院のあり方につきましては、町民の皆さん方の思いに添えていけるような体制に整えていくことが、ぜひそういう形をみずからも望んでいるところでございます。

しかしながら、私の思いがそうであろうとも、やはり行政的な側面から検証をして、そして確実にそれが町民の皆さん方に喜んでいただける、あるいは上富良野の将来を考えたときに、その方向が将来に資するようなものになるのか、あるいは、さらには町民の皆さん方の負担感等についてもしっかりと、そのバックボーンができなければ、やはり幾ら私が熱い思いを持ったとしても、それはかなうものでございませぬので、そういった検証も含めて、実務者による検討を重ねて、決断をしたいと、そういうようなプロセスを経たいということでございませぬので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） その検証という点では、当然必要だというふうには思っています。私は、もう既に

にスプリンクラー等の設置が待たれるという、この現実を見たときに、やはりもう既に日程等が上ってこないとだめなのだけれども、相変わらず、28年度に質問したときも、6次の総合計画というだけであって、必ずしも明確な答弁はされていませんでした。

もう一度確認いたしますが、これからの町民の医療を考えた場合、包括的な医療を考えた場合、やはり安心して住み続けられる町立病院のあり方というのは、当然、答弁の中でも必要だということをおっしゃっているわけですから、私は、いろいろなことがあっても、この町立病院の改築というのは何よりも私は最優先すべきだし、確かに検討会議の意見も当然参酌しながら、その方向性を求めるべきだということに思いますが、それを含めながら、私は、今後、拠点施設とかいろいろ出てきていますけれども、何よりも私は、この町立病院のあり方というのは早急に、やっぱり改築の方向で、単刀直入に伺いますが、行うべきだと、そういう計画を持つべきだということに思いますが、その点では同じような意見でしょうか。それとも、あくまでもこれにも主幹会議の方向性が出ないと、私の意見としてはなかなか言いづらいということなのでしょうか。どちらでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

平成37年6月をスプリンクラー設置の期限という、既にタイムリミットが示されております。これを変えることはできませんので、当然、それを念頭に置いた病院のあるべき姿の方向を示していく、それから逆算して進めていくということは、これは私ども、職員も含めて共有をしているところでございます。ですから、当然、そういったタイムスケジュール感を持って作業を進めております。申し上げるまでもなく、幾ら思いが熱かろう、強かろうが、えいや、で進めるような性格でございませぬので、ここはしっかりと、そのスケジュール感も認識しながら、しかるべきときにしっかりと町民の皆さんにお示しできることが私としての責任の果たし方だというふうに考えておりますので、時期が来ても一向にその姿が、まず最小限度、スプリンクラー機能がない中で診療が継続されていくというようなことは100%考えられませんので、そういったことを御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） ということで、きちっと前へ進めるということで確認させていただきたいというふうに思っています。

次に、地域医療構想についてお伺いいたします。

地域医療構想というのは、いわゆる医療費の削減を前提とした、各都道府県みずから医療費、あるいは病床が多ければ、構想された一定数の病床を超えるような状況があれば、地域で相談して、話して、削減しなさいよという形になっております。同時に、医療費についても、国保も関連しながら、医療費の多い、少ないについては、みずからの仕組みづくりでこれを削減しなさいという形になっているかというふうに思います。

上富良野の医療構想が、例えばこのまま前に進んだとするとときに、何が起こるのなかというふうにちょっと考えてみたのです。上富良野の場合は、町立病院の運営の中にも書かれております、当然。その中には、当然、上富良野町で唯一の有床の病院であるということ、それと、緊急の医療行為を行っているということでもあります。2次医療圏に向けてのゲートキーパーという形の役割も担っているという形であります。

そういうふうな中で、建設されてから36年も経過しますから、当然、この中にも書かれているように、待合室の中でもいろいろな情報が耳に入ってきて、これは聞いたらだめだなというのも入ってくる時があるのですが、そういうのもあって、やはり早急にこういった部分で求められる状況、改善しなければならない状況があります。

例えば、国、道が進めている、回復期がないから、回復期を上富良野町に設置した場合、急性期をなくすというわけにいかないけれども、完全になくなった場合、それでは一般の緊急に診療が必要になった、そういうときというのは、当然、回復期だけの病床体制では成り立たない話であります。また、緊急医療という形で、いつ、どういう状況の中で緊急に診療を求める人が出てこないとは限らないという状況があります。

そうしますと、こういう医療構想というのは、こういうまちの実態を全く無視したとは言いませんが、ほぼ無視したような形で、一方的に、この枠にあるから町立病院は有床の病床はだめですというような形の押しつけが、現在、今来ているという状況にあります。

そういったときに、やはり上富良野町の病床のあり方、医療構想のあり方というのは、やはり一般病床も含め、回復期も含めて、地域包括的な診療体制の中で、きちっと住民に寄り添いながらの病院の医療構想というのがあるべきだというふうに私は考えておりますが、この点、町長自身はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 10分間休憩いたします。

午後 2時29分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

米沢義英君の質問に、町長、答弁、お願いいたします。

町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の、病床数、あるいは病院機能等についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、厚労省から示されました圏域の病床数につきましては、私が聞き及んでいるところでございますが、これにつきましては、過去の医療機関から保険申請がされますレセプト、これらの積み上げがベースになって、あるべき、厚労省として望ましい病床数と機能について示されたというふうにお聞きしておりまして、全く根拠のないものではないということでございます。

ただ、その中で、上富良野の町立病院について言えば、先ほど米沢議員もお話ありました、2次医療圏のゲートキーパー的な役割というものを非常に協会病院のほうでも高く評価されております。また、加えて、救急指定も指定されているということで、上富良野町立病院について言えば、示されております、うちで言えば、高度急性期は対応できないにしても、救急業務、それから、回復期、慢性期の機能は、それはしっかりと持ち合わせていなければならないと。そしてまた、そういうことは、この圏域の中でも皆さん認識いただいておりますので、少なくとも上富良野町立病院の機能と病床数の確保は、私は図られるというふうに思っているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 安心ばかりはできないというふうに思うのです。そういう覚悟できちっとやっていただいて、やはり何回も申しますが、レセプトにおいて、ベッド数の稼働率など、国、道などは見ていまして、その稼働率で、例えば上富良野の場合でしたら、30床しか稼働していませんと。ですから、それ以上のベッド数は要りませんねというように算定をやっているのですけれども、しかし、いつなんどき、町民の健康というのは急変するかわかりません。そういうときに、一定程度、やっぱりきちっとしたベッド数ではなくて、空きベッド数も当然必要になってくるわけです。

もう一つは、例えば介護の状態が、老夫婦で介護していると、どちらかが体が弱くなった場合に、病

院でお世話しなければならない、もしくは、介護が認定されていれば介護施設にお世話にならないといけないというような、本当に不測の事態に直面するというのが実態であります。

そういうことを考えたときに、私は町長と同じ考えなのだというふうに思いますけれども、一般病床も含めながら、やはりそういった介護のケア病棟も含めながら、町立病院のあり方というのをやはりきっちり訴えていかなければならないというふうに思っているところであります。

こういったところが、国は機械的にレセプトで、利用されていないから一般病床はだめですという形になっているわけです。しかし、いろいろな問題点がありますよね。上富良野町の医師がいない、不足するという状況の中で、この間、当然、泌尿器科だとかいろいろ、眼科だとかありましたし、そういったものが、2次医療圏の富良野協会病院ですら医師の確保が難しいという状況があるわけです。そうしたときに、やはり上富良野町の町立病院の役割というのは、そういうものもカバーできる力と能力を備えた医師集団がいるというふうに思っていますので、やっぱりそういう意味でも、この町立病院を有床から無床にするというわけにいかないですし、慢性期だけの対応ということには私はいけないというふうに思っていますので、やはりこういう実態を、町長、国だとか道に対して率直に言うべきだと思いますし、私たちも関係機関に働きかけながら、応援してというふうに思っていますので、そういう実態というのは、町長、もう一度確認いたしますが、御存じですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の、病院のことに关しましての御質問にお答えさせていただきますが、現在、地域医療構想の中で、特に国におきましては、公立病院について、改革をなささいというようなことを示しているわけでございまして、私立の病院については特に申し上げておりません。それはなぜかと、その背景を考えますと、まず基本的に病院の、少なくともうちの病院のあり方については、今、米沢議員から御発言のあったとおりの認識でございます。しかし、国が言わんとすることは、私が推察するに、きちっと実態に合ったような病院の体制につくり変えなさいと。要するにあれもほしい、これも必要だということになってしまうと、まちとして支えていけるのですかということが背景にあって、言ってきたものかなというふうに思います。ですから、それも一理あることですから、最終的には、私は町民、まちがどれだけの覚悟を持って町立病院を運営していくかということで判断できる

ものだというふうに思っておりますので、特に制度的にたがをはめられるようなことについては、しっかりと意見を申して引き続きいきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） ぜひその点で訴えていただきたいというふうに思っております。

前にも同僚の議員から質問ありましたけれども、やっぱり眼科、泌尿器科がなくなるという形の中で、やっぱり非常に本当に苦慮されているという形で、ある男性の方に聞いたら、バスで富良野まで行くのだけれども、その間が大変なのだと。ちょっと尿だとかいろいろとあって、本当に大変なのだというような、運転できないのです、その人は。実態として、やっぱりそういう現状が上富良野町の中にもあります。

もう一つは、入院していて、退院された高齢者が、やはりなかなか自分で、栄養指導を受けるのだけれども、それがなかなかできなくて、また入院してくるというような、そんな状況も上富良野町であるわけです。やはりそういった現状が、この町立病院がそういう人たちを受け入れる場所があるから、そういう人たちでも、この上富良野町立病院に来て、病気になったときにも診療が受けられる体制があるから、本当に安心して暮らせるのだというふうに、その方の話を聞いて考えたのです。

私は、そういう人たちの思いが、今、国の医療圏構想によって、本当にずたずたに切り刻まれるところまではいきませんが、そういう思いを打ち砕いてしまう、そういう現状の、本当に地域の実態を知らない、医療圏構想そのものが実態だというふうに思っています。ですから、今、地方でも、なかなかこの医療圏構想が、進んでいるところもあります。進んでいないというのは、そういうジレンマが自治体にもあるし、自治体の方々も苦慮されて、そういう実態もわかるから、そういった問題に対して強く反発したりですとか、一様に医療圏構想、はい、いいですよというふうにはなっていないというような実態があるというふうに思いますが、この点、同感いたしますか、町長。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、この地域医療圏構想についての議論につきましては、少なくとも富良野圏域におきましては、議論はそんなに活発に行われている状況ではないというふうに理解をしております。それぞれが、やはりそれぞれの役割をこれからもしっかり果たしていこうということの確認のほうがむしろ強くなって、と

にかく住んでおられる方に御不便をおかけしないように、最大限のサービス提供をお互いにしていこうということがむしろ強くなってきているというふうに考えておりますので、そういった私どもの考えを北海道なり国なりにしっかり伝えていくことが必要だというふうに考えております。

また、少し蛇足になりますが、泌尿器科、あるいは過去の眼科等、さまざまな診療科が変遷をしておりますが、特に私、痛切に深刻さを感じておりますのは、医師不足に連動して、やはり周産期医療が非常に窮屈だ、困難だという状況にあることから、これらも含めて、地域医療をしっかりと支えていくように努力してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 町長が言うように、2次医療圏も成り立たない現状が浮かび上がってきているのですよね。実際、医師がいない、周産期医療も十分に整えることができないという状況でありますから、この点、ぜひいろいろな形の中で実態を訴えていただきたいというふうに考えております。

次に、ラベンダーハイツの運営についてお伺いたします。

ラベンダーハイツの運営について、この間、答弁もありましたが、離職者が出るという状況の中で、十分な入所者に対する介護サービスが提供できなくなったという状況で、今、毎日午後から2名の一般職員の方が支援されているという状況があります。

実際、離職された方、それぞれいろいろな事情がありますが、オウム返しになりますが、1番目には、何と言っても、一つ目には、どういう状況なのかという形なのですが、ある方に聞きましたら、十分な入浴介助ができないと。規定の入浴介助、2回ぐらい入るのかなというふうに思うのですが、今、改善されているのかもしれませんが、当時は1回しか入浴することもできなかつたと。例えば、話ができる方はいいのけれども、話ができない人もいます。そういう人たちに、例えば話ができる方は、介護者と、例えば散歩に、外に出たいということはわかるけれども、直接話ができない方については、なかなか、忙しさの余り、人手がない余りに、そこまで目が行き届かないのだというように話しているという状況になっています。何よりも、私たちは入所されている方たちの、やはり必要なサービスを提供する、その気持ちで働いていて、そこに十分手が届かないというのは本当にもどかしいのだということで、大変離職された方にも申しわけないし、入所されている方にも申しわけないのだということでの

気持ち語ってくれたのです。それぐらいに、実態は、何もないというような書き方をしているけれども、これは全く別な話です。実態はそういう実態なのです。そういうことをつかんだときに、いかに職員の確保というのが重要になってきているのか、このことをまちはきつちりと肝に銘じるべきだと私は考えておりますが、そういう実態をつかんでいますか、町長。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の、ラベンダーハイツに対します御質問にお答えさせていただきます。

介護従事者の減少に伴いますサービス提供を低下させてはならないということを基本に据えておりまして、今、議員から御質問ありましたような、例えば見守りする人、あるいは外に散歩に出るときの介助業務、そういったものが、介護従事者が充足、あるいは一定程度確保できていた状況のときには、その従事者をもって対応しておりましたが、それらがなくなってきたときに、それらのサービスを中止するということは低下を招くことになりますので、そういった状況を把握しているからこそ、サービス低下を招かないために、一般職員をもって対応できる部分について対応させていただいたということでございます。それは本当の一時、そういう状況を確認する状況の中で、一時、御不便をおかけするような状況が生まれたことはあろうかと思いますが、それがずっと続いていることもございませんし、解消しているところでございますので、抜本的なサービス低下を招いたというような認識はないところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） でも既に、町長、サービス低下を招いているのですよ。いろいろと後になって職員の支援体制だとかやっていて、それなりの向上は図られてきているというふうに、いろいろ聞きましたら、そういう部分も確かにあります。一番大変なのは、新しく移って、かわって、担当の職員なのだというふうに僕は思っているのですよね。職員の方に聞いたら、新しく来た職員の方は、いろいろと前から見たらすごく風通しがよくなってきたというのです。職員が悪いのかどうか、そうではないと思うのですが、上の指導が悪かったのか、いろいろあるというふうに思うのですが、前は非常に風通しが悪くて、私たちの言うことに対して耳を傾けなかったというような声も聞かれるのです、実際に聞いたら。そういうことも含めた場合に、今、ラベンダーハイツの所長がかわられて、相当僕は苦勞しているのだろうというふうに思います。次長も含めて

なのですが、現場の職員の方含めてだと思のですが、そういう苦勞を、やっぱりさせてはならないし、それは職員だけの問題ではなくて、入所されている皆さん方にしわ寄せがいつているのだということ、町長、どうしてわからないのですか。そういうサービスの低下は来していないということをどうして言えるのですか。実際、話を聞いたのですか。確認いたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

実態も把握しておりますし、現場から声も聞いておりますし、私も直接足を運んでお話を聞かせていただく中で、状況を確認をしている状況でございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） もしも町長、みずからの気持ちを、やはりそういったところに耳を傾けるような努力をされているのだというふうに思いますが、もしも聞こえないとすれば、本当に気持ちを、職員の方々とも交わすような、通じ合えるような、そういう関係があつてこそ、本当の生の声というのが聞けるのです、町長。そういったところを聞かないから、そういう答弁が私は出てくるのだというふうに思いますので、ぜひ町長、実態を聞いているということであれば、さらに踏み込んで、そういった実態も聞いていただきたいというふうに思います。

二つ目に、職員の処遇の問題であります。今回示された処遇改善で、例えば前にも質問しましたが、1,430円、20年以上勤めた場合、8時間、20日、12カ月働いて、350万円ぐらいではないかというような話であります。これは20年勤めて初めてこのレベルです。これは介護福祉士の資格を持っている方です。もう一つは、例えば10年勤めたとした場合に、1時間1,360円としても、270万円から300万円くらいなのかなというふうに換算しております。職場の状況を見ますと、なかなか20年を勤めあげられる方というのはそういないのかなというふうに思っております。

そうしますと、今回、処遇の改善という形で、月額単価は改善されました。これは傾向としていい方向であります。しかし、実態としては、なかなか働いている方が望む賃金形態、あるいは処遇改善にはつながらないのではないかというふうに思います。一步前進だというふうに思いますが、根本的にはつながらないのかなというふうに思いますが、もっとこういった点で、賃金体系とあわせて、正職員に一定程度雇用結びつけるような、採用時における、そういうものも含めて、職員のやはり不

足分を補うような、そういう体制づくりもやらなければならないのではないかとこのように思います。この点、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の、これはラベンダーハイツに限ったことでございますが、介護職員の処遇等についての御質問にお答えさせていただきます。

さまざまな雇用形態、採用形態がある状況にございますが、ラベンダーハイツ、あるいは町立病院の老健の介護に従事されている方々の、さまざまな方々の意向、あるいは実態等を考慮した中で、今回、改善策を講じさせていただいたところでございます。給与の総支給額、そういったものについては、現在、他の同様の施設の従業員と遜色のないものと、むしろ少し優位性があるぐらいの状況づくりはできたのかなというふうに理解をしているところでございます。

一方、採用形態でございますが、確かに議員のほうから、正職員としての採用ということも、これは方法としては当然考えられます。しかし、働いておられる方々からさまざまな御意見を聞く中で、まだこれからさらに改善をするために検討してまいります。正職員、あるいは一定程度の給料を超えるようなことになると、やめざるを得ないと。要するに扶養から外れるような状況になると、残念ながら働き続けられないと、そういうことも一方で実態としてありますので、どこでそういったことの着地点を見出すか、そして、さらに処遇の改善につながるような方法はどうか、どうやってすればつくれるのかということ、これから、とりあえずまず第一歩踏み出したので、さらに研究、検討を続けて、雇用、従事者確保につながるよう努力してまいります。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 町長、どうも理解されていないと思うのですが、働く人はこういう形だと思うのです。扶養に外れるから、私はここまで計算して、時給何ぼだから、何日働けばセーフだなど、そういう働き方をしているのです。そういうことを考えたときに、きちっとそういう人はそういう人たちでそのラインで働くのです。もうちょっと、やはり正職員として働いて、介護の技術があるから、やはりそれを生かしたいという人は、きちっとそのラインで働くのです。そういうごまかしとか、そういうことは言ったらだめなのです、町長。そういう人たちは、みずからきちっと計算しながら働いているわけですから、やはりそういったきちっと介護職員が将来きちっと働けるような、正職員も募つ

て、なおかつそれで足りなければ、パートだとか臨時だとかという対応をやりながら、きちっとラベンダーハイツの職員の確保をしなければ、相変わらず同じことの繰り返しになるというふうに思うのですよ。町長、そこはどうかですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、雇用形態等につきましては、先ほど申し上げましたように、ともすれば、私が見聞きする実態の中では、いかにも正職員としての位置づけが万能なような印象をどうしても持たれがちでございしますが、実態としては、他の民間の実態等も調査いたしたりしておりますが、形の上では正職員としての採用はしておりますが、いただいている、もらっている給料総額等については、特に際立っているわけでもなく、必ずしもそういった正職員、今、議員から御質問ですからお答えさせていただきますが、正職員としての形態が万能だというようなことではなくて、多様な形態というものはやはり想定しておかなければならない、そんなような思いを持って、これから検討を重ねていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） そんなの織り込み済みなのですよ、どういうふうな状況なのかということ、それも踏まえて質問しているわけで、だけど、そういう民間の介護職であっても、手当が出るのですよ、ちゃんと通勤手当も含めて、ボーナスも出ているのですよ。だけれども、臨時の場合、どうですか。そういう手当出ますか。出ていないでしょう。そういったところに不満というのが募っていくわけですから、そういったことを、要するにこういうことなのだろうと思うのです。安上がりで、介護が充実できるような介護職員を、ある程度賃金を上げて雇用すればそれでいいのかなというような話なのかなというふうに私は聞きました。本当に最低レベルの、町長、話ですよ、それは。今求められているのは、働き方改革だとかいろいろな形で言われているわけですから、やっぱりそれに沿ったラベンダーハイツの改革をしなければ僕はならないというふうに思っているところです。ぜひ取り組んでください。いつまでにこの改善計画を新たに取るのか、もう一度確認しておきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

実際の雇用に早期につながるように、改善策はタイムリーに行うことが望ましいと考えておりますので、そのような取り組みを進めてまいりたいと考え

ております。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、11番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

今日は、これにて散会いたします。

午後 3時07分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成30年6月19日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 佐 川 典 子

署名議員 長谷川 徳 行

平成30年第2回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成30年6月20日（水曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 議案第 1 号 平成30年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)
第 3 議案第 2 号 平成30年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
第 4 議案第 3 号 平成30年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
第 5 議案第 4 号 平成30年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)
第 6 議案第 5 号 平成30年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第2号)
第 7 議案第 6 号 平成30年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
第 8 議案第 7 号 平成30年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
第 9 議案第 8 号 平成30年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)
第10 議案第 9 号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第11 議案第10号 上富良野町保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例
第12 議案第11号 上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例
第13 議案第12号 上富良野町放課後児童健全育成事業の設備運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
第14 議案第13号 財産の取得について
第15 議案第14号 第6次上富良野町総合計画基本構想を定めることについて
追加日程
 発議案第7号 第6次上富良野町総合計画基本計画調査特別委員会設置に関する決議について
第 4
第16 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
第17 発議案第1号 議員派遣について
第18 発議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見について
第19 発議案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見について
追加日程
 発議案第4号 JR北海道路線存続に向けた意見について
第 1
追加日程
 発議案第5号 JR北海道路線存続に向けた意見について
第 2
追加日程
 発議案第6号 北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見について
第 3
第20 閉会中の継続調査申し出について

○出席議員（14名）

1 番	中 澤 良 隆 君	2 番	岡 本 康 裕 君
3 番	佐 川 典 子 君	4 番	長 谷 川 徳 行 君
5 番	今 村 辰 義 君	6 番	金 子 益 三 君
7 番	北 條 隆 男 君	8 番	竹 山 正 一 君
9 番	荒 生 博 一 君	10 番	高 松 克 年 君
11 番	米 沢 義 英 君	12 番	中 瀬 実 君
13 番	村 上 和 子 君	14 番	西 村 昭 教 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長 向 山 富 夫 君 副 町 長 石 田 昭 彦 君

教 育 長	服 部 久 和 君	代 表 監 査 委 員	米 田 末 範 君
農 業 委 員 会 会 長	青 地 修 君	会 計 管 理 者	林 敬 永 君
総 務 課 長	宮 下 正 美 君	企 画 商 工 観 光 課 長	辻 剛 君
町 民 生 活 課 長	北 越 克 彦 君	保 健 福 祉 課 長	鈴 木 真 弓 君
農 業 振 興 課 長	狩 野 寿 志 君	建 設 水 道 課 長	佐 藤 清 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 谷 隆 樹 君	教 育 振 興 課 長	及 川 光 一 君
ラベンダーハイツ所長	北 川 和 宏 君	町 立 病 院 事 務 長	北 川 徳 幸 君

○議会事務局出席職員

局 長	深 山 悟 君	次 長	岩 崎 昌 治 君
主 事	大 井 千 晶 君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成30年第2回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(深山 悟君) 御報告申し上げます。

さきに御案内しました諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についての議案は後ほどお配りしますので、御了承願います。

また、議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から、閉会中の継続調査として、別紙配付のとおり申し出がありました。

また、議会運営委員長から、発議案3件の日程追加の報告がありました。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。

本日、2番岡本康裕君から、発議案第4号JR北海道路線存続に向けた意見について、発議案第5号JR北海道路線存続に向けた意見について、発議案第6号北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見についての発議案3件が提出されております。

これを日程第19の次に追加し、それぞれ追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として、日程の順序を変更し、議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、発議案第4号、発議案第5号、発議案第6号を日程第19の次に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として議題とすることに決しました。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

5番 今 村 辰 義 君

6番 金 子 益 三 君

を指名いたします。

◎日程第2 議案第1号

○議長(西村昭教君) 日程第2 議案第1号平成30年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(宮下正美君) ただいま上程いただきました、議案第1号平成30年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、平成29年度の各会計の決算確定に伴う繰越金及び繰入金の補正であります。

一般会計においては、2億2,071万9,000円の繰越額となったことから、当初予算の繰越金計上額を差し引いた1億6,071万9,000円を増額補正するものであります。

また、国民健康保険特別会計など、五つの特別会計において翌年度への繰り越し手続きをすることに伴い、一般会計で負担すべき費用の精算余剰分として一般会計で繰り戻しを受けるため、各特別会計繰入金への補正をするものであります。

2点目は、全国の地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続する行政専用のネットワークでありますL GWANについて、本年度中に新たな運用基盤である第4次L GWANに移行することが進められており、当町の移行時期が8月と計画されたことから、その移行後に要する通信費、接続機器等関連経費について、所要の補正を行うものであります。

3点目は、一般社団法人自治総合センターが行っているコミュニティ助成事業について、一般コミュニティ助成事業として、東中住民会太鼓等整備、地域防災組織育成助成事業として、大町住民会防災資機材等整備の2事業が平成30年度分として採択されたことから、所要の補正を行うものであります。

4点目は、障害者総合支援法、児童福祉法の平成30年度法改正によって、障害児放課後デイサービス報酬区分が導入されたことに伴い、現在運用しております障害者福祉システムについて、改修する必要があることから、所要の補正を行うものであります。

5点目は、国が行っております経営体育成支援事業について、農機具等の整備に係る融資主体補助型

として、2月に行っておりました要望に対し、今年度分として4月に配分の通知を受けたことから、所要の補正を行うものであります。

6点目は、収益向上作物生産振興補助事業について、4月の作付面積調査とあわせて実施しました当該補助事業実施要望調査の結果、新規導入分及び更新分ともに当初予算を大きく上回る事業費となったことから、その不足する費用について、追加の補正をお願いするものであります。

7点目は、演習場周辺農業施設設置補助事業について、今年度予定しておりました6条刈り自脱コンバイン3台のほか、次年度に要望を予定しておりました農業機械のうち、8条植え田植機5台分が今年度分として北海道防衛局より予算の追加配分がされたことから、所要の補正を行うものであります。

以上、申し上げた内容を主な要素とするとともに、他の既決予算についても、事業量の変更に伴う補正及びふるさと応援寄附を受けたものについて、寄附者の意向に沿った所要の補正を行い、財源調整を図った上で、財源的に余剰と見込まれる部分につきましては、公共施設整備基金に積み立てるとともに、一定額を予備費に留保することで、補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第1号をごらんください。

議案第1号平成30年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)。

平成30年度上富良野町の一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,644万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億1,444万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款町税、11万円の減。

14款国庫支出金、1,756万4,000円。

15款道支出金、336万円。

17款寄附金、58万6,000円。

18款繰入金、992万8,000円。

19款繰越金、1億6,071万9,000円。

20款諸収入、440万円

歳入合計、1億9,644万7,000円。

2、歳出。

2款総務費、8,484万9,000円。

3款民生費、67万6,000円。

4款衛生費、323万円。

6款農林業費、2,588万3,000円。

9款教育費、32万9,000円。

12款予備費、8,148万円。

歳出合計、1億9,644万7,000円。

以上で、議案第1号平成30年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

ございませんか。

11番米沢義英君。

○11番(米沢義英君) 質問させていただきます。

今回の補正の中で、10ページにかかわって、企画商工観光課の中で、地域再生計画のPR活動という形で、きのう、町長の執行方針の中でも、企業版のふるさと納税という形で、170万円でしたでしょうか、納付されているという形になります。これから、今後、この費用を使って、聞きましたら、企業等を訪問しながら、PRを兼ねた納税の促進につなげたいという形の予算内容だったかというふうに思いますが、この旅費の内訳と、大体訪問する企業等が決まっていれば、この点、お伺いしておきたいというふうに思っております。

次に、12ページの東中の住民コミュニティという形で250万円、太鼓の購入という形になっております。東中においては、清流獅子舞から、地域に密着した文化伝承の継承という形の中で、多くの方々が称賛されているところであります。

現在、何台購入されるのか、あわせて、何と言っても継承するための人材、人等が必要かというふうに思いますが、地域ぐるみで当然やっていらっしゃるという話なので、その状況等がわかれば、お伺いしておきたいというふうに思っております。

同じページの総務課の基地調整室の中で、ハザードマップ作成という形になっております。恐らくこれは地域の洪水のハザードマップという形になっているかというふうに思いますが、これは単純に委託料という形で、ハザードマップ作成部分だけの経費

なのか、恐らく6,000部ぐらいかというふうに思いますが、その内訳等々がわかればお知らせしていただきたいというふうに思っております。

次に、16ページの保健衛生費の町立病院の補助という形になっております。この中には、薬剤師の初任者の調整手当等という形で盛り込まれております。その中で、看護師の奨学金という形で載っておりますが、この奨学金に該当される方というのは、地元なのか、それとも外部からの、こういった制度があるということで該当になっているのか、その実態と、あわせて看護師確保の、今、現状がわかればお知らせしたいというふうに思っています。

次、18ページの収益向上作物の点であります。非常に収益向上作物の、所得向上という形で、喜ばれている制度であります。今、地方でも地域でも、こういったハウス園芸等も含めた栽培で、地域のブランド化を目指そうというような動きも出てきております。そういう意味では、この収益向上作物が、恐らく所得も、向上に当然つながっているというような状況を見受けられるかというふうに思いますが、単純にメロン、例えばミニトマト等に至っては、大体反収、わかれば、わからなければ後でもよろしいのですが、現状、どのぐらい上がっているのかという点と、作付の状況というのは年々ふえているのか、この現状についてお伺いしておきたいというふうに思っております。

あとは、24ページの予備費全般にかかわる部分であります。繰り越しという形の中で前年度が予備費と財政調整基金等に積み立てられているというふうに思っています。この点でお伺いしたいのは、財政の健全化という点で、それぞれの目的に応じた基金の積み増しという点も非常に、当然いいものだというふうに思いますが、一方で忘れてはならないものは、住民との関係で、住民が望んでいるものを節約しながら余剰金が出てきたということでは、それは余りにもちょっとかけ離れているのかなというふうに思いますが、今、住民会等からの要望や、地域からのいろいろな整備等が寄せられているというふうに思っていますので、その都度、その都度、補正予算で対応するという話であります。今後、こういった予備費等、財政調整基金の使い方等における考え方等なのですが、住民が望むものに対しては、積極的に使うべきものは積極的に財政措置をして使うべきではないかというふうに思いますが、大枠であります。この点についてどういう考えなのか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（口剛君） ただいまの11番米沢議員の1点目と2点目の御質問に関しまして、

私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、1点目の地域再生計画に係りますPRに関する旅費の内訳でございますが、こちらのほうで積算してございますのが、道内を2泊日程で2人、3回ということで、約20万円程度の見積もりということになってございます。また、道外、一応東京を想定してございますけれども、こちらのほうも2泊で2人、1回ということで、こちらのほうは約24万円ということで積算をしてございます。その合計額が、今回、補正額として計上させていただいたものでございます。

それと、どういう事業所なりにPRをするのかという御質問ですけれども、今のところ本町に事業所があります。そちらの本社を中心に考えております。また、道内、北海道にゆかりのある企業でありますとか、今までに三浦文学を掲載したとか出版したとか、そういうところもちょっと候補として上げているところでございますけれども、あとはいろいろと、飛び込みではなかなか行けませんので、そういう紹介していただける方から、紹介いただいた企業等も考えながら、そういうところに向けてPR活動を進めていきたいというふうに考えてございます。

次に、2点目の東中のコミュニティ助成事業に関してですけれども、こちらのほうにつきましては、東中の清流太鼓の整備ということで、太鼓の購入でございまして。常に拍子をとっています大きな太鼓、それが1基と、あとは通常のといいますか、地面の台の上に置いて行う太鼓が5台という内訳になってございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 11番米沢議員よりありました、3点目のハザードマップの作成の部分と、6番目の予備費、基金の使い方の基本的な考え方につきまして、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

まず最初に、ハザードマップの作成の今回の補正分でございますが、こちらにつきましては、まちで管理をしております8河川分の浸水想定区域が北海道のほうで計算をされたことから、当初予定をしておりました部分に、その8河川分の作成を追加することということで、今回、100万5,000円の委託ということで補正をさせていただいております。

それと、6番目の予備費、公共施設整備基金等の使い道の基本的な考え方ということでございますが、こちらにつきましては、まず予備費につきましては、例年、昨年この時点で約1億円程度の予備

費を確保しながら、これから予定をしております、いわゆる災害等について、対応分ということで、この程度あれば、例年、間に合うかなというふうに思っているところでございます。

それと、公共施設整備基金のほうにつきましては、今現在、約10億円までいかない、9億円を超える残高という形になっておりますが、御承知のとおり、各公共施設、かなり老朽化をしている部分というのもありまして、それについては一定程度計画的に予算の中で毎年毎年、ことしはこれをやりましょうということ、大きなお金をかけてやっているとございまして、まずはそちらのほうにお金を投資できるように、それ以外のいわゆるソフト事業については、それをやることによってそちらをやめるといことがないような、影響を起ささないような形ですというのを基本にしておりますので、一定程度、公共施設整備基金を中心に積み立てをさせていただいているという形になってございます。

なお、具体的な基金の使い方につきましては、それぞれ当初予算を計上する中で、また議員の皆様と御相談をしたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（北川徳幸君） 11番米沢議員の2点の御質問にお答えしたいと思います。

町立病院の出資金にかかわりまして、看護師の奨学金ということで、どのような方が対象かということで、この方におきましては、富良野看護学校の1年生の方です。実家は旭川市の方でございます。

2点目の、看護師の確保の状況なのですが、現状、老健、あるいは一般病棟、外来という形で、現状では看護師数については充足している状況でございます。

今後におきましては、毎年、退職者が出てくる状況ですけれども、基本的には再任用をお願いした中で、新たにまた充足するように、新規という形も含めまして、看護師の確保を図っていきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（狩野寿志君） ただいまの11番米沢議員の御質問にお答えいたします。

今回の補正として、収益向上作物の中で、増反と改修等でいろいろ要望がございました。その中で、ミニトマトにつきましては、新規就農とか、そういう方でふえている状況になってございます。メロンにつきましては、若干、取り組む農家が少なくなっているというふうにお聞きしているところでござ

います。

反収でございまして、ミニトマトは反収60万円ぐらいと聞いております。メロンが約15万円から20万円程度というふうに聞いていただいております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 農業振興課長。

○農業振興課長（狩野寿志君） 失礼しました。

作付状況の推移でございまして、ミニトマトが若干伸びているのかなというふうに思います。メロンが、先ほど申しましたように、若干取り組む農家が減っているのかなというのが状況でございまして、

以上です。

○議長（西村昭教君） 答弁漏れがありましたので、企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（口剛君） 先ほど11番米沢議員の2点目の御質問で、指導体制がとれているのかというところ、ちょっと答弁が漏れましたので、再度御答弁させていただきたいと思っております。

そもそもこの活動が20年以上にわたりまして、そういう子供たちを対象に進められてきております。世代を超えて、郷土芸能を伝承していきたいという、そういう地域の思いがまず根っこにあるということで、こちらのほうは引き続きこの体制が継承される、そういう技術指導等が進んでいくということで理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。よろしいですか。

ほかに質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第2号

○議長（西村昭教君） 日程第3 議案第2号平成30年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（北越克彦君） ただいま上程いただきました、議案第2号平成30年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきまし

て、提案の趣旨を御説明申し上げます。

1点目は、平成29年度決算に伴う繰越金について、所要の補正をするものであります。

2点目は、平成29年度決算に伴う一般会計繰出金について、所要の補正をするものであります。

また、収支残額の1億2,005万5,000円につきましては、今後の本会計の安定対応に備えるため、予備費に計上することで補正予算を調整したところでございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

なお、議決項目の部分について説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第2号平成30年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

平成30年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,323万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億4,691万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

6款繰越金、1億2,323万9,000円。

歳入合計は、1億2,323万9,000円であります。

2、歳出。

9款諸支出金、318万4,000円。

10款予備費、1億2,005万5,000円。

歳出合計は、1億2,323万9,000円であります。

以上で、議案第2号平成30年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

9番荒生博一君。

○9番(荒生博一君) 先般行われました全員協議

会において、予備費の内訳というか中身、その事態に備えたいということで、インフルエンザ等々を上げられていました。再度確認いたしますが、1億2,000万円、予備費というのが、本当に必要なのでしょうか。

○議長(西村昭教君) 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長(北越克彦君) 今回、1億2,000万円の予備費ということになりますけれども、国民健康保険が北海道に統合されたような経過もございまして、30年度の予算につきましては、まだ流動的な部分もございまして、それに対応していかなければならない部分もございまして。また、平成29年度決算につきましては1億2,000万円の予備費となりまして、前年度の28年度におきましては1億1,000万円の経過があったところでございます。その経過につきましては、保険税の税収が伸びたこともありますけれども、保険の給付が減ったといったことが大きな要因となっているところと認識をしております。29年度につきましても保険の給付が減ったといったようなことが要因となっているところでございます。

以上です。

○議長(西村昭教君) よろしいですか。

ほかにございませんか。

11番米沢義英君。

○11番(米沢義英君) 基金残高は現在幾らなのかという点と、今後、確かに担当課長の答弁で、病気の疾病等が予想よりも下回ったという形の中の繰越財源が出てきたという形ではありますが、いずれにいたしましても、国保会計というのはいろいろな脆弱な基盤だということで、全道一つになりましたけれども、しかし、引き続き高い地域とそうでない地域だとか、不均衡が生ずるという形になっております。

いずれにしても、上富良野町において、この予備費等のいわゆる繰越財源等の活用であります。単刀直入に言いますが、今後、疾病等があった場合の、そういったところにも使われるかというふうに思いますが、同時に、やはり財源として、負担軽減のところにも当然使うべきではないかというふうに思いますが、この点、確認しておきたいと思っております。

○議長(西村昭教君) 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長(北越克彦君) 11番米沢議員の質問にお答えいたします。

国民健康保険の基金の残高につきましては、現在、17万9,144円ということになってございます。

それと、今後の1億2,000万円との絡みで

ございますけれども、基金がこのような状況でございますので、将来的には基金の積み増しということも当然考えていかなければならないと思っておりますし、国保の会計が、議員おっしゃられましたように、全道で、今後、保険料が、まだですけども、段階的に統一をしていこうといったような動きになってございます。当町では、今現在におきまして、保険給付がまだ過去に比べると少ないような状況がありますけれども、大きな疾病が出てきますと、今後の予断も許さないような状況でございますので、今後の推移を見守りながら対応してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第3号

○議長（西村昭教君） 日程第4 議案第3号平成30年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（北越克彦君） ただいま上程いただきました、議案第3号平成30年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

1点目は、平成29年度決算に伴う繰越金について、所要の補正をするものであります。

2点目は、平成29年度決算に伴う広域連合納付金の確定及び一般会計繰出金の額について、所要の補正をするものであります。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

なお、議決項目の部分について説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第3号平成30年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

平成30年度上富良野町の後期高齢者医療特別会

計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,584万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきまして、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

5款繰越金、25万8,000円。

歳入合計は、25万8,000円であります。

2、歳出。

2款広域連合納付金、17万2,000円。

3款諸支出金、8万6,000円。

歳出合計は、25万8,000円であります。

以上で、議案第3号平成30年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第4号

○議長（西村昭教君） 日程第5 議案第4号平成30年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました、議案第4号平成30年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、歳入におきまして、本特別会計の平成29年度分の決算確定によりまして、繰越額が確定したことから、既決予算に4,032万円を追加しようとするものであります。

2点目は、歳出におきまして、平成30年度から包括支援事業に係る給付請求事務について、国保連にインターネットによる請求事務を取り扱うこととなり、平成30年度から32年度の3カ年間について、必要な経費を一括支出するため、補正するものであります。

3点目は、平成29年度に町一般会計から繰り入れた職員給与費、介護給付費及び地域支援事業費の精算により確定した416万円を一般会計に繰り出しするものであります。

なお、収支の差額につきましては、今後の本会計の安定対応に資するため、予備費に3,614万6,000円を計上しようとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第4号平成30年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)。

平成30年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,032万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,568万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

議決項目であります款ごとの補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

8款繰越金、4,032万円。

歳入合計は、4,032万円であります。

2、歳出。

3款地域支援事業費、1万4,000円。

6款諸支出金、416万円。

7款予備費、3,614万6,000円。

歳出合計は、4,032万円であります。

2ページ目以降の事項別明細書につきましては、既に御高覧いただいておりますことで、説明を省略させていただきますので、御了承願います。

以上、議案第4号平成30年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)の説明といたします。

御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 質疑がなければ、終了いたします。

討論を省略し、これより議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第5号

○議長(西村昭教君) 日程第6 議案第5号平成30年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長(北川和宏君) ただいま上程いただきました、議案第5号平成30年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、寄附採納に伴う補正で、サービス事業費の備品購入費に財源充当するものであります。

2点目は、介護予防の普及啓発を図るため、介護予防教室を開催する費用について、所要額を計上するものであります。

3点目は、介護従事者支度準備金及び介護職員初任者研修受講者研修費助成の追加補正をするものであります。

なお、収支残額につきましては、本会計の今後の財政需要に備えるため、予備費に計上しようとするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第5号平成30年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第2号)。

平成30年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,939万5,000円と

する。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款繰入金、25万3,000円。

6款諸収入、1万円。

歳入合計、26万3,000円。

2、歳出。

2款サービス事業費、16万円。

5款予備費、10万3,000円。

歳出合計、26万3,000円。

以上で、議案第5号平成30年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第2号)の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第6号

○議長(西村昭教君) 日程第7 議案第6号平成30年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(佐藤清君) ただいま上程いただきました、議案第6号平成30年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の補正の要旨について御説明申し上げます。

内容は、平成29年度会計決算に伴います収支の精算余剰を平成30年度会計に繰り越し、同額を一般会計へ繰り出すものであります。

内訳につきましては、歳入では、水道使用料の減

額と手数料等の増額を主要因とする収入合計9,000円の減額と、歳出では、一般管理費及び事業費等の執行残を主要因とする支出合計83万2,000円を減じますと82万3,000円となり、既存予算の1,000円に繰越金及び繰出金にそれぞれ追加するものとなっております。

以下、議案の朗読をもって説明といたします。

議案第6号平成30年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)。

平成30年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,294万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

3款繰越金、82万3,000円。

歳入合計、82万3,000円の増額となるものです。

2、歳出。

3款繰出金、82万3,000円。

歳出合計、82万3,000円の増額となるものであります。

2ページ以降の事項別明細書の説明につきましては省略させていただきます。

以上、議決項目のみを御説明申し上げます。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第7号

○議長（西村昭教君） 日程第8 議案第7号平成30年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤清君） ただいま上程いただきました、議案第7号平成30年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の補正の要旨について御説明申し上げます。

内容は、平成29年度会計決算に伴います収支の精算余剰を平成30年度会計に繰り越し、同額を一般会計へ繰り出すものであります。

内訳につきましては、歳入では、使用料及び手数料の増額を主要因とする収入合計60万3,000円の増額と、歳出では、一般管理費、施設管理費及び建設事業費、予備費等の執行残107万2,000円となり、合計167万5,000円を、既存予算の1,000円に繰越金及び繰出金にそれぞれ追加するものとなっております。

以下、議案の朗読をもって説明といたします。

議案第7号平成30年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

平成30年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ167万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,808万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

5款繰越金、167万5,000円。

歳入合計、167万5,000円の増額となるものです。

2、歳出。

3款繰出金、167万5,000万円。

歳出合計、167万5,000円の増額となります。

2ページ以降の事項別明細書につきましては、省略させていただきます。

以上、議決項目のみを御説明を申し上げます。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第8号

○議長（西村昭教君） 日程第9 議案第8号平成30年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました、議案第8号平成30年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)につきまして、提案の要旨を御説明させていただきます。

今回の補正の内容ですが、1点目は、給与費の補正であります。その内容は、本年4月1日に採用させていただいた薬剤師の初任給調整手当の補正であります。当該薬剤師の免許合格が本年3月27日となったため、新年度予算の計上に間に合わなかったことから、今回、補正をお願いするものです。金額につきましては、月額10万円の12カ月分、120万円の増額補正で、その財源として、一般会計よりの補助金を充てるものでございます。

2点目につきましては、町立病院分の寄附採納としまして、7件、93万円を賜りましたので、一般会計よりの出資金を受けまして、建設改良費、什器備品の整備に充てるため、同額の増額補正をお願いするものです。

次に、3点目ですが、看護師奨学金につきましては、この5月に申請があったことから、関係書類の審査、本人との面接の結果、貸付の決定をさせていただいたことから、一般会計よりの出資金を受けまして、平成30年度分の貸付分、月10万円の11カ月分、110万円の補正をお願いするものです。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第8号平成30年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)。

総則。

第1条、平成30年度上富良野町の病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。収益的収入及び支出。

第2条、平成30年度上富良野町病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款、病院事業収入、120万円。

第2項、医療外収益、120万円。

支出。

第1款、病院事業費用、120万円。

第1項、医業費用、120万円。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款、資本的収入、203万円。

第1項、出資金、203万円。

支出。

第1款、資本的支出、203万円。

第2項、建設改良費、93万円。

第3項、奨学資金貸付金、110万円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第4条、予算7条中、「(1)職員給与費6億2,747万8,000円」を「(1)職員給与費6億2,867万8,000円」に改める。

以上、議案第8号平成30年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)の御説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第9号

○議長(西村昭教君) 日程第10 議案第9号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(宮下正美君) ただいま上程いただきました、議案第9号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

今回、新たに町立病院の役職として、事務長の指揮監督下に、診療部門、薬局部門及び栄養部門に勤務する医療技術職員の人事や労務管理全般を横断的に所掌する統括技師長を位置づけるよう、行政組織規則の改正を予定しているところであります。

統括技師長の職については、本庁組織に置く主幹同等職の管理職とすることから、当該統括技師長に主幹職と同額の管理職手当を支給するよう、管理職手当の支給範囲を定めている給与条例別表6の一部改正を行うものであります。

あわせて、現行の給与条例別表6においては、それぞれの医療資格ごとに、医療技術管理職として、その置くことができる職名を規定しているところですが、現行、規定しているもの以外にもさまざまな資格があることから、医療技術管理職の個々の具体的職名については、規則にゆだねるよう改正を行うものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第9号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町職員の給与に関する条例(昭和35年上富良野町条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第6、町長の補助機関たる職員の部、町立病院の項、3万5,000円の欄を次のように改める。

副看護師長、統括技師長、次長、その他規則で定める技師長等。

附則、この条例は、平成30年7月1日から施行する。

以上で、議案第9号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） ちょっとお伺いいたしますが、今回の規則にゆだねるという形になっておりますが、条例に基づいて設置するという形は、従来、どのようになっているのか、お伺いいたします。要するに規則でなくて条例で定めたほうがいいのではないかというふうな話です。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 11番米沢議員からありました、条例で定めるべきではないかという部分のところでございますが、給与条例関係につきましては、基本的に公務員の給与につきましては、条例主義でございますので、条例がなければ一切支給ができないという形になってございますが、今の現行の組み立てとしましては、基本的な金額を含めて、基本的な部分につきましては条例で定めていると。細かい部分につきましては、各給与条例の中でそれぞれ規則の中で具体的な項目を定めるという形で条例自体はつくってございます。

その中で、今回につきましては、管理職の職名の部分でいきますと、通常、こちらに書いております、課長職でいきますと課長職、事務長という部分と、主幹職ということで主幹、室長、次長ということで、あとは施設長等々書いてございますが、いわゆる医療技術の方だけ、従前から個々の資格ごとに応じて職名をつけていたという部分がございまして、今現在いる職員についてはいいのですけれども、これから先、いろいろな医療技術に関する資格がこのほかにもいろいろございますので、その職を求めたときに、そのためだけに給与条例を改正をするというよりも、具体的につける資格に応じた職種というのは規則のほうに委任をさせていただきますと、こちらのほうも、変な話ですが、発令につきましてもスムーズにいけるのかなというふうに思いまして、今回、他のところとあわせるような形で、基本的な部分は条例で決めていただいて、そこに付ける具体的な何々技師長とか、その何々という部分につきましては、規則のほうに委任していただくようお願いをするものでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） ないようですので、これで質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第10号

○議長（西村昭教君） 日程第11 議案第10号上富良野町保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました、議案第10号上富良野町保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例の提案の要旨を御説明させていただきます。

これまで、まちの保健事業である基本健康診査は、昭和58年、老人保健法に基づく年齢区分により、平成15年度から検診受診料を有料とし、徴収してまいりました。

今回の改正の内容につきましては、1点目として、各検診項目において、検診受診料の負担割合が異なるため、受益者負担の公平性の観点から、一定の基準を設けること。

2点目としては、検診の種類につきましては、基本検診を含む項区分につきましては、検診の検査方法が多岐となり、14項目について検診事業を実施していること。

3点目としては、検診受診料について、所得に応じた負担とし、市町村民税所得割非課税世帯及び75歳以上のがん検診受診者について、減免することを新たに定め、低所得者対策として、経済状況による健康格差の解消を図るものであります。

なお、保健事業の検診種類と検診受診料、必要な事務手続については、施行規則において定めることとし、制度改正に当たりましては、住民に対する周知期間を賜りたく、第4条につきましては、公布の日から施行とし、とり進めてまいります。

以下、議案を朗読し、説明にかえたいと思います。

議案第10号上富良野町保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例。

上富良野町保健事業検診受診料徴収条例（平成12年上富良野町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中、「町が保健事業として実施する検診のうち、別表に掲げる検診については、同表に定める受診料」を「町が特定健康診査及び保健事業として実施する検診の受診料は、規則で定める額を」に改める。

第3条、見出し中、「免除」を「減免」に改め、同条中、「受診料を」の次に「減額又は」を加え、

同条第2号を第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

2号、受診者及びその世帯員（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく世帯の構成員をいう。）のすべてが、前年度市町村民税所得割の非課税者である者。

3号、75歳以上のがん検診受診者。

第4条中、「町長が別に定める。」を「規則で定める。」に改める。

別表を削る。

附則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

以上、議案第10号上富良野町保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

13番村上和子君。

○13番（村上和子君） 第4条中、「町長が別に定める」を、今度は「規則で定める」ということに改めるのですけれども、何か支障があったのでしょうか、この改める理由をちょっとお聞かせください。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 13番村上議員の御質問にお答えいたします。

このたび規則に定める関係につきましては、この条例につきましては、別表に受診料につきましてつけてございましたが、今回は、これまでは規則が定めがございました。この規則を新規に定めることにより、条例においては、検診受診にかかわる本則を定め、規則につきましては、検診受診項目、検診受診料並びに受診料の減免に関する手続等について、規則に定めることから、「町長が定める」を「規則で定める」というふうに変更しているものでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） お伺いいたします。

今回のこの改正に当たっての検診受診料徴収の改正案を見ておきますと、例えば後期高齢者医療については、課税世帯700円と、非課税世帯も700円という形になっているかというふうに思います。

他の受診料等見ましたら、約半分程度、半額程度になっているかというふうに思います。この点、後期高齢者は、説明では1割が原則という形の話であって、非課税世帯についてもそれが適用されるという形になるのか。これはまち独自でそれは対応できないのかどうか、この点、お伺いしておきたいというふうに思います。

二つ目には、例えば現行案では、70歳以上は1,000円という形に、例えば特定健診で見ますとなっております。町民税の課税世帯という形になれば、今度は2,000円に上がるのかなというふうに思いますが、そうしますと、どのぐらい課税世帯があるかわかりませんが、逆に負担がふえるような部分も一方で見受けられるという状況がありまして、そうしますと、不公平感も出るのではないかというふうに感じるわけでありまして、この点はどのような試算を根拠にしてこのような条文というか、改正にされたのか、お伺いいたします。

それと、規則を準用するというところでありますが、これは条例等によってきちっと定める必要があるのかどうか、ちょっとそこら辺をお伺いいたします。金額等について、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 11番米沢議員の3点の御質問にお答えをさせていただきます。

1点目の、後期高齢者における基本健康診査につきましては、課税、非課税関係なく700円ということで改正案を示させていただいております。これは、全員協議会のところでも御説明させていただきましたが、道の後期高齢者医療広域連合に、後期高齢者の保健につきましては、検診料につきましては1割程度の負担ということで定められており、これにつきましては、まち独自の施策ということで、今現在のところの考えは持ち合わせていないことで、まずこの1割の負担の700円は、皆様から受益者負担ということでお願いをさせていただきたいとまず考えております。

2点目の、70歳以上の方は、これまで69歳の方は2,000円、70歳以上の方は自動的に年齢とともに1,000円ということになっていたわけなのですが、今後のこの改正案につきましては、70歳以上74歳までの方については、課税と非課税で検診料が変わるのではないかという御質問に対してでございますが、実際に70歳から74歳の対象の方につきましては、課税世帯については現行の2,000円になりますので、これについては、料金のほうが維持される形になります。なお、非課税世帯の方は減額になりますので、それにつきましてはのまちなりの算定でございますが、28年度の検診者

の実績を参酌しますと、まず変更なしという方が約60%、70歳から74歳で上がるという方が約2割程度ございます。下がる方が2割程度ということで参酌しておりますので、一応これは28年度ございますので、まだ今年度、29年度、30年度の参酌は、今後、検討しなければならぬと思いますが、70歳から74歳の方においては、上がる方は約240名程度、2割程度というふうに見込んでございます。

この関係につきましても負担の公平感についてでございますが、制度の改正に当たりまして、今回は所得のある方には所得のある方の負担ということで考えておりますので、この2,000円を69歳から70歳、74歳になるまでの間の負担等については、御負担をお願いできる範囲ではないかというふうに担当としては考えて、今回の改正案となっております。ただ、75歳になりますと、後期高齢者の基本健診に移りますので、ここにおきましては、本当に健康と検診料の低額化になりますので、何とか75歳以上を皆さん目指していただいて、今後とも長生きしていただきますようお願いしたいと思います。

3点目の、規則についてでございますが、この規則につきましては、これまでまちのほうの条例につきましては、別表に検診の受診料をうたってございましたが、全道の自治体の健康診査にかかわる検診料について調査しましたところ、条例で定めていたのは3町村ということで、かなり皆さん、検診についてはきちっと条例で定めておりますけれども、検診の項目もかなり多岐にわたり、今までも町長が別に定めるということで検診を実は行ってきた経過がございます。それで、きちっと今回は、条例には軽減策を、規則にはそれにかかわる手続と、受診料につきましては、今回、負担割合の考え方をきちっとそこに明記しまして、住民の皆様を検診サービスを受けていただきますよう、整備を整えるものでございますので、御理解を賜りたいと考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） そうしますと、75歳まで頑張れということなのですが、頑張りたいとは思いますが、人の体ですから、どうなるかちょっとわからないような状況があるかというふうに思います。基本が、いわゆる24%、自己負担率という形だというふうに思っています。そうすると、当然、基本額、いわゆる検診委託料が上がればおのずと上がるという仕組みになるかというふうに思いますが、そうしますと、その分、当然、自己負担がふえるという形になるというふうに思います

が、この点は当然そういうふうになると確認しておきたいと思っております。

それで、70歳以上の部分であります。少しでも受診をふやしたいという形で、減免措置も非課税措置とがん検診のみについては75歳以上という形で、若干、こういった部分の検診が、受診率が下回るという、向上を目指してそういった措置をとられたということであれば、この70歳の方に対しても、低額でやはり受診できるような措置を私は継続すべきだというふうに思いますが、この点、なぜそういった措置はされなかったのか、もう一度確認しておきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 11番米沢議員の2点の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の、受益者負担割合につきまして、おおむね25%ということで、まちとしては今回算定をし、皆様から検診の受診料については負担をさせていただこうと思っております。ただ、これにつきましては、検診委託料が変われば変わるのではないかと議員の御質問かと思っておりますが、この間の資料でも御説明したように、高いところの25%いただくのではなくて、一番安いところを基本の検診として算定をさせていただきますので、全部の検診機関が値上がりすれば、そのときにはまちとしても判断をせざるを得ないところは出てくるかと思っております。かなり検診機関も、皆さん競争がありまして、価格については、皆さん、本当に努力していただいているところがございます。今後においても、消費税の改正、いろいろな見込みを立てた上で、まだそこまでは、各受診料につきましては、その負担の改正があったとしても、まちとしては耐えられる受益者負担割合になるであろうということで、この検診料については定めていきたいということで考えておりますことを御理解いただきたいと思っております。

次に、70歳以上の方に対する配慮というか、その辺の考えについての御質問なのですが、これまでまちの検診につきましては、本当に皆さん、多くの方が基本健診並びに各検診についても受診をいただいております。いよいよ来月から今年度の受診が始まりますが、70歳以上から74歳の方だけを今回ターゲットにして値上げをするのではなくて、あくまでも70歳以上から74歳の方についても、引き続き検診は受けていただきたいと思っております。

なお、ここで金額の考え方なのですが、2,000円だから受けられないのか、1,000円だから受けていたのかではなくて、ここはきちっと所得の判断に応じた負担割合をお願いしていかなければな

らないのが、今、まちの考えとして持ち合わせているところでございます。

ただ、75歳以上の方につきましては、後期高齢の医療との関連もございますので、その判断からこのような施策を設けておりますので、今、議員御発言のとおり、70歳から74歳の方については、検診の受診率を下げることなく、住民の皆様に検診を受診していただけるように、住民説明を所管としては努めていくのが私どもの責務だと考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第10号上富良野町保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例は、なお十分な審議が必要と思っておりますので、この際、厚生文教常任委員会に付託し、審議していただきたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、厚生文教常任委員会に付託することに決しました。

◎日程第12 議案第11号

○議長（西村昭教君） 日程第12 議案第11号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました、議案第11号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例の提案の要旨を御説明させていただきます。

改正の内容につきましては、介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成30年3月22日政令第56号）が公布されましたことから、これに伴いまして、当該関係政令を準用している本条例のうち、第3条に定めております介護保険の自己負担割合及び高額介護等サービス費の所得段階の判定基準となっております合計所得金額について、税法上に設けられている控除の仕組みである譲渡所得または短期譲渡所得にかかわる特別控除額を控除することを勘案するため、改正を行うものであります。

以下、議案を朗読しまして、説明にかえたいと思

います。

議案第11号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例。

上富良野町介護保険条例（平成12年上富良野町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号ア中、「令第38条第4項」を「令第22条の2第2項」に改める。

附則、この条例は、平成30年8月1日から施行する。

以上、議案第11号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） ないようですので、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第12号

○議長（西村昭教君） 日程第13 議案第12号上富良野町放課後児童健全育成事業の設備運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました、議案第12号上富良野町放課後児童健全育成事業の設備運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案の要旨を御説明させていただきます。

改正の内容につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第46号）が3月30日に公布されたことから、これに伴いまして、当該関係省令を準用している本条例のうち、放課後児童支援員の基礎資格等の規定について改正するものであります。

1点目は、第10条第3項第4号について、「学校教育法に基づく各教諭資格を有する者」を「教員職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に

改正し、資格要件について明確にするものであります。

2点目は、新たに第10号とし、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者を追加し、従事する職員の資格について拡大するものであります。

以下、議案を朗読しまして説明にかえたいと思います。

議案第12号上富良野町放課後児童健全育成事業の設備運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上富良野町放課後児童健全育成事業の設備運営に関する基準を定める条例（平成26年上富良野町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のとおり改める。

4号、教育職員免許法（昭和24年法律第417号）第4条に規定する免許状を有する者。

第10条第3項に次の1号を加える。

10号、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第12号上富良野町放課後児童健全育成事業の設備運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第13号

○議長（西村昭教君） 日程第14 議案第13号財産の取得についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（北越克彦君） ただいま上程いただきました、議案第13号財産の取得についてにつきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

現行の戸籍総合システムは、平成25年11月から稼働しておりますが、本年10月には5年が経過し、機器の保守も終了することから、予期せぬシステム障害や法改正によるバージョンアップの対応にも困難な状況になるため、戸籍総合システムの整備をいたしまして、戸籍関連業務に万全を期そうとするものであります。

本件の取得いたします戸籍総合システムは、上富良野町への譲渡を前提として、5月28日に北海道市町村備荒資金組合と富士ゼロックスシステムサービス株式会社とにおいて、1,522万8,000円の売買契約に関する仮契約の締結がなされております。この財産につきまして、北海道市町村備荒資金組合から上富良野町へ譲渡を受けるため、財産取得の議決を求めるものであります。

なお、譲渡代金の支払いにつきましては、取得価格に年0.01%の利息をつけまして、本年度から平成34年度までの5年間で支払いをするものであります。

また、本年3月の第1回町議会定例会におきまして、債務負担行為の議決をいただいているところでございます。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第13号財産の取得について。

戸籍総合システムを次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、取得の目的、戸籍総合システム。

2、取得の方法、北海道市町村備荒資金組合からの譲渡。

3、取得金額、1,522万8,000円。

4、取得の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合、組合長 菊谷秀吉。

5、納期、平成30年12月31日。

以上で、議案第13号財産の取得についての説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） ないようですので、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第13号を採決いた

します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

再開を10時45分とします。

午前10時31分 休憩

午前10時45分 再開

○議長(西村昭教君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第15 議案第14号

○議長(西村昭教君) 日程第15 議案第14号第6次上富良野町総合計画基本構想を定めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

企画商工観光課長。

○企画商工観光課長(口剛君) ただいま上程されました、議案第14号第6次上富良野町総合計画基本構想を定めることについてにつきまして、提案の要旨と、お手元に配付してございます第6次上富良野町総合計画基本構想の骨子について御説明申し上げます。

また、基本構想を策定する過程において取りまとめました総論についても配付させていただいておりますので、御参照いただきたく存じます。

今回提出させていただいた件につきましては、上富良野町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第1号の規定に基づき、議会の議決をもとめるものであります。

本町では、これまで5次にわたる総合計画を策定し、計画的なまちづくりを進めてきました。平成21年度から平成30年度までの10年間を計画期間とする第5次上富良野町総合計画では、まちの将来像を「四季彩のまち・かみふらの一風土に映える暮らしのデザイン」と定め、その実現に向けたさまざまな取り組みを推進してまいりました。

しかしながら、この間、少子高齢化や人口減少の急速な進行、全国各地における大規模な自然災害の発生などにより、社会・経済情勢は大きく変化してきております。

また、町内においても、人口減少への対応が大きな課題となっているほか、町民の意識は、保健、医療、福祉の充実、快適で安全・安心な住環境の整備について重視する傾向が強まっています。

こうした社会・経済情勢の変化やまちの課題、町民ニーズに的確に対応しながら、将来にわたって自立、持続可能な上富良野をつくっていくため、協働のまちづくりを念頭に、現計画の施策、事業を継承、発展させるとともに、新たな視点と発想を加え、第6次上富良野町総合計画を策定するものであります。

このたび提出の基本構想は、平成31年度以降の10年間におけるまちの進むべき方向を示すものであり、その内容といたしましては、まちづくり全てにおいて基本となるまちづくりの三つの視点を初め将来像、人口の目標、計画の体系、分野ごとの目標と取り組み方針からなっております。

この基本構想の策定に当たりましては、地域社会における人口や産業などの動向を踏まえるとともに、中学生を含む町民等アンケート調査や、町内各活動団体を対象としたグループインタビュー等を通じて、町民の期待、意見の反映に努めてまいりました。

さらに、庁内主幹職などによるプロジェクト会議、理事者、課長職による総合計画策定委員会において、素案作成のための協議、作業を行い、平成29年12月5日、町内主要団体の代表10名と公募5名で構成する上富良野町総合計画審議会を設置し、基本構想案について諮問を行い、審議会での慎重な審議を経て、過般、5月16日に答申をいただいたところであります。

この基本構想では、本町の特長、資源を最大限に生かしながら、協働のまちづくり、おだやかに安心して暮らせる安定感のあるまちづくり、人が行き交うまちづくりを進め、町民の暮らしが輝き、ずっと住み続けたいまち、そして、町外から多くの人々が訪れ、交流が生まれ、本町に移り住みたいまちをみんなでつくり上げ、それを未来に引き継いでいくという思いを込め、将来像を「暮らし輝き交流あふれる四季彩のまち・かみふらの」と決めました。

また、この将来像の実現に向け、六つの分野を設定し、それぞれに目標と取り組みの方針を定めております。

一つ目は、生活環境分野で、きれいで安全・安心な生活環境のまち。

二つ目は、保健、医療、福祉、子育て分野でみんなが元気になる健康福祉のまち。

三つ目は、産業分野で、活力と交流あふれる産業のまち。

四つ目は、教育、文化分野で、未来を開く人を育む教育、文化のまち。

五つ目は、生活基盤分野で、発展を支える生活基

盤が整ったまち。

六つ目が、協働、共生、行財政分野で、ともに生き、ともにつくるまちといたしました。

これらの目標を見据えて、総合計画に基づく施策、事業の着実な実行により、平成40年の人口の目標を1万660人といたしましたところであります。

以上、提出の要旨と基本構想の骨子について御説明させていただきます。

以下、議案を朗読し、提案といたします。

議案第14号第6次上富良野町総合計画基本構想を定めることについて。

上富良野町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第1号の規定により、第6次上富良野町総合計画基本構想を定めることについて、議会の議決をもとめる。

御審議くださいます、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

6番金子益三君。

○6番（金子益三君） ただいま上程いただきました第6次の基本構想に関するところで、大きな三つの視点というところにあるのですが、基本になるのが、やはり上富良野町の人口の目標というか、設定になってくると思うのです。

この間、第5次総合計画においても、最終年度である平成30年については、予測値と目標値ということで、予測値でいくと1万1,508人ということでございまして。目標値は1万1,900人ということでありました。

しかしながら、平成30年5月末の我がまちの人口は1万846名ということで、目標値は別としても、いわゆる社人研のほうで出している数値にかなり近いということになっております。

これを踏まえて、3ページにあります、目標人口が、今回、平成40年度、2028年、予測値としては9,540人という、ちょっと古いデータになっていると思うのですけれども、恐らく社人研で新しく出した数字で見ると、ちょっと微妙なところなのですけれども、2030年、平成42年の予測値として8,309人というのが最新の数値で出ております。いろいろ比較すると、2020年には9,991名になるというところで、今現在のところからも850人、この2年間で減るとするのはちょっと考えづらいのですが、それにしても、予測値に対する目標値が今1万660人、確かにこの人数は掲げるべき数字としては大変志が高く、また、この数字、この人口があつてこそ、この6総、10

年間ができるというふうには私も思うのですが、もうちょっと現実的な数値というか、ある程度、やはり人口ベースがないと、この六つの分野ごとのものの中でもかなり厳しくなってくる、また、目標として掲げるべきものができなくなるというおそれがあると思うのですが、この人口の目標設定についての考え方についてお示しをいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（口剛君） ただいま6番金子議員からの、人口の目標設定数値に関する御質問にお答えをさせていただきますと思います。

今回、この数値を出した経過につきましては、金子議員おっしゃったとおり、ちょっと古いというか、最後に着手した地点が、社人研で出した数字が平成22年度の国調ということになってございまして、この策定作業が進む過程の中で、ことし3月末に平成27年度の国調をもとにした社人研の推計値が示されたところでありまして。その辺のちょっと作業的なタイムラグといいますか、そういう部分で、今回示させていただいております人口については、平成22年の国調人口をもとにした推計に基づいて出されたものということで、ただ、私どもとしても、現にもう、ちょっと時期はずれましたけれども、新しい数字が出てきてございますので、それをいかに計画に反映させていくかということには、どういう方法がいいのかということ、こういうことも検討も並行して行いながらという段階ではございますが、例えば、今の時点では、やはり審議委員の審議過程とかということもございまして、今回、平成30年3月に出した数値の検証、検討というものを加えまして、どういう目標の人口に設定したらいいかということ、ちょっと今の時点ではまだ作業が精査できていないという状況でございます。そのあたりが、検証、精査ができたときに、どの時点でそういう人口を変える必要があるのか、変えたほうがいいのか、そういう判断も含めて、そのタイミングは常にかがいがいながら、作業といいますか、推移を見ていきたいというふうにご考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） わかります。課長おっしゃるように、社人研が出たのも、たしか4月に新しくなつてから出たから、多分、ずれがあつたと思うのです、御説明のとおり。この構想を出したときの審議過程で、その前の数字ということではいいのです。

大事なものは、目標数値が、当然、社人研にしても、いわゆる全国の、国の出生率だったりとか、いわゆる少子高齢化だったり、お亡くなりになる方、

産まれる方のバランス等々のところから、常に変動するのはいいと思うのです。問題は、例えば社会的に9,500人が9,000人になるということよりも、目標数値を1万660人に定める、そのために、例えば5総のときは、ケースA、B、C、D、Eということで、現状のまま、また、移住・定住が20人以上とかという、段階的なものというのをある程度想定したものが構想の中にも組み込まれていたのですけれども、そういう考え方というのが、今回、どの段階で、段階的に、最終的な平成40年度にこの目標数値に近づけるやり方とかというのが、具体策がちょっと示されていないから、その辺の考え方というのはどういうことでこの目標数値を出されたのかをお示しいただきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（口剛君） 6番金子議員の、ただいまの人口設定の算出の根拠といえますか、その御質問にお答えをさせていただきます。

今回、議員も御承知のように、28年3月に総合戦略をつくりまして、あわせまして、上富良野町人口ビジョンをつくりました。そこで2040年の将来的な人口設定をしたわけですけれども、算出の仕方としては、それを踏襲している形でございます。社人研で示しています社会減、それを2割程度に圧縮しようということと、そこでいけば、やはり雇用の場の確保ですとか、産業の振興でありますか、そういうことになります。

もう一つは、出生率を2.07と、要するに自然増減では減っていかない一つの目安としては、2.07の出生率が必要ということで、そういう設定をさせていただきます。その根拠も、国もそういう出生率を上げていこうという政策を強力に進めていこうというもとに、もともとうちは全国平均、全道でも高いほうでございますので、そこまで数字を求めてもいいのではないかという判断のもとで、それを算出根拠として、要するに目標人口の設定をいたしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） ということは、すなわち最終的には、この目標数値が、鶏が先か卵が先かではないのですけれども、この目標数値を目指すための一つの基本構想があり、計画ができていくこととなりますし、また、この目標数値があるからこそ、この計画にのっとってまちづくりができていくということになっていくので、今後の、これから策定されるべく基本計画については、今言ったような、例えば合計特殊出生率を2.07に上げるべく子育て政策をしていくとか、また、地域に根ざすべく産業構

造のためのいわゆる振興計画があったりとか、定住政策があったり、また、それだけではなくて、どんどんどんどんやはり自然減していくところをとめていくための移住政策とかいうこともかなり盛り込んだことが、今後の計画の中に具体化として出ていくということで、この数値が出されているということで理解してよろしいですか。

○議長（西村昭教君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（口剛君） ただいまの6番金子議員の御発言ですが、全くそのとおりでございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

5番今村辰義君。

○5番（今村辰義君） 6次の総合計画の基本構想についてお伺いいたします。

非常にすばらしくよくできているというふうに思っています。ただ、計画を新たにつくるときは、その前のものの教訓を対策に生かしていかなければいけないだろうというふうに思っています。この計画については、将来像をしっかりと分析しまして、六つの分野目標を設けて、しっかりとフロー図というのですか、フローチャートに網羅されておりますけれども、その前提となるところには、まちの特性というのですか、それとか、位置と地勢等と、いろいろありますけれども、まだ5次総合計画が終わっていません。だから、まだ5次のそういう教訓、対策がなされていないのか、あるいは、前回お伺いしましたけれども、もう一つの、もっと細かくしたところ、総論というのですか、これを読めばわかるということもおっしゃったのですけれども、なかなかちょっとわからないところもありまして、そういった、今後、5次の分析を出されるのか、出したとしても、つけ加えて、このフローチャートといいますか、フロー図は変わらないと思うのですけれども、しかし、段階を踏んでいく限りにおいては、やはり今、同僚議員が言いましたように、人口対策にしろ何にしろ、やはり5次はこうだったからこうなったのだと。だから6次はこうするのだというようなものを導き出すためには、5次の分析というのは大事だと思うのですけれども、今後、そういったものを出す考え方があらわれるのか、あるいはこのままでいくのか、そこをお示ししていただきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（口剛君） ただいまの5番今村議員の、5次の総括についての御質問でございます。

5次で行いました100を超える、数百の施策事務事業については、昨年の時点で一たんの総括を

行っているところをごさいますて、それは一つ一つ総括をしているところで、効果であったり、今後の方向性であったりというところでは、総括をしているところをごさいます。ただ、なかなかそれをお示しすると膨大な資料になりますので、それらが全部総論の中に凝縮されているということで御理解をいただきたいのですけれども、ただ、前回の総合計画も、施策によっては指標を示しています、目標数値を。それは必ずチェックしてごさいますので、ことしが最終年度ですから、平成30年度終わった時点でその指標を整理しまして、5次の施策、事業が目標に対してどうだったか、そういうようなことは見て、ごらんいただいて、理解いただけるようなものはしっかり出ささせていただきたいと思ひます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにごさいますせんか。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 人口の目標設定は、担当の課長からも話がありました。それで、当然、ビジョン計画に基づく2.07%という形の出生率確保という形になっております。しかし、実際、統計調査を見ますと、実際、上富良野の出生率は決して高くなく、逆に下がる傾向、1.7だとか、現実的な話なのですが、あります。そうすると、こういった部分の底上げをどうするのかということの、その反映を行って2.07何がしを確保するという話なのかなというふうに思ひます。産業構造を見ても、年少人口と生産年齢人口そのものが下がるという状況になっておりますから、やはりこういった部分における、やはりきちとした対策をとらない限りは、一定部分のその目標数値は最低でも確保できないのかなというふうに思ひておりますが、この点、いろいろ六つの事業の中にはそういったものが網羅された中での記述になっているかというふうに思ひますが、どういったところを争点として、生産年齢人口、少子化に対する出生率を上げようとしているのか。

また、同時に、1次産業のいわゆる農業、この統計調査、いただいた文書にも書かれておりますが、1次産業に従事する、そういった人口も減ってきているということになれば、こういった部分、そういう部分も底上げしながら、2次産業、3次産業につなげるというような手法が大切なのかなというふうに思ひますが、こういったところの改善策というのはどういうふうに考えておられるのか、お伺ひいたします。

それと同時に、地域の魅力を発揮するという形で、観光人口、交流人口をふやししながら、そういうものも含めて人口増につなげたいという形になって

おりますが、この間、観光客の入込数等は決して、最近、外国人の方々の入込数があつて、若干ふえる傾向がありますが、上富良野町はそんなに極端な形で上昇するという形ではなっていないというふうに思ひます。そうしますと、そういった部分の底上げをいかにしてこういった人口に反映していくのかということかというふうに思ひます。

そうすると、現在の役場職員の人事配置でいいのかというような、細かい話はちょっと、ぱつと言ひますけれども、なるというふうに思ひます。そういう意味では、やっぱり役場職員の人材確保というのも相当力を入れなければ、総体的に、やっぱりこういうものを、計画は立てたはいいけれども、そこに到達、なかなかきれいな、近づけないというようになるのかなというふうに思ひます。そういう意味では、この点、どういうふうにお考えなのか。

それと、将来のコンパクトシティは別としても、人口が減るという形の中で、行財政改革ということもうたわれております。しかし、これは住民に負担を押しつけるというものではあつてはならないと思ひますが、大枠でよろしいですが、施設の合理化含めた行政改革というのはどういう中身なのか、教えていただければというふうに思ひます。

それと、何よりも地域のコミュニティというのが非常に大事になってくるかというふうに思ひます。確かにボランティア、あるいは地域の人材等を生かしながらまちづくりを進めるという点では、最近、どの自治体においてもそういう方向に流れとしてなっておりますが、しかし、高齢化という状況の中で、必ずしも地域の人材が、あるけれども、それを生かすかどうかという点での、やっぱり非常に難しさが出てくるのかというふうに思ひます。そういった点では、やっぱり基本は自治体がきちとしたながら、そういったものも進めなければならないのではないかというふうに思ひますが、この点、大まかにお伺ひしたいと思ひます。

○議長（西村昭教君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（口剛君） 11番米沢議員の御質問ですけれども、ここで具体的になかなか私も答えられないかなというふうに思ひますが、子供の出生率、これは子育て支援なりの環境を整えて、子供を産んでいただくような、そういう環境をつくっていくということが基本となりますので、そこら辺の施策の充実を図っていくということになるかと思ひます。

産業の、要するに産業人口、生産人口が減っていくというところでは、これは厳粛に受けとめなければならない部分でございますので、今ある中でどのように生産性を向上させていくのか、そういうとこ

ろに尽きると思います。それについては、農業も商業も工業もそうですけれども、限られたそういう人員の中で、いかに生産性を効率よく上げていくか、そういうような施策が必要になってくるのではないかというふうに思っております。

交流人口ということで、観光振興、こちらのほうも、個別の計画も立てながらやっておりますので、現在、観光振興計画、平成24年度から今年度までの6年間を計画期間として進めてございますが、ただいまその総括を行っているところであります。また31年度以降、5年を計画期間とする観光振興計画を策定している最中でございますので、その中で、1次の観光振興計画の反省を踏まえて、どのような施策を打ったら効果的なのか、あるいは、どのような支援策を講じれば民間の事業者が活発な事業活動になってくれるのか、効果が出るのか、そういうことをしっかりと検証した中で、事業の組み立てを行っていく必要があると思っております。

コンパクトシティの関係の行財政改革でありますけれども、コンパクトシティも一つの手段ではあるというふうに思っておりますが、こちらのほうにつきましては、行財政改革にもつながるといことになりまして、かなり大きい話でございますので、こちらのほうについては、本当に百年の計のような、そういう規模の事業になるかというふうに思いますので、その辺の可能性的には、今後、人口減少する中で、効率いい行政運営を考えると、そういうことの検討を加えることも必要になってくるのではないかなというふうに思います。

コミュニティの維持でございますが、議員おっしゃるとおり、各町内会等においては、高齢化が進んでいることは十分認識しているところでございます。いろいろとそれを維持するための課題というのでも皆さん認識しながら、それぞれの自治会等で活動されているというふうに考えております。やはり自治会活動がきっちりと継続して持続して行われるように、そういうような支援体制をまちはとるべきではないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） 動議を提出します。

ただいま可決されました第6次上富良野町総合計画基本構想の基本計画の策定に当たり、13人で構成する第6次上富良野町総合計画基本計画調査特別委員会を設置し、調査することを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） ただいま9番荒生博一君から、第6次上富良野町総合計画基本計画調査特別委員会の設置に関する動議が提出され、この動議につきましては、会議規則第16条の規定により、1人以上の賛成がございまして、成立いたします。

暫時休憩いたします。

再開を11時30分とします。

午前11時14分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程追加の議決

○議長（西村昭教君） 先ほど荒生議員から出されました動議につきまして、第6次上富良野町総合計画基本計画調査特別委員会の設置に関する決議の動議を日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、この動議を追加日程第4として、直ちに議題とすることに決しました。

暫時休憩します。

午前11時26分 休憩

午前11時27分 再開

○議長（西村昭教君） 会議を再開いたします。

◎追加日程第4 発議案第7号

○議長（西村昭教君） 追加日程第4 発議案第7号として、第6次上富良野町総合計画基本計画調査特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

9 番 荒生博一君。

○9 番（荒生博一君） ただいま上程されました、発議案第 7 号第 6 次総合計画基本計画調査特別委員会の設置に関する決議について、提案理由の説明をいたします。

現行の第 5 次上富良野町総合計画は、本年度を最終年度として、平成 21 年 3 月に策定され、四つの基本方針、五つの暮らし、25 の施策体系により、まちづくりが展開されてきたところであります。

第 6 次上富良野町総合計画基本構想は、先般、可決しましたが、今後 10 年間のまちづくりの方向や、重点課題の整備時期が示されるであろう第 6 次総合計画基本計画策定に当たり、本議会としても、第 5 次総合計画の評価や町民の声が反映された、真に町民のための計画となるよう、調査、研究が必要ではないかと考えます。

よって、議長を除く 13 名の議員で構成する第 6 次上富良野町総合計画基本計画調査特別委員会を設置しようとするものであります。

なお、本特別委員会は、議会の閉会中も継続してこの調査をすることができるよう、調査期間を調査の終了までとしようとするものです。

以下、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議案第 7 号第 6 次上富良野町総合計画基本計画調査特別委員会設置に関する決議について。

上記議案を次のとおり、会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出いたします。

平成 30 年 6 月 20 日提出。

上富良野町議会議長 西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員 荒生博一。

賛成者、上富良野町議会議員 岡本康裕。

第 6 次上富良野町総合計画基本計画調査特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、第 6 次上富良野町総合計画基本計画調査特別委員会を設置するものとする。

記。

1、名称、第 6 次上富良野町総合計画基本計画調査特別委員会。

2、設置の根拠、委員会条例第 5 条。

3、委員の定数、議長を除く 13 人。

4、調査の期間、調査の終了まで。

以上、発議案第 7 号第 6 次上富良野町総合計画基本計画調査特別委員会設置に関する決議についての説明といたします。

御審議賜りまして、御議決くださいますようよろしく願いいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第 7 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、本件については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 16 諮問第 1 号

○議長（西村昭教君） 日程第 16 諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） ただいま上程をいただきました、諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本町では 4 名の方々に、現在、人権擁護委員を務めていただいているところでございます。

その人権擁護委員の中で、原喜美子氏が、このたび平成 30 年 9 月 30 日をもって任期満了を迎えるところでございます。

原喜美子氏におかれましては、これまで 1 期 3 年間にわたり大変御活躍をいただいたところでありますが、このたび御本人から、後進に道を譲りたいと、強い意向が示されましたことから、私といたしましては、今期の任期満了をもちまして退任されることを了承させていただいたところでございます。

これに伴いまして、原喜美子氏の後任の人権擁護委員といたしまして、このたび、富田朋子氏を推薦いたしたく、御提案申し上げるところでございます。

なお、富田朋子氏におかれましては、人格識見にもすぐれた方でございますので、ぜひ富田朋子様を御推薦申し上げたいというふうに考えているところでございます。

以下、議案を朗読させていただきます、説明とさせていただきます。

諮問第 1 号。

人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記。

住所、上富良野町■■■■■■■■■■。

氏名、富田朋子。

■■■■■■■■■■生まれでございます。

なお、経歴等につきましては、既に経歴書を御配付させていただいておりますので、御参考に御高覧賜りたいと思います。

以上でございます。

御審議いただきまして、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は先例により、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

これより、諮問第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり適任と認めることに決しました。

◎日程第17 発議案第1号

○議長（西村昭教君） 日程第17 発議案第1号議員派遣についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） ただいま上程されました、発議案第1号議員派遣については、以下、朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第1号議員派遣について。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成30年6月19日提出。

上富良野町議会議長 西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員 佐川典子。

賛成者、上富良野町議会議員 岡本康裕、上富良野町議会議員 荒生博一。

議員派遣について。

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により議員を派遣する。

記。

1、北海道町村議会議長会主催の議員研修会及び先進地事例調査。

(1)目的、分権時代に対応した議会議員の資質向

上に資するため。

(2)派遣場所、札幌市、苫小牧市、当別町。

(3)期間、平成30年7月3日から7月4日の2日間。

(4)派遣議員、全議員、14名。

2、北海道町村議会議長会主催の議会広報研修会及び広報技術研修。

(1)目的、議会広報特別委員の資質向上に資するため。

(2)派遣場所、札幌市、奈井江町。

(3)期間、平成30年8月22日から8月23日の2日間。

(4)派遣議員、議会広報特別委員、6名。

以上でございます。

御審議いただきまして、お認めくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 発議案第2号

○議長（西村昭教君） 日程第18 発議案第2号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

2番岡本康裕君。

○2番（岡本康裕君） ただいま上程されました、発議案第2号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見について、朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第2号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成30年6月19日提出。

上富良野町議会議長 西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員 岡本康裕。
賛成者、同じく荒生博一。
裏面をごらんください。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書。

総務省の調査によると、平成28年4月1日現在、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で約64万人とされ、職種も行政事務補助職員のほか、保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、医療技術者、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校教育など、多岐にわたっており、地方行政の重要な担い手となっている。

平成29年5月11日、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の成立により、新たな一般職非常勤職員である会計年度任用職員制度が創設され、法律上、不明確であった一般職非常勤職員の任用等に関する制度が明確化されるとともに、職務給均衡の原則に基づく適切な給付が規定されることになった。

平成32年4月の法施行に向けて、各自治体においては、任用実態の調査、把握のほか、関係条例、規則等の改正や新たな予算の確保などが必要となっており、行政サービスの質と量の維持や、臨時・非常勤職員の待遇改善、任用の安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望する。

記。

1、各自治体に対し、会計年度任用職員制度の周知徹底を図るとともに、さらなる実態把握に向けて、必要な調査等を行うこと。

2、会計年度任用職員制度に必要な財源については、地方財政計画に反映させるなど、確実に確保すること。

また、自治体が運営する地方公営企業に任用する職員もその対象とすること。

3、会計年度任用職員制度への移行に当たっては、現に任用されている臨時・非常勤職員の任用や労働条件が維持されるよう、各自治体に対し適切な助言を行うこと。

また、人材確保や任用の安定の観点から、引き続き、制度の安定的運用に向けて検討を重ねること。

4、非正規労働者の格差是正を求める同一労働同一賃金に関する法整備の動向を踏まえ、パートタイム労働法の趣旨が会計年度任用職員に反映させるよう、さらなる地方自治法の改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年6月20日。

北海道空知郡上富良野町議会議員 西村昭教。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上で説明とかえさせていただきます。

御審議賜り、御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 発議案第3号

○議長（西村昭教君） 日程第19 発議案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

2番岡本康裕君。

○2番（岡本康裕君） ただいま上程されました、発議案第3号地方財政の充実・強化を求める意見についてを、朗読をもって説明とかえさせていただきます。

発議案第3号地方財政の充実・強化を求める意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成30年6月19日提出。

上富良野町議会議員 西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員 岡本康裕。

賛成者、同じく荒生博一。

地方財政の充実・強化を求める意見書。

地方自治体は、高齢化が進行する中で、医療、介護、子育て支援など、社会保障への対応、地方交通の維持、森林環境政策の推進など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施、公共施設の老朽化対策など、新たな政策課題に直面している。

一方、公共サービスを提供する人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかなサービスの提供が困難になっており、人材確保を進めるため、これに見合う財源が必要となっている。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮

や公的サービスの産業化など、地方財政を焦点にした歳出削減に向けた議論が加速している。

特にトップランナー方式の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧される。インセンティブ改革とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観、中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものである。

また、自治体基金は、景気動向による税収の変動、人口減少による税収減や、地域の実情を踏まえた政策課題に対応する目的で積み立てており、財政的余裕によるものでないことから、基金残高を地方財政計画に反映させて地方交付税を削減すべきではない。

地域に必要な公共サービスの提供を担保するための財政保障が地域財政計画の役割であり、また、財政健全化目標を達成するために歳出削減が行われ、結果としてサービスが抑制、削減されれば本末転倒であり、住民生活と地域経済に大きな影響を与えることは明らかである。

このため、平成31年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入、歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要であり、以下の事項の実現を強く要望する。
記。

1、子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の充実など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

また、消費税、地方消費税の引き上げを予定どおり平成31年10月に実施し、社会保障財源に充てること。

2、社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要と公共サービスの提供に必要な人員を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額を確保すること。

3、地方交付税におけるトップランナー方式の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小すること。

4、住民の命と財産を守る防災・減災事業はこれまで以上に重要であり、自治体庁舎を初めとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡大と十分な期間の確保を行うこと。

5、平成27年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税を算定すること。

6、地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税、消費税を対象に、国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を初め、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

7、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

また、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税、法人税、酒税、消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

8、地方自治体の基金は、平成16年度の地方交付税、臨時財政対策債の一般財源の大幅削減による自治体財政危機、自治体にかかわる国の突然の政策変更、リーマンショックなどの経済環境変動下でも、災害の復旧・復興や住民の福祉向上のために必要な事業に対応できるよう、財政支出の削減等に努めながら積み立てたものであり、これを地方財政計画へ反映しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月20日。

北海道空知郡上富良野町議会議員 西村昭教。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）。

御審議賜り、御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第1 発議案第4号

◎追加日程第2 発議案第5号

○議長（西村昭教君） 追加日程第1 発議案第4号 J R北海道路線存続に向けた意見について、追加日程第2 発議案第5号 J R北海道路線存続に向けた意見についてを一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

2番岡本康裕君。

○2番（岡本康裕君） ただいま上程されました、発議案第4号、発議案第5号の J R北海道路線存続に向けた意見についてを、朗読をもって説明とかえさせていただきます。

発議案第4号 J R北海道路線存続に向けた意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成30年6月20日提出。

上富良野町議会議長 西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員 岡本康裕。

賛成者、同じく荒生博一。

裏面をごらんください。

J R北海道路線存続に向けた意見書。

J R北海道は、平成28年11月、「J R単独では維持困難な線区」として10路線13区間を公表し、路線廃止を前提とした拙速な見直しに対する危惧から、対象となる市町村を中心に、北海道内で大きな不安が広がっている。

鉄道は、地域住民の暮らしや産業経済を支える重要な公共交通機関であり、さらに国が進める観光立国に向けたインバウンドの拡大にとって、外国人観光客に人気の高い北海道の交通ネットワークの維持は重要である。

北海道が進める地域連携による広域観光ルートとしての「道北、道東広域観光周遊ルート」の推進、さらに中空知と道東を結ぶルートとして、富良野線、根室本線の全線維持は必要である。

また、日本の食糧基地である道内の農畜産物輸送においても J R路線は大きな役割を果たしており、北海道経済、さらには日本国内の食糧問題にまで大きな影響を及ぼすものである。

国は、国鉄民営化の時点で J R北海道が将来とも黒字経営になることが難しいとの判断から、経営安定基金を設けたが、想定を大きく下回る低金利により、運用益が大幅に減少したことから、経営環境は厳しい状況となっており、国において、将来的にも J R北海道が路線を維持し、安定した経営が行えるよう、抜本的な対策を講じるよう強く要望する。

記。

1、収支悪化要因である老朽施設の改修・更新など施設の安全投資に対する新たな支援策を講じること。

2、自然災害により不通となっている根室本線（東鹿越～新得間）の早期災害復旧を図るよう支援策を講じるとともに、災害再発防止に向けた治山治水対策等を実施すること。

3、経営安定基金の運用益が低下していることから、J R北海道が経営努力のもと、安定した経営ができるよう、国の支援のあり方を抜本的に見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月20日。

北海道空知郡上富良野町議会議長 西村昭教。

提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、財務大臣、国土交通大臣。

続きまして、発議案第5号に移らせていただきますが、第4号と内容が重複しており、変化があるところだけ朗読させていただきます。

記の3行上ぐらいの「北海道においては」から朗読をいたします。

北海道においては、道民の生活基盤、経済産業の維持発展のため、J R北海道路線存続に向け、主体的な行動をとられるとともに、国に対し、以下の点について強く要望する。

ということで、内容が同じなので、割愛させていただきます。

提出先は北海道知事であります。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由を終わります。

これより、発議案第4号の質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、発議案第5号の質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第3 発議案第6号

○議長(西村昭教君) 追加日程第3 発議案第6号北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

2番岡本康裕君。

○2番(岡本康裕君) ただいま上程されました、発議案第6号北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見についてを、朗読をもって説明とかえさせていただきます。

発議案第6号北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成30年6月20日提出。

上富良野町議会議長 西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員 岡本康裕。

賛成者、同じく荒生博一。

裏面をごらんください。

北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書。

我が国の食と農を支えてきた主要農作物種子法(以下「種子法」という。)が本年4月1日に廃止された。

種子法は、国や都道府県に対する公的役割を明確にしたものであり、同法のもとで、稲、麦、大豆などの主要農作物の種子の生産、普及のための施策が実施され、農業者には優良で安心な種子が、消費者にはおいしい米などの農作物が安定的に供給されてきた。

しかし、種子法の廃止により、今後、稲などの種子価格の高騰、地域条件等に適合した品種の生産、普及などの衰退が懸念される。

また、地域の共有財産である種子を民間にゆだねた場合、長期的には世界の種子市場を独占する遺伝子組み換え企業が日本の種子市場を支配していく懸念も指摘されている。このことは、我が国の食の安全・安心、食糧主権が脅かされることであり、国民、道民にとっても大きな問題である。

また、種子法廃止法案の可決に当たっては、種子法が主要農作物種子の国内自給及び食糧安全保障に

多大な貢献をしてきたことにかんがみ、優良な種子の流通確保や、引き続き都道府県が種子生産等に取り組むための財政措置、特定企業による種子の独占防止などについて、万全を期すことを求める附帯決議がなされている。

よって、北海道における現行の種子生産、普及体制を生かし、北海道農業の主要農作物の優良な種子の安定供給や品質確保の取り組みを後退させることなく、農業者や消費者の不安払拭のために、北海道独自の種子条例を制定するよう強く要望する。

記。

1、将来にわたって、北海道の優良な種子が安定的に生産及び普及が図られ、生産者が安心して営農に取り組む、高品質な北海道産の農作物が消費者に提供できるよう、北海道主要農作物の種子に関する道条例を早期に制定すること。

2、対象農作物については、稲、麦、大豆といった北海道農業に欠かせない農作物を位置づけるとともに、条例の円滑な推進に必要な財政措置と万全な体制を構築すること。

3、食糧主権の確保と持続可能な農業を維持する観点から、すぐれた道産種子の遺伝資源が国外に流通することのないよう、知的財産の保護を条例に盛り込むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月20日。

北海道空知郡上富良野町議会議長 西村昭教。

提出先、北海道知事。

以上、御審議賜り、御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 閉会中の継続調査申し出について

○議長(西村昭教君) 日程第20 閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、会議規

則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付の閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎閉 会 宣 告

○議長(西村昭教君) これにて、平成30年第2回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

午後 0時05分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成30年6月20日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 今 村 辰 義

署名議員 金 子 益 三